



御殿場市の環境

令和4年度版



環境市民部

環境課

目 次

第1章 第二次御殿場市環境基本計画

1 第二次御殿場市環境基本計画の概要	1
2 第二次御殿場市環境基本計画の点検・評価結果	3

第2章 環境への各種施策

1 環境行政のあゆみ	1 3
2 御殿場市環境マネジメントシステム	1 4
3 御殿場市地球温暖化対策実行計画	1 6
4 新・省エネルギー各種関連事業	2 0

第3章 自然環境の保全と創造

1 自然環境の保全	2 1
(1) 富士箱根伊豆国立公園	2 1
(2) 富士山麓植生保護	2 1
(3) 富士山基金	2 1
① 基金の概要 ② 活用事業	
2 野生生物の保護等	2 3
(1) 傷病鳥獣の保護	2 3
(2) 野鳥の捕獲の許可と飼養登録	2 3
(3) 被害防止目的捕獲許可（有害鳥獣捕獲許可）	2 3
3 自然とのふれあい	2 3
(1) 富士山自然誌リレーセミナー	2 3
(2) 富士山自然観察会	2 4
(3) 自然観察会	2 4
(4) 野鳥とのふれあい	2 5
(5) 水辺での活動	2 5

第4章 生活環境の現状と対策

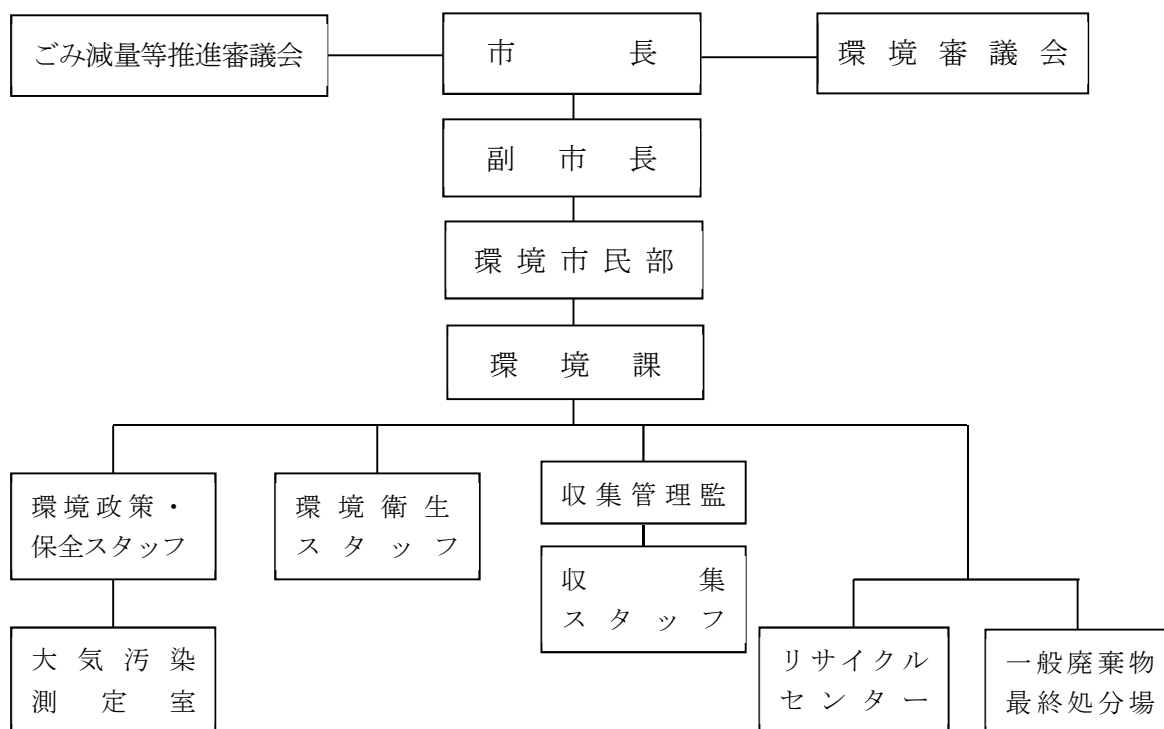
1 環境法令等のあゆみ	2 6
2 公害苦情	3 0
3 大 気	3 1
(1) 環境基準と当市の現況	3 1
(2) 大気汚染の状況	3 2
① 二酸化硫黄 ② 微小粒子状物質	
③ 光化学オキシダント ④ 風向・風速	
(3) 大気汚染防止対策	3 7
① 排出基準（硫黄酸化物、ばいじん、有害物質） ② ばい煙発生施設の届出状況	
(4) 環境放射線量の測定	4 1
4 水 質	4 2
(1) 環境基準	4 2
① 生活環境の保全に関する環境基準 ② 人の健康の保護に関する環境基準	
(2) 水質汚濁の状況	4 4
① 黄瀬川水系 ② 鮎沢川水系	
(3) 水質汚濁防止対策	5 0
① 工場・事業場の監視及び指導 ② 排水基準（静岡県条例の排水基準）	
③ 届出状況 ④ 生活系排水対策	
5 騒音・振動	5 7
(1) 騒音・振動の概要と環境基準	5 7
(2) 騒音・振動の防止対策	5 8
① 工場、事業場の規制基準 ② 建設作業の規制基準	
③ 道路交通騒音 ④ 自動車騒音の常時監視結果 ⑤ 届出状況	
6 悪 臭	6 3
(1) 悪臭防止対策	6 3
① 悪臭の概要 ② 悪臭の規制 ③ 届出状況	
7 地下水	6 6
(1) 地下水の利用状況	6 6
① 水循環と地下水 ② 揚水状況と地下水障害 ③ 地下水位の経年変化	
(2) 地下水の保全対策	6 9
(3) 環境基準	6 9
(4) 地下水汚染防止対策	7 0
① 対策の概要 ② 汚染井戸の状況	
8 ダイオキシン類	7 3
(1) 概要と環境基準	7 3
(2) 汚染の状況	7 4
① 大気環境の調査結果 ② 土壌の調査結果	
(3) ダイオキシン類汚染防止対策	7 6
① 特定施設の届出状況 ② 規制基準	

第5章 廃棄物等

1	廃棄物処理基本方針	77
2	廃棄物行政のあゆみ	78
3	ごみ処理の状況	83
(1)	ごみ発生量（年度別）	83
4	ごみ減量に関する取組	84
(1)	マイバッグ持参率	84
(2)	生ごみ処理容器等購入事業補助金交付制度	84
5	ごみ資源化の状況	84
(1)	資源物の再資源化実績	84
①	びん・缶	
②	古紙	
③	ペットボトル・トレイ・発泡スチロール	
④	使用済小型家電	
⑤	金属類	
⑥	生ごみ	
(2)	資源物以外の再資源化実績	86
①	有害ごみ（乾電池）	
②	有害ごみ（蛍光管）	
③	危険ごみ（スプレー缶）	
④	危険ごみ（ライター）	
6	資源回収団体による資源物回収	86
7	ごみ収集	87
(1)	ごみの収集体系	87
(2)	ごみ集積所設置数	87
(3)	粗大ごみ出張収集	88
8	不法投棄	88
9	環境美化活動	88
10	道路上における動物の死体処理	88
11	墓地、埋葬等に関する許可	89
12	犬の登録	89
13	地域猫活動事業	89
14	一般廃棄物最終処分施設	90
(1)	御殿場市一般廃棄物最終処分場	90
(2)	御殿場市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設	91
(3)	新大野原不燃物最終処分場	91

組織と事務分掌

(1) 組織（令和5年4月1日現在）



(2) 事務分掌（令和5年4月1日現在）

◆ 環境政策・保全スタッフ ◆	
・環境施策の企画及び調整 ・環境基本計画 ・環境マネジメントシステム ・地球温暖化対策 ・環境審議会 ・自然環境の保護及び保全 ・環境教育・環境学習	・富士山基金 ・地下水及び専用水道 ・水質保全協議会 ・鳥獣の保護、捕獲許可及び飼養の登録 ・大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌等に係る環境監視、調査並びに工場及び事業所の規制指導 ・部内の連絡調整
◆ 環境衛生スタッフ ◆	
・一般廃棄物の処理計画及び再利用計画 ・一般廃棄物の減量及び再資源化 ・一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可 ・廃棄物処理施設の計画に係る調査、指導及び調整 ・廃棄物処理施設検討委員会 ・ごみ減量等推進審議会 ・御殿場市環境衛生自治推進協会	・公衆衛生 ・飼い犬の適正飼育指導並びに登録及び狂犬病予防 ・地域猫活動の支援 ・墓地 ・ごみ処理、し尿処理等に係る御殿場市・小山町広域行政組合との連絡調整 ・事業系廃棄物の排出事業者の指導監督
◆ 収集スタッフ ◆	
・ごみ減量等推進員 ・一般廃棄物処理事業協同組合との調整 ・一般廃棄物並びに特定資源の収集、処分及び排出の指導 ・一般廃棄物の適正処理 ・廃棄物の不法投棄の監視、指導及び回収 ・ごみ集積所	・廃棄物処理手数料の賦課徴収 ・資源物、有害ごみ等の拠点回収 ・最終処分場及びリサイクルセンター ・ごみ処理施設等の地元区、地権者等との連絡調整 ・環境美化奨励金 ・へい死動物の処理 ・災害廃棄物その他廃棄物

※ それぞれの事務分掌の末尾に「に関すること。」を付ける。

第1章 第二次御殿場市環境基本計画

1 第二次御殿場市環境基本計画の概要

(1) 計画の内容等

この計画は、御殿場市環境基本条例に基づいて策定し、環境分野のマスタープランとして位置付けており、期間は平成28年度から令和7年度までの10年間としています。

また、この計画では、市が実施する施策だけでなく、市民・事業者・滞在者の方々が環境問題に取り組む姿勢や具体的な取組内容を示しています。

(2) 目指す環境像

富士山のふもとで 自然と人が共生するまち 御殿場
～未来輝く エコライフシティをめざして～

「市の最大の象徴であり、すべての環境に通じる富士山」

「自然とまちを形成する人との共生」

「輝く星、輝く人、輝く未来」

第一次計画では「富士・人・未来 はぐくむ自然郷（エコトピア）御殿場」を目指す環境像としましたが、第二次計画では第一次計画の環境像を継承しつつ、更に発展させた環境像を設定しています。

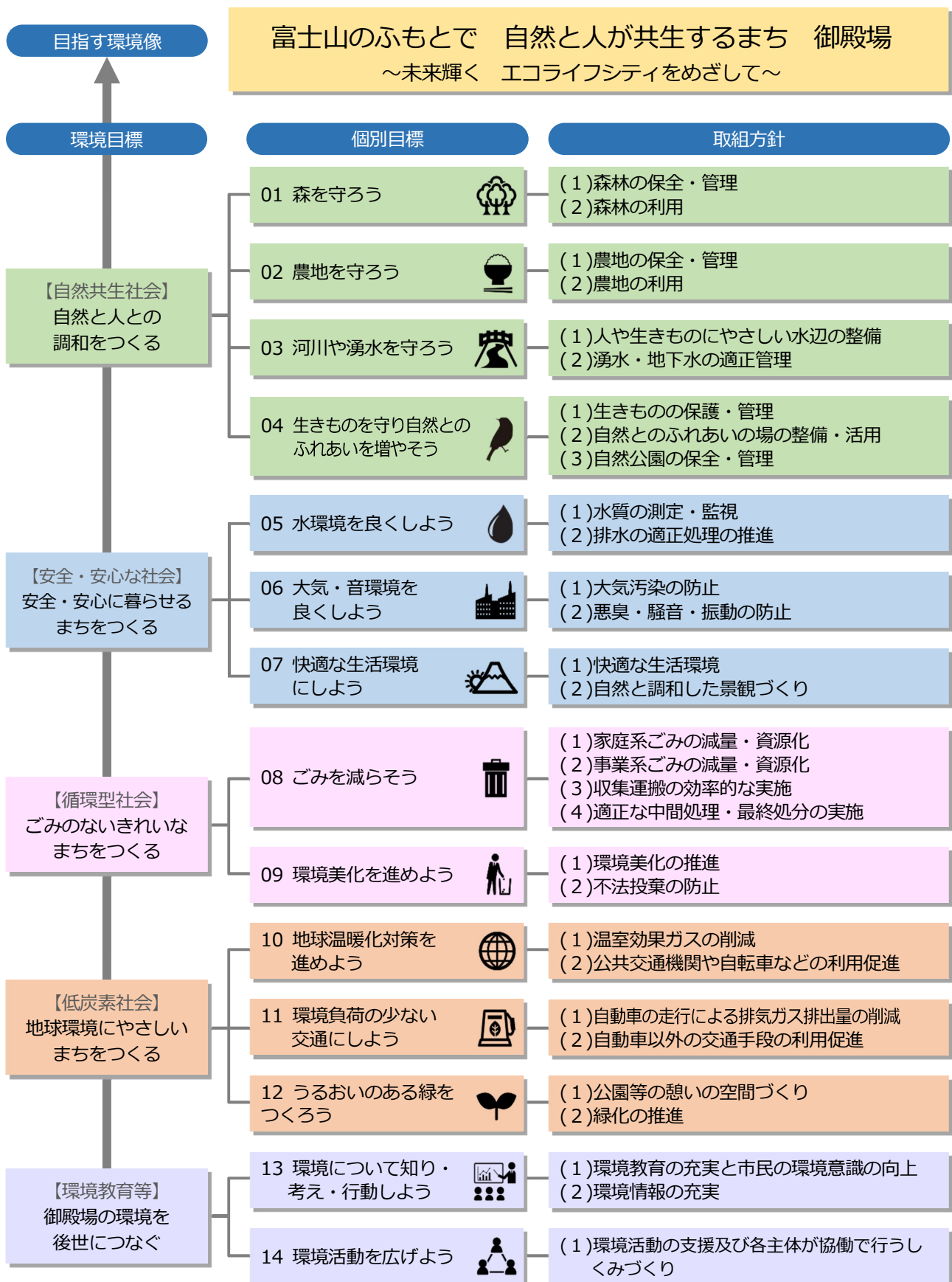
(3) 施策の体系と推進体制

計画の目指す環境像を実現するため5つの環境目標を掲げ、その下に14の個別目標を掲げています。それぞれの目標を実現するための取り組みを定め、点検・評価をしやすいことを目的として数値目標も設定しています。計画全体や基本施策の進行状況は、事務局である環境課と所管課で点検・評価を実施し、報告書を作成した後、市民、事業者、関連団体等が参加する「御殿場市環境市民懇話会」に報告していきます。懇話会での意見を事業の見直し・改善に生かし、環境施策の充実と推進を図ります。

(4) 点検・評価の方法

令和4年度に実施した環境の保全と創造に関する施策及び事業の内容並びに実施状況・課題等について、所管課に報告してもらい、14の個別目標ごとに37の数値目標を設定し、点検・評価指標を設け、事務局である環境課と所管課で点検・評価を行いました。

計画の目指す環境像と施策の体系図



2 第二次御殿場市環境基本計画の点検・評価結果

第二次御殿場市環境基本計画では平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画の期間としており、計画の目標達成状況を把握するため、「数値目標」を設定しています。

令和 4 年度実績の第二次御殿場市環境基本計画の点検・評価結果について報告します。

◆ 表の見方 ◆

第二次御殿場市環境基本計画における環境目標

環境目標の下に設定されている個別目標

環境目標 「自然共生社会」 自然と人との調和をつくる

個別目標 取組方針	01 森を守ろう 1-1 森林の保全・管理			
項目	1 - 1			
指標	間伐実施面積 (累計)	林道整備延長 (舗装延長)	広葉樹への転換面積 (累計)	
基準値(H26)	1,452.20ha	17,504m	4.19ha	
R4 目標値	2,080.00ha	19,955m	5.80ha	
R4 実績	1,842.53ha	20,359m	6.72ha	
最終目標値 (R7)	2,440.00ha	20,357m	6.40ha	
取組状況 及び評価	市内で7.49haの間伐が実施されたものの、目標値は未達成となった。森林経営管理制度等を活用し、間伐の推進を図っていく。	林道沢入線及び林道高内1号線の舗装工事が完了し、目標を達成している。	目標は達成しており、風倒木等による災害の防止や良好な自然環境の創出に寄与している。	

環境目標 「自然共生社会」 自然と人との調和をつくる

個別目標 取組方針	01 森を守ろう 1-1 森林の保全・管理			
項目	1 - 1			
指標	間伐実施面積 (累計)	林道整備延長 (舗装延長)	広葉樹への転換面積 (累計)	
基準値(H26)	1,452.20ha	17,504m	4.19ha	
R4 目標値	2,080.00ha	19,955m	5.80ha	
R4 実績	1,842.53ha	20,359m	6.72ha	
最終目標値 (R7)	2,440.00ha	20,357m	6.40ha	
取組状況 及び評価	市内で 7.49ha の間伐が実施されたものの、目標値は未達成となった。森林経営管理制度等を活用し、間伐の推進を図っていく。 林道沢入線及び林道高内1号線の舗装工事が完了し、目標を達成している。 目標は達成しており、風倒木等による災害の防止や良好な自然環境の創出に寄与している。			

個別目標 取組方針	02 農地を守ろう 2-1 農地の保全・管理			
項目	2 - 1			
指標	エコファーマー認定数	多面的機能支払対象面積	有害鳥獣による被害面積	
基準値(H26)	36 人	137.3ha	1,291 a	
R4 目標値	41 人	182.0ha	632 a	
R4 実績	27 人	253.2ha	674 a	
最終目標値 (R7)	45 人	200.0ha	500 a	
取組状況 及び評価	持続農業法に基づき、エコファーマーの認定を行ってきたが、法の廃止により令和4年7月1日以降は、エコファーマーの新規申請や更新申請の受付が出来ず、目標の達成は難しいと考えられる。 例年目標は達成している。事業終了地区があるため対象面積は減少しているが目標値はクリアできる。農地の保全、農村環境の向上、地域コミュニティの強化などに一定の効果が出ている。活動組織数は現状を維持しつつ、新たな地域での取り組みを視野に入れていく。 令和4年度は、前年度と比較すると微増であった。鳥獣被害対策実施隊によるシカの捕獲頭数が増え、シカによる稲の被害が減少した。令和5年2月に市内でも被害報告の多い二子地区に電気柵を設置したため、来年度は、被害の減少が期待できる。			

個別目標 取組方針	03 河川や湧水を守ろう 3-1 人や生きものにやさしい水辺の整備 3-2 湧水・地下水の適正管理			
項目	3 - 1	3 - 2		
指標	環境に配慮した 河川整備箇所数（累計）	有収率 （配水量に対して実際に 使用された水量の割合）	年間平均地下水位	
基準値（H26）	12 か所	83.5%	306.27m	
R4 目標値	15 か所	84.0%	306.27m	
R4 実績	15 か所	82.2%	307.88m	
最終目標値 （R7）	16 か所	86.1%	306.27m	
取組状況 及び評価	目標達成されているが、今年度は事業が完了できず実績としては計上できなかった。目標値通りの整備が進んでいるので今後も積極的に整備を進めていく。	給配水量の減少もあり、有収率が低下している。今後も配水管の入替、漏水調査及び修繕を行い、有収率の向上を目指す。	基準年度（平成 26 年度）と比較して大幅な変動は見受けられない。今後も継続的な観測を実施し、地下水の採取に伴う地下水障害の防止及び水環境の保全に努めていく。	

個別目標 取組方針	04 生きものを守り自然とのふれあいを増やそう 4-2 自然とのふれあいの場の整備・活用		
項目	4 - 2		
指標	富士山樹空の森の利用者数	自然観察会などへの参加者数	
基準値（H26）	388,500 人	670 人	
R4 目標値	408,000 人	770 人	
R4 実績	298,211 人	127 人	
最終目標値 （R7）	420,000 人	800 人	
取組状況 及び評価	コロナ禍からウィズコロナの移行に伴い、外出自粛傾向も徐々に緩和し、イベントの通常開催を進め、利用者もコロナ前の水準に少しずつ戻り、賑わいが出てきた。また、廃材等を利用した、「森のワークショップ」を開催し、環境に関する展示等についても実施した。今後も自然とふれあえるイベント・空間づくりを進めていく。	新型コロナウイルス感染症の影響で多くのイベントが中止となり、参加者数は前年度と同様に低水準にとどまっている。事業の実施方法を見直すとともに、富士山環境保全・教育推進事業補助金を活用した市民団体と連携し、更なる環境教育の充実を図っていく。	

環境目標 「安心・安全な社会」 安心・安全に暮らせるまちをつくる

個別目標 取組方針	05 水環境を良くしよう 5-1 水質の測定・監視 5-2 排水の適正処理の推進		
項目	5 - 1	5 - 2	
指標	河川の水環境基準目標値の達成度	汚水処理人口普及率	
基準値(H26)	92.8%	61.8%	
R4 目標値	100.0%	71.2%	
R4 実績	100.0%	67.0%	
最終目標値 (R7)	100.0%	73.0%	
取組状況 及び評価	月毎の水質調査では環境基準の超過が見られた箇所があったものの、令和4年度の平均としては環境基準を達成した。今後も継続的に水質調査を実施し、環境基準が未達成である場合は原因の究明に努める。 公共下水道への接続推進、公設浄化槽事業、単独浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換により汚水処理人口普及率は上昇したものの、目標値には達していない。令和2年度に御殿場市生活排水処理基本計画、令和4年度には公共下水道事業の事業計画の見直しを実施した。今後も普及率向上に努める。		

個別目標 取組方針	06 大気・音環境を良くしよう 6-1 大気汚染の防止 6-2 悪臭・騒音・振動の防止		
項目	6 - 1	6 - 2	
指標	大気汚染に係る環境基準達成率 (二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	自動車騒音に係る環境基準達成率	
基準値(H26)	100.0%	92.6%	
R4 目標値	100.0%	100.0%	
R4 実績	100.0%	98.5%	
最終目標値 (R7)	100.0%	100.0%	
取組状況 及び評価	全ての項目で環境基準を満たしており目標を達成した。今後も継続して注視し、大気の現状を把握することで、大気汚染を防止する。 高速道路2路線と国道2路線において自動車騒音の面的評価を行い、目標未達成であった。今後も継続して注視し、生活環境の保全がなされるよう努めていく。		

個別目標 取組方針	07 快適な生活環境にしよう 7-1 生活環境の保全 7-2 自然と調和した景観づくり			
項目	7 - 1		7 - 2	
指標	立入検査による 違反指導事業所の割合	公害苦情件数	眺望遺産の認定件数 (累計)	
基準値(H26)	0.0%	31 件	5 件	
R4 目標値	0.0%	23 件	7 件	
R4 実績	4.2%	51 件	5 件	
最終目標値 (R7)	0.0%	20 件	7 件	
取組状況 及び評価	24 事業所の立入検査 (県との合同含む)を実施し、1 件の違反があり指導を実施。原因と対策の報告をいただいた。今回は目標達成とならなかったが、今後も継続して立入検査を実施する。	全体 51 件の内訳としては、大気 29 件、水質 10 件、騒音 5 件、振動 0 件、悪臭 5 件、その他 2 件であった。苦情発生原因の特定および苦情の解決に努めるほか、必要に応じて県と連携して立ち入り、検査、指導を行い、公害発生の抑制に努めていく。	眺望遺産の最終目標数に向け、候補を慎重に検討している。候補個所の検討については、庁内外の意思疎通が重要であり情報収集に努め慎重に進められたい。	

環境目標 「循環型社会」 ごみのないきれいなまちをつくる

個別目標 取組方針	08 ごみを減らそう 8-1 家庭系ごみの減量・資源化 8-2 事業系ごみの減量・資源化 8-4 適正な中間処理・最終処分の実施			
項目	8-1 8-2			
指標	ごみ総排出量	家庭系ごみ リサイクル率	生ごみ処理機の 設置補助件数（累計）	
基準値(H26)	29,044t	14.77%	8,403 件	
R4 目標値	27,663t	12.26%	—	
R4 実績	26,778t	10.99%	*H30 までの累計実績 1,436 件	
最終目標値 (R7)	28,000t	13.40%	8,950 件	
取組状況 及び評価	昨年度実績よりも減少し、目標も達成した。資源物等の分別および回収方法の周知を図り、さらなるごみの減量を推進する。	古紙等の無料回収所の増加に伴い市としての回収が減少しており、目標未達成となった。分別方法、回収方法について、継続して周知していく。	平成 30 年度をもって生ごみ処理機の設置補助金補助制度を廃止したため、件数の増加は無い。累計は 1,436 件と目標を達成することはできなかったが、生ごみ処理機について市民に広く浸透したと考えられる。	
項目	8-4			
指標	最終処分場の埋立残容量	不適切排出ごみの件数		
基準値(H26)	19,329 m ³	2,535 件		
R4 目標値	16,238 m ³	3,085 件		
R4 実績	16,721 m ³	4,071 件		
最終目標値 (R7)	15,300 m ³	1,300 件		
取組状況 及び評価	最終処分場創設当初と比べて、分別品目を変更したことにより再資源化を図ることができ、埋立ごみの縮小及び埋立地の延命化が図られている。	今後も同報無線や広報等でごみ出しマナーの啓発や啓発看板等の効果的な設置を実施し、不適切排出ごみの減少を図る。排出方法や分別についてより一層の周知を図るほか、不適切排出者へは指導を強化することで目標達成に努める。		

個別目標 取組方針	09 環境美化を進めよう 9-1 環境美化の推進 9-2 不法投棄の防止		
項目	9 - 1	9 - 2	
指標	環境美化活動参加者数	不法投棄発見件数	
基準値(H26)	34,064 人	106 件	
R4 目標値	30,142 人	75 件	
R4 実績	29,713 人	68 件	
最終目標値 (R7)	38,000 人	55 件	
取組状況 及び評価	昨年度よりも多くの市民が参加し、環境美化への意識は浸透していることから、今後も多くの参加を期待している。 不法投棄の早期回収・関係団体との連携及びパトロールの強化を図ることにより、不法投棄されにくい環境を創ることで目標が達成された。今後も日頃のパトロール強化、警察や関係機関等との協力により不法投棄されにくい環境を整えていくことで、目標値の達成に努める。		

環境目標 「低炭素社会」地球環境にやさしいまちをつくる

個別目標 取組方針	10 地球温暖化対策を進めよう 10-1 温室効果ガスの削減 10-2 再生可能エネルギー・省エネルギーの推進		
項目	10-1	10-2	
指標	温室効果ガス排出量削減率 (市の事務事業)	太陽光発電等新・省エネルギー機器 設置費補助件数(累計)	
基準値(R1)	0.0%(基準年度R1)	3,427件	
R4 目標値	40.2%	6,198件	
R4 実績	31.1%	5,080件	
最終目標値 (R7)	86.0%	8,600件	
取組状況 及び評価	温室効果ガスの排出量は着実に減少しているが、目標を大きく下回る結果となった。計画的に温室効果ガスの削減につながる取り組みを推進していく。 市民の省エネへの関心の高まりにより、補助件数は前年度より68件の増となったが、目標は達成できなかった。		

個別目標 取組方針	11 環境負荷の少ない交通にしよう 11-2 公共交通機関や自転車などの利用促進			
項目	11-2			
指標	公共交通機関利用者数 (バス) ※年間利用者数	公共交通機関利用者数 (電車) ※1日平均乗降者数	歩道(自転車・歩行者含む)の延長(道路台帳)	
基準値(H26)	696,294人	9,752人	76.9km	
R4 目標値	715,000人	10,300人	85.0km	
R4 実績	475,953人	7,496人	85.0km	
最終目標値 (R7)	785,000人	11,000人	86.9km	
取組状況 及び評価	令和4年度も新型コロナウイルスの影響を受け、利用者は以前まで戻っていないが、回復傾向にある。公共交通は将来に残すべきインフラであり、維持は不可欠なものである。地道な利用促進運動を官民連携で行うことで、利用者増を目指していきたい。 昨年度、新型コロナウイルスの影響により利用者が大幅に減少したが、徐々に利用者は戻ってきているため、さらに、鉄道事業者と協力して利用者数が増えるような施策を検討していきたい。 整備の進捗は上がっているが、供用開始までの段階までに行くことができなかった。目標値を上回っているが、滞る事なく、目標値を前倒しで達成してもらいたい。			

個別目標 取組方針	12 うるおいのある緑をつくろう 12-1 公園等の憩いの空間づくり 12-2 緑化の推進			
項目	12- 1 12- 2			
指標	市民一人当たりの 都市公園面積	ごてんば花と緑の マイスター認定者数 (累計)	団地間連絡道路への 植栽総延長	
基準値(H26)	10.36 m ² /人	0 人	0.0km	
R4 目標値	12.06 m ² /人	145 人	14.5km	
R4 実績	8.60 m ² /人	—	14.5km	
最終目標値 (R7)	12.70 m ² /人	270 人	14.5km	
取組状況 及び評価	昨年度に対して特に変更 はなかった。	平成30年度でマイスター 事業は終了となったた め、増加はない。今後はこ れに代わる事業を模索し ていく。	植栽完了し、今後は維持管 理を行っていく。	

環境目標 「環境教育等」 御殿場の環境を後世につなぐ

個別目標 取組方針	13 環境について知り・考え・行動しよう 13-1 環境教育の充実と市民の環境意識の向上		
項目	13－ 1		
指標	環境教育イベント・講座などの参加者数	富士山豆博士認定者数（累計）	
基準値(H26)	987 人	5,805 人	
R4 目標値	1,140 人	9,200 人	
R4 実績	510 人	7,644 人	
最終目標値 (R7)	1,200 人	9,800 人	
取組状況 及び評価	参加者の内訳は、アースキッズ事業 78 人、ごみ分別講座 66 人であり、目標を大きく下回る結果となった。アースキッズ事業は既に実施校が決定しており増加が望めないため、その他のイベントや講座について開催方法などの見直しを検討し、目標値達成を目指す。 令和４年度は御殿場南小学校、東小学校の２校で実施し、合わせて 173 名が富士山豆博士として新たに認定された。実施校が決定しているため増加は望めず、目標は未達成となった。		

個別目標 取組方針	14 環境活動を広げよう 14-1 環境活動の支援及び各主体が協働で行うしくみづくり			
項目	14- 1			
指標	エコアクション 2 1 認証取得事業所数 (累計)	環境活動に係る 市民協働事業数 (累計)	御殿場エコサポーター 活動登録件数 (累計)	
基準値(H26)	29 社	26 事業	0 件	
R4 目標値	44 社	44 事業	54 件	
R4 実績	39 社	37 事業	55 件	
最終目標値 (R7)	50 社	50 事業	60 件	
取組状況 及び評価	令和 4 年度に新規の取得事業所は 1 件あったが、目標未達成となった。今後も認証取得事業所数増加に向けて広報活動に努めていく。	1 団体と市民協働事業を実施した。目標未達成のため、様々な市民団体と情報交換し、市民協働事業の実施を検討していく。	令和 4 年度は 2 団体の登録があり、目標達成となった。今後も継続して周知をするとともに、内容の充実を図りたい。	

第2章 環境への各種施策

1 環境行政のあゆみ

平成5年	11月	「環境基本法」公布
平成8年	3月	「静岡県環境基本条例」公布
平成9年	3月	「静岡県環境基本計画」策定
平成10年	10月	「地球温暖化対策の促進に関する法律」公布
平成11年	4月	環境保全課を新設
平成12年	7月	「環境審議会」が発足
	12月	市役所がISO14001の認証を取得
平成13年	4月	「御殿場市環境基本条例」公布
		「御殿場市地球温暖化対策実行計画」策定
平成14年	3月	「第2次静岡県環境基本計画」策定
	4月	環境保全課と環境衛生課を統合し、環境課を新設
平成16年	3月	「御殿場市環境基本計画」策定
	12月	「環境市民会議」が発足
平成18年	3月	「第2次静岡県環境基本計画」策定
平成19年	2月	「御殿場市地域省エネルギービジョン」策定
	3月	「第2期御殿場市地球温暖化対策実行計画」策定
		「静岡県地球温暖化防止条例」公布
平成20年	12月	ISO14001の認証を返上
平成21年	4月	独自の環境マネジメントシステムである「御殿場市環境マネジメントシステム」運用開始
	5月	「環境市民会議」を廃止し「環境市民懇話会」を発足
平成23年	3月	「第3次静岡県環境基本計画」策定
平成24年	3月	「第3期御殿場市地球温暖化対策実行計画」策定
平成27年	3月	「ふじのくに地球温暖化対策実行計画（改訂版）」策定
平成28年	3月	「第二次御殿場市環境基本計画」策定
	10月	「御殿場市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定
平成29年	3月	「第4期御殿場市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定
令和3年	3月	「第5期御殿場市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定
令和4年	5月	「第二次御殿場市環境基本計画（中間見直し）」策定
令和5年	1月	「御殿場市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定

2 御殿場市環境マネジメントシステム

【御殿場市環境マネジメントシステム基本理念・環境方針】

基 本 理 念

御殿場市は、富士山のふもとに位置し、さわやかな高原のまちとして、豊かな自然と文化を富士山とともに育んできました。

しかし、私たちは豊かな社会を築き上げる一方で、この環境に負荷を与え続け、地域のみならず地球規模の環境をも悪化させています。

そこで、私たちは環境問題を普遍的な課題としてとらえ、環境への負荷の少ない循環型社会の実現に向けて環境に配慮した暮らし方や事業活動を進めていく必要があります。

このため、本市は一事業所として環境マネジメントシステムを導入することにより、市の事務及び事業を環境に配慮した組織活動として取り組み、豊かな自然やかけがえのない地球環境を守り育て、確実に次の世代に引き継ぐよう努めていきます。

環 境 方 針

御殿場市役所は、率先して環境問題に取り組むことを最重要課題と位置付け、一人ひとりの毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境負荷の低減に努め、環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、環境マネジメントシステムを活用することにより市民サービスの向上を図るため、次の事項について取り組んでいきます。

- 1 環境関連法令等を順守するとともに、継続的な環境の保全・改善に努め、さらに汚染の未然防止を図ります。
- 2 環境マネジメントに関する組織運営体制を整備し、責任の所在を明確にするとともにシステムを継続的に改善します。
- 3 低炭素社会の実現を目指し、温室効果ガス削減に取り組んでいきます。
- 4 環境の向上と環境負荷の低減について具体的な目標を設定し、継続的に見直します。
- 5 組織のために働くすべての人が環境方針を認識し、環境方針に沿った活動を継続的にできるよう教育訓練を行います。
- 6 環境方針及び環境に関する情報を広く内外に公表します。

平成21年4月1日

御殿場市長 若林 洋平

(1) 御殿場市環境マネジメントシステムのあゆみ

御殿場市は、地球環境の保全に自ら率先して取り組み、環境にやさしいまちづくりを推進しています。そして、このことが環境問題に対する市民の意識啓発にもつながると考えています。

I S O 1 4 0 0 1 とは、環境により良い事業活動を行うため、環境への負荷低減や環境保全活動推進に配慮した事業活動を計画、実行し、これを常に検証し見直す作業（P D C A サイクル）を続ける環境マネジメントシステムに与えられる認証です。御殿場市では、平成 12 年 12 月に I S O 1 4 0 0 1 の認証を取得し、平成 15 年度には取り組み範囲（適用範囲）を広げ認証を更新しました。平成 18 年度にはさらに範囲を広げ認証更新しました。8 年間にわたる継続的活動によって、職員に環境配慮意識及び行動の定着やエネルギー消費量の削減など一定の成果を上げてきました。

平成 21 年度からは御殿場市環境マネジメントシステムに移行し、組織特性にあった取り組みを開始しました。

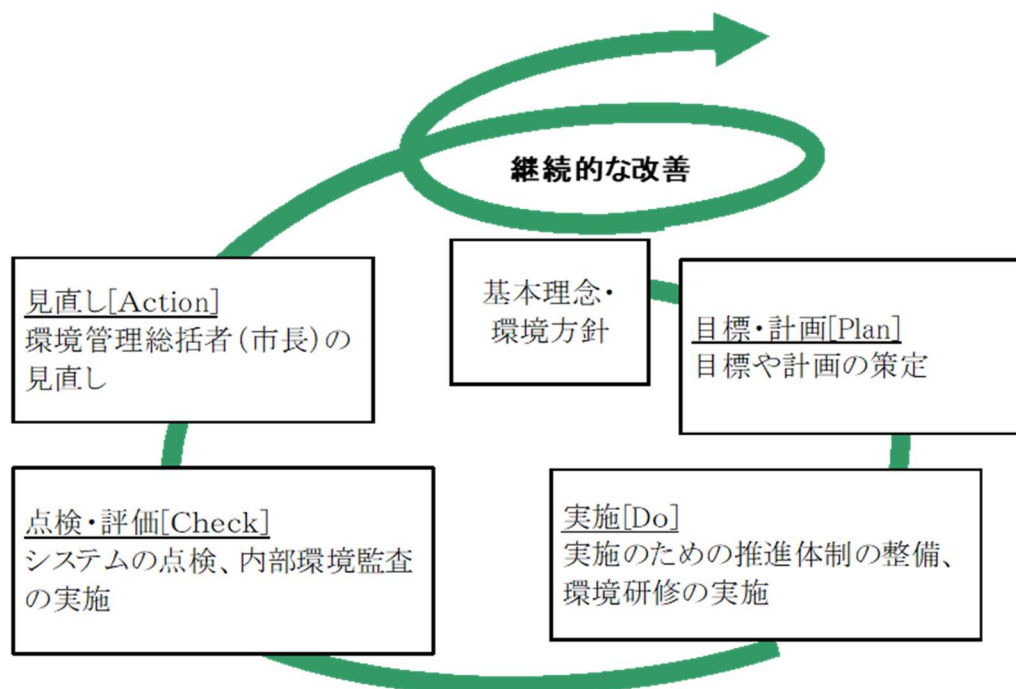
平成 22 年度には運用体制の強化を図るため新たに内部環境監査員を養成し、平成 29 年度からは指定管理施設についても御殿場市環境マネジメントシステムの対象としました。

(2) 御殿場市環境マネジメントシステムの運用

環境マネジメントシステムとは、組織が自らの活動から生じる環境への影響を自主的かつ継続的に改善していくための仕組みです。

御殿場市環境マネジメントシステムは、環境管理総括者（市長）が定める基本理念・環境方針に基づき、御殿場市の事務及び事業活動に伴う環境の向上及び環境への負荷を継続的に低減するとともに、省エネルギーを推進する本市独自のシステムです。

具体的には、目標（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）の P D C A サイクルにより継続的な環境配慮への取り組みを行います。



3 御殿場市地球温暖化対策実行計画

市では、平成 10 年 10 月に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて、市役所の事務及び事業の実施によって排出される温室効果ガスの排出量を抑制するため、平成 13 年 3 月に温室効果ガスの削減目標及び削減のための取組内容を定めた「第 1 期地球温暖化対策実行計画」を策定しました。その後、平成 19 年 3 月に「第 2 期地球温暖化対策実行計画」、平成 24 年 3 月に「第 3 期御殿場市地球温暖化対策実行計画」を策定し、全職員が常に意識をもって行動することにより、削減目標達成に向け取り組んできました。平成 28 年 10 月には「御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、平成 29 年 3 月には「第 4 期御殿場市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、令和 3 年 3 月には「第 5 期御殿場市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、全職員が市役所の事務・事業において、温室効果ガスの削減目標達成に向け取り組んでいます。

(1) 計画の期間・削減目標

区分	基準年度	計画の期間	温室効果ガス削減目標 (%)
第 1 期実行計画	平成 11 年度	平成 12 年度 ～ 平成 18 年度	5
第 2 期実行計画	平成 17 年度	平成 19 年度 ～ 平成 23 年度	5
第 3 期実行計画	平成 22 年度	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度	5
第 4 期実行計画（事務事業編）	平成 27 年度	平成 29 年度 ～ 令和 2 年度	4
第 5 期実行計画（事務事業編）	令和元年度	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	86
実行計画（区域施策編）	平成 17 年度	短期目標：令和 2 年度	16
		中期目標：令和 12 年度	26
		長期目標：令和 32 年度	80
実行計画（区域施策編）	平成 25 年度	中期目標：令和 12 年度	46
		長期目標：令和 32 年度	100

第 3 期までは本庁・出先機関のみが対象で、第 4 期以降は指定管理施設も含む。

< 第 5 期実行計画の削減目標の内訳 >

エネルギーの使用等（電気、A 重油、灯油、都市ガス、L P G、ガソリン、軽油）

項 目	基準年度(R1)排出量 (t-CO ₂)	目標(R7)	
		削減率 (%)	削減量 (t-CO ₂)
電 気	8,280	100	8,280
公用車燃料	306	5.0	15
その他燃料	1,126	5.0	56
合 計	9,712	86	8,351

※間接的な効果のある水使用量、紙使用量、廃棄物排出量についても削減に向け努力します。

(2) 計画の対象物質

項 目		第 5 期実行計画	実行計画（区域施策編）
二酸化炭素		○	○
メタン		○	○
一酸化二窒素		○	○
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン（HFCs）	○	○
	パーフルオロカーボン（PFCs）	—	○
	六フッ化硫黄（SF6）	—	○
	三フッ化窒素（NF3）	—	○

(3) 計画の対象範囲

市直営施設（本庁舎・東館・分館・水道庁舎）、出先機関及び指定管理施設を含めた全ての機関とします。

ただし、委託事業及び地区コミュニティ供用施設、道路街灯などの電気の使用等に伴う二酸化炭素排出量は除きます。

(4) 取組内容

- ① 物品等やサービスの使用、購入に当たっての取組
 - ・省エネルギー、省資源の徹底
 - ・廃棄物減量化とリサイクルの推進
 - ・グリーン購入等の推進
- ② 公共施設の建築、増改築及びその管理等に当たっての環境保全への配慮
 - ・環境に配慮した設計、施工、管理の推進
 - ・省エネルギー機器導入の推進
- ③ 教育・事業部門等における環境保全への配慮
 - ・環境教育の推進
 - ・再生可能エネルギーや環境負荷の少ない高効率機器の導入の推進
- ④ 公共事業等における環境保全への配慮
 - ・都市緑化、省エネルギー対策の推進
 - ・交通渋滞の緩和、二酸化炭素の排出抑制
 - ・建設副産物の発生抑制、リサイクル、適正処分の推進

(5) 温室効果ガス排出状況

① 第1期実行計画

		H11 (基準年)	12	13	14	15	16	17	18
削減率 (%)	目標	—	0.0	1.0	2.0	3.0	5.0	5.0	5.0
	実績	—	△1.1	1.3	△0.1	4.1	2.4	0.1	4.1
市役所全体 排出量 (kg-CO ₂)	目標	3,663,504	3,663,504	3,626,869	3,590,234	3,553,599	3,479,335	3,479,335	3,479,335
	実排出量	3,663,504	3,703,743	3,614,459	3,665,742	3,513,842	3,574,801	3,658,165	3,514,179
内 訳	本庁 排出量 (kg-CO ₂)	目標	719,947	719,947	712,748	705,548	683,950	662,351	662,351
		実排出量	719,947	717,316	653,906	672,597	641,780	660,034	630,011
	出先機関 排出量 (kg-CO ₂)	目標	2,943,557	2,943,557	2,914,121	2,884,686	2,869,649	2,816,984	2,816,984
		実排出量	2,943,557	2,986,427	2,960,553	2,993,145	2,872,062	2,914,767	2,884,168

		H11 (基準年)	12	13	14	15	16	17	18
用紙類 使用量	目標削減率(%)	—	0.0	1.5	2.5	3.0	4.0	4.0	4.0
	実削減率(%)	—	△3.5	5.2	△9.41	15.5	20.6	0.9	17.4
	使用量(kg)	120,292	124,662	114,024	108,937	102,804	95,461	119,199	99,374
用水 使用量	目標削減率(%)	—	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.0	3.0
	実削減率(%)	—	4.9	11.9	17.8	24.6	23.9	23.9	27.7
	使用量(kg)	245,342	233,281	216,267	201,592	184,922	186,777	186,724	177,397
廃棄物 排出量	目標削減率(%)	—	0.0	1.5	2.5	3.0	4.0	4.0	4.0
	実削減率(%)	—	△9.2	△3.9	0.5	5.9	27.8	40.9	40.5
	排出量(kg)	402,878	440,011	418,438	400,792	378,973	290,925	238,270	239,721

② 第2期実行計画

		H17 (基準年)	19	20	21	22	23	H23年度における 削減率 (基準年比)
市役所全体 (kg-CO ₂)		3,600,164	3,539,997	3,454,259	3,547,334	3,515,258	3,367,091	6.5%
内訳	本庁 (kg-CO ₂)	658,226	632,302	598,761	632,290	660,072	588,080	
	出先機関 (kg-CO ₂)	2,941,938	2,907,695	2,855,498	2,915,044	2,855,186	2,779,011	

		H17 (基準年)	19	20	21	22	23	H23年度における 削減率 (基準年比)
電 気 (t-CO ₂)		1,997	2,075	2,059	2,129	2,373	2,330	△16.7%
公用車燃料 (t-CO ₂)		311	288	268	255	262	270	13.2%
その他燃料 (t-CO ₂)		1,292	1,177	1,127	1,167	880	767	40.6%

③ 第3期実行計画

		H22 (基準年)	24	25	26	27	28	H28年度における 削減率 (基準年比)
市役所全体 (kg-CO ₂)		4,308,240	4,116,053	4,097,106	4,069,720	4,084,648	4,216,992	2.1%
内訳	本庁 (kg-CO ₂)	808,174	856,668	695,028	665,903	632,769	664,002	
	出先機関 (kg-CO ₂)	3,500,066	3,259,384	3,402,078	3,403,817	3,451,879	3,552,990	

		H22 (基準年)	24	25	26	27	28	H28年度における 削減率 (基準年比)
電 気 (kg-CO ₂)		3,165,481	3,205,198	3,189,573	3,133,334	3,138,083	3,266,730	△3.2%
公用車燃料 (kg-CO ₂)		262,299	268,386	255,993	254,435	277,454	271,550	△3.5%
その他燃料 (kg-CO ₂)		880,460	642,469	651,540	681,950	669,110	678,713	22.9%

④ 第4期実行計画

		H27 (基準年)	29	30	R1	2	R2年度における 削減率 (基準年比)
市役所全体 (kg-CO ₂) (指定管理施設含む)		10,522,547	10,083,615	9,745,415	9,717,037	8,777,092	16.6%
内訳	本庁 (kg-CO ₂)	949,101	720,789	704,992	676,361	651,287	
	出先機関 (kg-CO ₂)	6,674,994	6,846,137	6,443,035	6,224,020	5,916,236	
	指定管理施設 (kg-CO ₂)	2,898,452	2,516,689	2,597,388	2,816,656	2,209,570	

		H27 (基準年)	29	30	R1	2	R2年度における 削減率 (基準年比)
電 気 (kg-CO ₂)		8,956,798	8,489,290	8,291,023	8,284,854	7,578,324	18.6%
公用車燃料 (kg-CO ₂)		355,760	336,595	319,463	305,502	280,646	21.1%
その他燃料 (kg-CO ₂)		1,210,322	1,257,730	1,134,929	1,126,680	918,123	24.1%

※第4期から指定管理施設も計画の対象とし、「本庁」には東館、「出先機関」には水道水源、浄化センター及び御殿場中継ポンプの施設の排出量等を計上していることから排出量等の数値が増加しています。

⑤ 第5期実行計画

		R1 (基準年)	3	4	5	6	7	R4年度における 増減率 (基準年比)
市役所全体(kg-CO ₂) (指定管理施設含む)		9,712,463	6,852,068	6,687,279				31.1%減
内訳	本庁(kg-CO ₂)	676,361	606,669	238,434				
	出先機関(kg-CO ₂)	6,219,446	3,307,600	3,426,986				
	指定管理施設(kg-CO ₂)	2,816,656	2,937,799	3,021,859				

		R1 (基準年)	3	4	5	6	7	R4年度における 増減率 (基準年比)
電 気(kg-CO ₂)		8,280,281	5,026,728	4,840,932				41.5%減
公用車燃料(kg-CO ₂)		305,502	255,714	257,741				15.6%減
その他燃料(kg-CO ₂)		1,126,680	1,569,626	1,588,606				41.0%増

4 新・省エネルギー各種関連事業

市では、平成 19 年 2 月に「御殿場市地域省エネルギービジョン」を策定し、第一次環境基本計画と同じ平成 27 年度までを最終年度とし、省資源・省エネルギーの目標や重点プロジェクトを明確化して取り組んできました。平成 28 年度から第二次御殿場市環境基本計画の環境目標の一つとして位置づけ、「低炭素社会 地球環境にやさしいまちをつくる」として再生可能エネルギー・省エネルギーの普及・啓発や地球温暖化防止対策を推進していきます。

(1) 子どもへの省エネ教育の推進

① アースキッズ事業

子どもたちが家族の環境リーダーとして家庭での省エネ活動を実践

- ・御殿場玉穂小学校 4 年生（78 人）が参加
- ・平成 18 年度から 2,641 人の児童をエコリーダーに認定

② エコアクション（こども環境会議）事業

- ・市内の児童生徒が環境について学び、御殿場市の環境に対する意見や日頃の環境活動を発表する事業
- ・御殿場の環境への提言を採択し、市長及び議長に提言
- ・令和 4 年度は提言書を書面により提出しました。

(2) 新・省エネ機器等の導入支援事業

地球温暖化防止のため、環境への負荷が少ない新・省エネルギー機器の導入を推進しており、新・省エネ機器等を導入した際に補助金を交付。対象は太陽光発電システム、太陽熱高度利用システム、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、燃料電池給湯器（エネファーム）、リチウムイオン蓄電池システム、電気自動車又は燃料電池自動車を導入した者。

御殿場市住宅用太陽光発電等新・省エネルギー機器設置者に対する補助

		30	R1	2	3	4	R4 補助額
太陽光	設置数（基）	71	※2 25	※2 39	60	80	1 万円/kW※3
	出力（kW）	370.018	148.366	225.306	328.98	423.403	
太陽熱	設置数（基）	11	1	-	2	1	2 万円
	面積（㎡）	61.23	4.02	-	8.04	6.03	
高効率給湯器（基）		※1 11	9	4	12	8	5 万円
蓄電池（基）		37	68	80	83	91	1 万円/kWh※3
家庭用エネルギー管理システム（基）		30	25	39	45	51	1 万円
電気自動車（台）		-	-	-	5	44	5 万円
燃料電池自動車（台）		-	-	-	1	0	5 万円

※1 高効率給湯器は平成 30 年度から燃料電池給湯器（エネファーム）のみ補助対象。

※2 令和元・2 年度において、太陽光発電システム及び家庭用エネルギー管理システム（HEMS）の両方を導入した場合に限り補助の対象とした。

※3 上限 5 万円として、1 千円以下切捨。

第3章 自然環境の保全と創造

1 自然環境の保全

(1) 富士箱根伊豆国立公園

御殿場市の富士山中腹（標高およそ1,600m）以上の地域と、箱根外輪山の上（標高およそ900m以上）の地域は、富士箱根伊豆国立公園に指定されています。国立公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用を図り、国民の保健休養の場として活用されるために指定されていて、特に風致景観を維持する必要性の高い特別地域においては工作物の設置、植物の採取等の各種行為は、国や県の許可を受けなければなりません。

御殿場市における国立公園の面積

	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	合 計
富士山地域(ha)	287	555	7	590	1,439
箱根地域(ha)	0	49	81	221	351
合 計	287	604	88	811	1,790

自然公園法に基づく申請に係る国等への進達件数

	H30	R1	2	3	4
工作物の新築、増築(件)	9	7	3	4	2
植物の採取(件)	1	0	1	1	1
その他(件)	3	2	2	2	0

(2) 富士山麓植生保護

富士山中腹部（標高1,500mから2,000m付近）には厳しい環境の中でフジアザミやオンタデといった植物や樹木がわずかに生息しています。最近ではその周辺にオフロード車やオフロードバイクが乗り入れ、これらの貴重な植物を踏み荒らすという被害が発生しています。こうした被害を防止するため、市も構成員となっている富士山自然環境保全連絡会議では、車両の乗り入れ防止柵や看板を設置するとともに、乗り入れ防止パトロールを定期的に行っています。

(3) 富士山基金

① 基金の概要

富士山の雄大な自然を守り、より豊かで、より美しい富士山を後世に伝えていくため、平成8年度に、「富士山基金」を創設し、市民をはじめとする、富士山に思いを寄せる多くの皆様から浄財を募っています。平成15年度には、「御殿場市富士山基金委員会」が設立され、この委員会で富士山の自然環境の維持保全、富士山の学術文化の振興等の資金として有効に活用していくことを検討しています。

② 活用事業

ア ごてんばの富士山豆博士事業

御殿場の子どもたちが、身近な存在である富士山及び富士山麓の自然に触れ親しみ、富士山を取り巻く自然環境の大切さ・素晴らしさを再認識するとともに、新たな発見をして、ごてんばの富士山豆博士になることを目的とした事業です。

市内の小・中学校全 16 校を対象に平成 18 年度からスタートし、平成 30 年度からは市内の小学校全 10 校の中から毎年 2 校で実施しています。

令和 4 年度は、新たに 173 人の「ごてんばの富士山豆博士」が誕生しました。これまでに延べ 7,644 人が認定されています。実施校の取組成果は市役所市民ホール及び富士山交流センター等へ展示するとともに広報ごてんばに掲載し、公表しました。

取組実施校

年度	30	R1	2	3	4
取組人数	175 人	186 人	中止	100 人	173 人
実施校	富士岡小学校	御殿場小学校		朝日小学校	御殿場南小学校
	神山小学校	印野小学校		高根小学校	東小学校

イ 富士山宝永噴火 300 年記念DVD作成事業

平成 19 年度に富士山宝永噴火 300 年記念事業の中で、記念DVDの作成に当たり、一部基金が活用されました。

ウ 富士山測候所関係資料調査・登録・整理事業

平成 21 年度に富士山測候所御殿場基地事務所に所蔵されていた気象観測関係資料を調査・登録・整理に当たり、一部基金が活用されました。

エ 交流センター富士山ゾーン整備事業

平成 22 年度に交流センター富士山ゾーン整備事業の展示部門に一部基金が活用されました。

オ 富士山御殿場口新五合目公衆トイレの改築事業

令和元年度に富士山御殿場口新五合目公衆トイレの改築のため、一部基金が活用されました。

カ 富士山の自然環境保全および環境教育進事業

富士山本来の生物多様性と水源涵養力を取り戻すため、一部基金が活用されました。

キ 富士山巡礼路調査（須山口・御殿場口登山道）事業

御殿場市と世界文化遺産富士山の深いつながりを明らかにするため、一部基金が活用されました。

富士山基金年度別寄付状況

寄付者分類	H8～R1		2		3		4		合 計	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
一 般	310	33,473,848	1	280,000	3	320,000	0	0	314	34,073,848
募金箱	—	1,047,722	—	21,967	—	24,161	—	24,398	—	1,118,248
ビデオ分	—	544,320	—	0	—	0	—	0	—	544,320
5財産区	30	25,000,000	0	0	0	0	0	0	30	25,000,000
ふるさと納税	2	100,000	0	0	0	0	0	0	2	100,000
一般財源	—	27,515,431	—	33	—	839	—	602	—	27,516,905
合 計	342	87,681,321	1	302,000	3	345,000		25,000	346	88,353,321

基金額 23,136,113 円(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

2 野生生物の保護等

(1) 傷病鳥獣の保護

傷ついたり病気等で動けなくなっている野生鳥獣を保護し、鳥獣保護管理員と連携を図り自然に還すことに努めています。令和4年度は21件の傷病鳥獣の保護をしました。

(2) 野鳥の捕獲の許可と飼養登録

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、愛玩飼養を目的とした野鳥の飼養の登録を行っています。また、飼養が許される野鳥はメジロに限られており、飼養することができるのは1世帯1羽のみです。ただし、平成24年度から捕獲は禁止となりました。違法捕獲や無登録飼養は法律により罰せられます。

本市では平成24年度以降、野鳥の捕獲許可及びメジロの飼養登録実績はありません。

(3) 被害防止目的捕獲許可（有害鳥獣捕獲許可）

鳥獣による著しい農作物や森林への被害、さらには私たちの生活環境や動植物類の生態系への悪影響を及ぼしかねない場合に、被害防止目的の捕獲を許可しています。

年度別許可件数と捕獲実績

	30	R1	2	3	4
許可件数（件）	15	11	8	11	10
鳥類捕獲許可数（羽）	100	10	0	80	0
哺乳類捕獲許可数（頭）	4,032	1,335	1,684	2,580	2,615
鳥類捕獲数（羽）	22	2	0	28	0
哺乳類捕獲数（頭）	563	747	883	805	834

※主な捕獲許可鳥獣：ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン

3 自然とのふれあい

(1) 富士山自然誌リレーセミナー

富士山とその周辺の自然環境を毎回違ったテーマで勉強していくセミナーです。平成8年度から平成29年度まで通算58回開催され、延べ1,601人が受講しています。

年度	開催日	テーマ	参加者数
H27	8月 1日	富士山の自然を学ぼう	11人
	8月 11日	富士山の緑と花を探る	8人
28	8月 2日	「富士山」や「身近な自然」は宝物！	6人
	8月 13日	富士山の自然を学ぼう	15人
29	8月 4日	世界に一つだけ！！ UVレジンをつかった自分だけのオリジナルアクセサリをつくろう	23人
	8月 11日	わくわく自然探検隊	23人

(2) 富士山自然観察会

富士山とその周辺の自然に直接触れることによって、自然の仕組みや素晴らしさを知ってもらい、かつ自然保護の重要性を認識してもらうために、平成8年度から平成29年度まで通算41回開催し、延べ925人が参加しています。

年度	開催日	テーマ	参加者数
H27	5月 30日	富士山の野鳥と環境	16人
	8月 1日	富士山の自然を学ぼう	11人
28	8月 13日	富士山周辺の森で遊ぼう	15人
	10月 15日	富士山の野鳥と自然環境	13人
29	8月 11日	わくわく自然探検隊	23人
	10月 22日	富士さんぽ ～魅惑的な富士山を知ろう～	9人

(3) 自然観察会

平成30年度から、富士山自然誌リレーセミナーと富士山自然観察会を統合し、自然観察会として実施しました。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため緑のカーテン講習会のみの実施となりました。

年度	開催日	テーマ	参加者数
H30	8月 1日	小鳥の家を創る！	14人
	8月 4日	サンサン☆散策 ふじさんぽ！	18人
	10月 13日	星空観察会 ー富士・秋・夜空ー	32人
R1	5月 12日	緑のカーテン講習会	19人
	8月 9日	野鳥の巣箱づくり教室	6人
	8月 18日	アオゾラ植樹体験・木工教室	29人
	10月 28日	星空観察会 ー富士・秋・夜空ー	28人
	11月 4日	里山自然観察会 ～小さい秋みつけよう～	20人
	2月 6日	エコせっけんをつくろう	103人
2	中止	ー	ー
3	5月 9日	緑のカーテン講習会	28人
4	5月 15日	緑のカーテン講習会	13人

(4) 野鳥とのふれあい

令和2年度まで、「日本野鳥の会東富士」が、野鳥に関する知識を高めるための観察会・学習会や、身近な場所でも観察できる巣箱の作り方の教室といった、多くの野鳥や自然と触れ合うためのイベントを、交付金事業として行いました。

年度	開催日	行事名	参加人数
H30	5月 13日	バードウイーク探鳥会	23人
	10月 28日	巣箱・バードリース作り教室	17人
	12月 16日	市民冬鳥探鳥会	20人
R1	5月 12日	バードウイーク探鳥会	18人
	10月 20日	巣箱・バードリース作り教室	18人
	12月 15日	市民冬鳥探鳥会	15人
2	中止	バードウイーク探鳥会	—
	11月 29日	巣箱・バードリース作り教室	26人
	12月 13日	市民冬鳥探鳥会	18人

(5) 水辺での活動

御殿場市水質保全協議会では、河川に関する知識と美化意識を啓発するため、市内の河川で生きものと触れ合う環境教育事業を実施しています。

年度	開催日	行事名	参加人数
R1	中止	蛍の観賞会	—
	7月 31日	水生生物観察会	25人
	10月 3日	魚の放流会	85人
	3月 4日	蛍の幼虫の観察・放流会	56人
2	中止	蛍の観賞会	—
	中止	水生生物観察会	—
	10月 15日	魚の放流会	80人
	中止	蛍の幼虫の観察・放流会	—
3	中止	水生生物観察会	—
	10月 26日	魚の放流会	75人
	中止	蛍の幼虫の観察・放流会	—
4	8月 2日	水生生物観察会	24人
	10月 5日	魚の放流会	53人
	3月 9日	蛍の幼虫の観察・放流会	21人

第4章 生活環境の現状と対策

1 環境法令等のあゆみ

昭和33年	
12月	「公共用水域の水質の保全に関する法律」(水質保全法) 公布 「工場排水等の規制に関する法律」 公布
昭和36年	
10月	「静岡県公害防止条例」 公布
昭和37年	
3月	「静岡県公害防止条例施行規則」 公布
6月	「ばい煙の排出の規制等に関する法律」(ばい煙規制法) 公布
昭和42年	
8月	「公害対策基本法」 公布
昭和43年	
6月	「大気汚染防止法」 公布 (ばい煙規制法廃止) 「騒音規制法」 公布
昭和44年	
2月	硫黄酸化物の環境基準設定
3月	「静岡県大気汚染緊急時対策実施要綱」 公布
昭和45年	
2月	一酸化炭素の環境基準閣議決定 水質汚濁に係る環境基準閣議決定
4月	市土地利用対策委員会発足
6月	「公害紛争処理法」 公布
9月	水質環境基準の水域類型指定 (狩野川水系)
12月	水質汚濁防止法を含む公害関係14法案可決
昭和46年	
3月	「静岡県公害防止条例」の一部改正
4月	市企画調整部公害対策室設置
5月	騒音に関する環境基準閣議決定
6月	騒音規制法に基づく地域指定をうける 「悪臭防止法」 公布 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」 公布 騒音規制法に基づく自動車騒音の大きさの許容限度告示
12月	水質汚濁に係る環境基準告示

昭和47年	
1月	浮遊粒子状物質の環境基準告示
5月	悪臭防止法に基づく悪臭5物質を指定
9月	市公害対策室に分析室を設置
10月	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正(畜舎追加)
昭和48年	
3月	水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準設定(狩野川水系)
4月	河川環境調査開始
5月	二酸化窒素、光化学オキシダントの環境基準告示 狩野川水系水質保全協議会御殿場支部発足
8月	窒素酸化物の排出基準設定(第1次規制)
昭和49年	
3月	悪臭防止法に基づく地域指定をうける
4月	市民安全課公害対策係新設 光化学オキシダントの大気汚染自動測定開始
9月	酸性雨の調査開始
12月	水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準設定(鮎沢川水系) 「水質汚濁防止法施行令」の一部改正(旅館、試験研究機関追加)
昭和50年	
1月	水質環境基準の水域類型指定(鮎沢川水系:A類型)
6月	御殿場市水質保全協議会発足(狩野川水系水質保全協議会御殿場支部改称) 大気汚染観測室設置
12月	窒素酸化物の排出基準改定(第2次規制)
昭和51年	
4月	酒匂川水系保全協議会に加入 「市土地利用対策委員会指導要綱」改正
5月	光化学オキシダントの予報制度開始
6月	「振動規制法」 公布
9月	「悪臭防止法施行令」の一部改正(二酸化メチル、アセトアルデヒド、スチレン追加)
昭和52年	
6月	窒素酸化物の排出基準改定(第3次規制)
10月	振動規制法に基づく地域指定をうける
11月	窒素酸化物の大気汚染自動測定開始

昭和53年	
6月	硫黄酸化物、浮遊粒子状物質の大気汚染自動測定開始
7月	二酸化窒素の環境基準改定 (0.02ppm→0.04～0.06ppm)
昭和54年	
3月	騒音に係る環境基準の類型指定
4月	一酸化炭素の大気汚染自動測定開始
5月	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (病院、焼却施設追加)
8月	窒素酸化物の排出基準改定(第4次規制)
12月	「排水基準に関する条例」の一部改正 (300床以上の病院、焼却施設に上乗せ基準設定)
昭和55年	
6月	炭化水素の大気汚染自動測定開始
昭和56年	
11月	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (冷凍調理食品製造業等11業種追加)
昭和57年	
7月	ばいじんの排出基準改定
昭和58年	
9月	窒素酸化物の排出基準の一部改正
昭和59年	
3月	「排水基準に関する条例」の一部改正 (冷凍調理食品製造業等8業種に上乗せ基準設定)
4月	「市土地利用対策委員会指導要綱」改正
8月	有機塩素系化合物の排出に係る暫定指導指針設定
昭和60年	
4月	市民安全課公害対策係を生活環境課公害対策係に改称
6月	「大気汚染防止法施行令」の一部改正 (小型ボイラー追加)
昭和62年	
10月	「大気汚染防止法施行令」の一部改正 (ガスタービン、ディーゼル機関追加)
12月	永塚1号井戸のテトラクロロエチレンによる汚染が判明
昭和63年	
2月	トリクロロエチレン等の有機溶剤による地下水汚染調査を開始
10月	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (飲食店関係追加)
11月	特定建設作業の騒音に対する規制基準改正
平成元年	
2月	ゴルフ場の農薬による水質環境調査開始
3月	水質環境基準の水域類型指定 (黄瀬川水系：B類型)

「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定)	
4月	四塩化炭素の排出に係る暫定指導指針設定
6月	「水質汚濁防止法」の一部改正 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの排水基準設定、地下浸透禁止)
「大気汚染防止法」の一部改正 (特定粉じんの規制)	
9月	杉名沢地区で民有井戸のトリクロロエチレンによる汚染判明
「悪臭防止法施行令」の一部改正 (ノルマル酢酸、イソ吉草酸、ノルマル吉草酸、カドバ酸追加)	
12月	「大気汚染防止法施行令」の一部改正 (石綿を特定粉じんと定める)
平成2年	
5月	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」設定
6月	「水質汚濁防止法」の一部改正 (生活排水対策に関する規定を追加)
「静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要領」及び「ゴルフ場における農薬の安全使用暫定指針」設定	
11月	「大気汚染防止法施行令」の一部改正 (ガス機関、ガソリン機関を追加)
平成3年	
3月	「排水基準に関する条例」の一部改正 (弁当製造業、飲食店等に上乗せ基準設定)
7月	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の一部改正 (殺虫剤1種、殺菌剤4種、除草剤4種の計9農薬追加)
「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの洗浄、蒸留施設を特定施設に追加)	
8月	「土壌の汚染に係る環境基準」設定
平成4年	
7月	「静岡県環境影響評価要綱」公布
12月	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の一部改正 (フェニトロチオン排水濃度 0.1ppm→0.03ppm に強化)
平成5年	
3月	「ゴルフ場における農薬の安全使用指針」設定(暫定指針を指針に改正)
「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正 (健康項目等の項目追加)	
6月	「悪臭防止法施行令」の一部改正 (トルエン等10物質を悪臭物質に追加)
11月	「環境基本法」、「環境基本法施行に伴う関係法令の整備に関する法律」の公布施行
12月	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (ジクロロメタン等13物質を有害物質に追加指定)

平成6年	
4月	「悪臭防止法施行規則」の一部改正 (排水水中の悪臭物質を規制)
平成7年	
4月	「悪臭防止法」の一部改正 (嗅覚測定法による規制方式を導入)
7月	「市土地利用対策委員会指導要綱」改正
平成8年	
3月	「静岡県環境基本条例」公布
5月	「大気汚染防止法」の一部改正 (特定粉じん排出作業の規制、指定物質排出規制基準の設定)
6月	「水質汚濁防止法」の一部改正 (地下水水質浄化、油流出防止)
12月	「騒音規制法施行令」の一部改正 (特定施設、特定建設作業の追加)
平成9年	
2月	大気に係るベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの環境基準設定
3月	地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定 悪臭の地域指定によりトルエン等10物質の規制基準設定
4月	ゴルフ場使用農薬に係る暫定指導指針の追加設定(アセフェート他、4物質)
8月	「大気汚染防止法施行令」の一部改正 (指定物質としてダイキシン類の抑制基準を設定)
9月	「騒音規制法施行令」の一部改正 (特定建設作業機械の除外、機種指定)
平成10年	
4月	ゴルフ場農薬に係る暫定指針一部改正 「大気汚染防止法」の一部改正 (焼却炉のばいじん排出規制の強化等)
5月	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (PCBの処理施設を特定施設に追加)
9月	騒音に係る環境基準改正 (騒音の評価方法を騒音レベルの中央値(LA50. T)から等価騒音レベル(LAeq. T)に変更)
12月	「静岡県生活環境の保全等に関する条例」公布(静岡県公害防止条例の全部改正)
平成11年	
2月	公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目追加 (硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、フッ素、砒素)
3月	悪臭防止法施行規則の一部改正 (排出口における臭気指数規制基準の設定) 騒音に係る環境基準の地域類型の指定について
4月	環境保全課を新設 「静岡県環境影響評価条例」公布
7月	「ダイオキシン類対策特別措置法」公布

平成12年	
3月	自動車騒音の要請限度改正
5月	「悪臭防止法」の一部改正 (タイヤ火災等の悪臭を伴う事故等の措置の強化、臭気測定事務従事者(臭気判定士)に関する制度の法律への規定)
平成13年	
3月	土壌の汚染に係る環境基準の一部改正 (ふっ素、ほう素の追加)
4月	ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準の一部改正(ジクロロメタンの追加)
6月	「水質汚濁防止法施行令」等の一部改正 (ほう素、ふっ素、アンモニア・アンモニア化合物・亜硝酸化合物・硝酸化合物の3項目を有害物質に追加指定し、排水基準を設定) 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」公布
平成14年	
4月	環境保全課と環境衛生課を統合し、環境課を新設
5月	「土壌汚染対策法」公布
平成15年	
10月	悪臭防止法に基づく地域指定を行い、臭気指数による規制基準を設定
平成16年	
2月	「御殿場市環境基本計画」策定
平成17年	
10月	「大気汚染防止法」の一部改正 (揮発性有機物質の排出基準の設定等)
12月	「大気汚染防止法」の一部改正(特定粉じん排出等作業における規模要件の撤廃)
平成19年	
2月	「土壌汚染対策法施行規則」の一部改正 (汚染土壌の掘削による除去の改正)
10月	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例の一部改正 (亜鉛含有量に係る上乗せ排水基準の変更)
平成21年	
4月	「土壌汚染対策法施行規則」の一部改正(土壌汚染状況把握制度の拡充、搬出土壌の管理強化)
平成22年	
5月	「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」の一部改正(測定項目・回数、虚偽記録に対する罰則、事故時の措置を指定施設に拡大)
平成23年	
6月	「水質汚濁防止法」の一部改正 (有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵施設の構造基準の設定)
8月	第2次一括法による騒音規制法、振動規制法、環境基本法及び悪臭防止法の一部改正 (地域指定等の権限移譲)

平成24年	
5月	「水質汚濁防止法施行令」及び「施行規則」の一部改正（有害物質の追加）
9月	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正（指定物質の追加）
平成25年	
1月	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」の一部改正（特定工場の追加）
3月	「大気汚染防止法施行規則」の一部改正（VOC濃度の測定に係る規定変更）
平成26年	
4月	「水循環基本法」公布 「雨水利用促進法」公布
5月	「大気汚染防止法施行規則」の一部改正（事前調査及び揭示の方法・届出者の変更等）
8月	「土壌汚染対策法施行規則」の一部改正（基準値の変更）
11月	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正（排水基準値の変更）
平成27年	
4月	「騒音規制法」「振動規制法」の一部改正（幼保連携認定こども園の追加）
6月	「大気汚染防止法」及び「大気汚染防止法施行令」の一部改正（水俣条約の発効に伴う水銀の排出規制：H30.4.1施行） 「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」の一部改正
9月	「水質汚濁防止法施行規則」等の一部改正 地下水の浄化基準値 0.03 mg/L→0.01 mg/L 排水基準値 0.3 mg/L→0.1 mg/L に変更
平成28年	
3月	「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（生活環境項目に底層溶存酸素量を追加）
10月	第二次御殿場市環境基本計画を策定
平成29年	
12月	「土壌汚染対策法」の一部改正
平成30年	
3月	「環境基本法」の一部改正
11月	「環境基本法」の一部改正（トリクロロエレンによる大気汚染に係る環境基準を1年平均値 0.2 mg/m ³ 以下→0.13 mg/m ³ 以下に変更）
令和元年	
7月	「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（暫定排水基準の適用期限の延長及び強化）
令和2年	
2月	「特定悪臭物質の測定の方法」の一部改正（ガスクロマトグラフ法を追加）
6月	「大気汚染防止法」の一部改正（石綿の飛散防止徹底）

令和3年	
9月	「大気汚染防止法施行令」の一部改正（ばい煙発生施設のうちボイラーに係る規模要件の変更：R4.10.1施行）
10月	水質汚濁に係る環境基準の一部改正（六価クロム及び大腸菌群数の基準の変更：R4.4.1施行） 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」の一部改正 （第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質として指定する物質の見直し：R5.4.1施行）
令和4年	
3月	「大気汚染防止法施行規則」等の一部改正（ばい煙発生施設のうちボイラーに係る規模要件の変更：R4.10.1施行） 「土壌汚染対策法施行規則」の一部改正（一定規模以上の土地の形質の変更を行う際の事前届出の同意書の規定） 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則」の一部改正 （第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質として指定する物質の見直し：R5.4.1施行） 「静岡県水循環保全条例」公布（R4.7.1施行）
5月	「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示」等の公布 （圧縮方式がスクリー方式である圧縮機の騒音規制法・振動規制法の規制対象外と指定：R4.12.1施行） 第二次御殿場市環境基本計画（中間見直し）を策定
6月	「静岡県水循環保全条例施行規則」公布
12月	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正（指定物質にアリン、ペルフルオロタン酸（PFOA）及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びその塩並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を追加）
令和5年	
1月	御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定

2 公害苦情

公害苦情は、健康と生活環境の保全に関する相談だけでなく、公害行政に関する様々な問題を含んでいます。また、公害苦情は、紛争へと発展する前段階的要素を持っていますので、こじれたり、広がったりしないように、小さな芽のうちから迅速かつ適切に処理していくことが重要です。

公害苦情は、年々多様化する傾向にあり、特に焼却に伴って発生するダイオキシン類が問題となった平成11年以降、屋外での焼却による煙や臭いの苦情が増加しています。

市民の快適環境への関心が高くなるにつれて、近隣苦情や感覚的な苦情が増える傾向にあります。

公害苦情受付件数の推移

	H13～27	28	29	30	R1	2	3	4
大気汚染	517	32	25	15	20	24	13	29
水質汚濁	104	4	1	3	0	3	6	10
騒音	66	5	4	1	2	1	8	5
振動	1	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	73	2	3	4	0	2	10	5
その他	11	0	0	0	0	0	6	2
合計 (屋外焼却苦情)	772 (227)	43 (28)	33 (24)	23 (15)	22 (19)	30 (21)	43 (21)	51 (25)

※合計件数のうち、屋外焼却による苦情件数を()内に内数として示しました。

3 大 気

(1) 環境基準と当市の現況

大気汚染に係る環境基準と当市の状況を下表に示します。

当市では、市役所本庁舎内の観測室に静岡県所有する測定器を設置して大気汚染の常時監視を行っています。測定項目は、環境基準の定められている次の表の3物質及び風向・風速の5項目です。

令和4年度の光化学オキシダントは環境基準を超え不適合となっています。各汚染物質の詳細については、次頁以降の(2)で記載しています。

汚染物質	二酸化硫黄 (SO ₂)	微小粒子状物質 (PM2.5)	光化学 オキシダント
人の健康への 主な影響	ノドや肺を刺激し、気管 支炎や上気道炎などを 起こす	肺の奥深くまで入り やすく、呼吸器系疾患や 循環器系疾患のリスク を上昇させる	目、ノドなどを強く刺激 する
環境基準	① 1時間値の1日平均 値が0.04ppm以下で あり、かつ ② 1時間値が0.1ppm 以下であること	① 1年平均値が15 μ g/m ³ 以下であり、かつ ② 1日平均値が35 μ g/m ³ 以下であること	1時間値が、0.06ppm 以下であること
令和4年度の 当市の状況	① 0.002ppm (2%除外値) ② 0.009ppm (最高値)	① 17.7 μ g/m ³ (2%除外値) ② 23.9 μ g/m ³ (最高値)	0.116ppm (最高値)
環境基準の適否	—	—	×
主な発生の原因	石油・石炭などの化石燃 料の燃焼に伴って発生 する	物の燃焼によって直接 発生するものや、ガス状 大気汚染物質が化学反 応により粒子化するも の、自然起源のもの	窒素酸化物と炭化水素 類の光化学反応により、 二次的に生成される

※ 二酸化硫黄及び微小粒子物質については、裾野市文化センターに設置されている静岡県所有測定機器の測定値を記載、光化学オキシダントについては、御殿場市役所に設置されている静岡県所有測定機器の測定値を掲載
(備考) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

有害大気汚染物質に係る環境基準

物質名	環境上の条件	備 考
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること	工業専用地域、車道その他 一般公衆が通常生活してい ない地域または場所につい ては適用しない。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること	

(2) 大気汚染の状況

① 二酸化硫黄（SO₂）

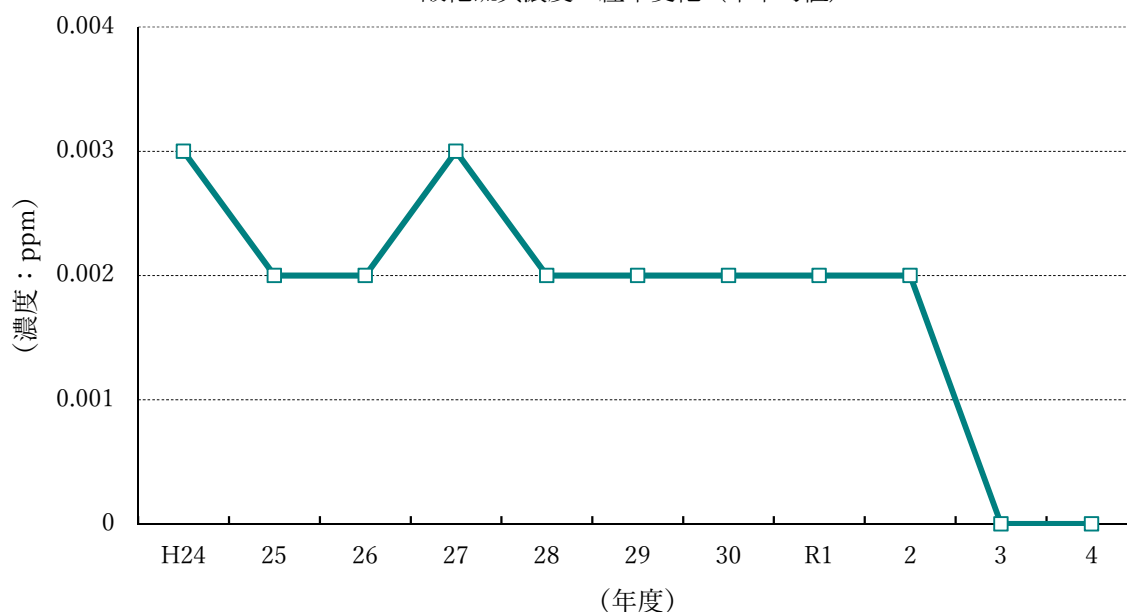
測定結果を評価方法に基づいて判断すると、平成 12, 13 年度は一時的に基準を超えることがあったものの、年間を通じた長期的評価としては環境基準に適合する状況となっています。令和 3 年度より機器故障のため、近隣の測定機器の情報を参考に掲載しています。

環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
評価方法	1 日平均値の年間 2 % 除外値が 0.04ppm 以下であること。 ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 2 日以上連続しないこと。

年度別の二酸化硫黄濃度測定結果

年度	有効測定		平均値 (ppm)	1 時間値が 0.1ppm を 超えた時間	日平均値が 0.04ppm を超えた 日数	最高値 (ppm)		1 日平均値 の年間 2 % 除外値	環境基準の 適否
	日数	時間				1 時間値	日平均値		
H24	363	8,700	0.003	0	0	0.021	0.006	0.005	○
25	365	8,727	0.002	0	0	0.008	0.005	0.004	○
26	364	8,703	0.002	0	0	0.014	0.006	0.004	○
27	332	8,156	0.003	0	0	0.029	0.007	0.005	○
28	298	7,607	0.002	0	0	0.010	0.005	0.004	○
29	361	8,636	0.002	0	0	0.090	0.006	0.004	○
30	359	8,616	0.002	0	0	0.033	0.004	0.003	○
R1	334	8,065	0.002	0	0	0.010	0.005	0.004	○
2	160	3,968	0.002	0	0	0.007	0.003	0.003	○
3	358	8,593	0.000	0	0	0.010	0.002	0.002	—
4	365	8,700	0.000	0	0	0.009	0.003	0.002	—

二酸化硫黄濃度の経年変化（年平均値）



② 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

平成 30 年 12 月に御殿場市役所本庁舎内の観測室へ静岡県の微小粒子状物質自動測定装置が設置されたことにより、測定が開始されました。令和 2 年 7 月に装置が故障したため、令和 2 年度は 5 カ月程度の測定となっていますが、測定した数値については、環境基準に適合する結果となりました。令和 3 年度より近隣の測定機器の情報を参考に掲載しています。

環境基準	1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ 1 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
評価方法	1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。 また、1 日平均値の年間 2 %除外値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

年度別の微小粒子状物質濃度測定結果

年度	有効測定		平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数	最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		1 日平均値 の年間 2 % 除外値	環境基準の 適否
	日数	時間			1 時間値	日平均値		
R1	363	8,737	7.8	0	61	27.7	20.6	○
2	145	3,521	8.1	0	49	30.6	20.3	○
3	365	8,752	7.5	0	79	26.1	17.8	—
4	363	8,720	7.5	0	78	23.8	17.7	—

※ 静岡県所有測定機器の測定値を掲載

③ 光化学オキシダント（O_x）

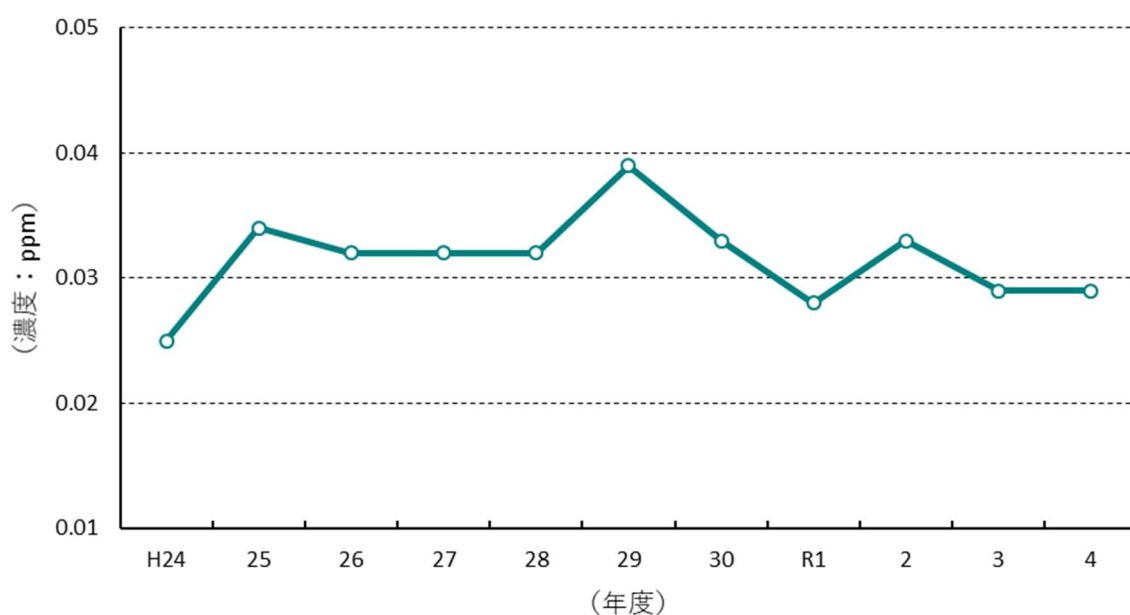
令和4年度までの測定結果を評価方法に基づいて判断すると、昭和49年の測定開始以来環境基準を若干上回る日があるものの、年平均値のグラフは横ばいに推移しています。なお、全国的に見ても環境基準の達成率は1%にも満たないため、異常値が観測されているわけではありません。

環境基準	1時間値が 0.06ppm 以下であること。
評価方法	年間を通じて1時間値が 0.06ppm 以下であること。 ただし、5時から20時の昼間の時間帯について評価する。

年度別のオキシダント濃度測定結果（昼間）

年度	有効測定		平均値 (ppm)	1時間値が 0.06ppm を超えた		1時間値が 0.12ppm を超えた		最高値 (ppm)		環境基準の 適否
	日数	時間		日数	時間	日数	時間	1時間値	日平均値	
H24	363	5,391	0.025	20	87	0	0	0.083	0.062	×
25	363	5,390	0.034	89	505	0	0	0.111	0.071	×
26	348	5,108	0.032	65	404	0	0	0.115	0.074	×
27	364	5,410	0.032	69	429	0	0	0.103	0.075	×
28	347	5,120	0.032	61	284	0	0	0.102	0.072	×
29	364	5,406	0.039	103	678	0	0	0.106	0.081	×
30	364	5,415	0.033	58	296	2	1	0.144	0.075	×
R1	366	5,444	0.028	28	137	0	0	0.090	0.062	×
2	365	5,448	0.033	49	185	0	0	0.094	0.060	×
3	360	5,352	0.029	44	170	0	0	0.114	0.062	×
4	365	5,437	0.029	45	232	0	0	0.116	0.064	×

光化学オキシダント物質濃度の経年変化（昼間の年平均値）



■光化学オキシダントの緊急時対策

静岡県大気汚染緊急時対策実施要綱に基づいて、光化学オキシダント濃度が 0.12ppm を超えた場合は、気象条件を加味して注意報等の発令が行われます。

注意報等が発令されると、下記に示した措置連絡系統図に基づいて、市民に注意を呼びかけるとともに、緊急時協力要請工場に使用燃料の削減を要請し、被害の未然防止を図る体制がとられています。

光化学オキシダント緊急時発令の基準

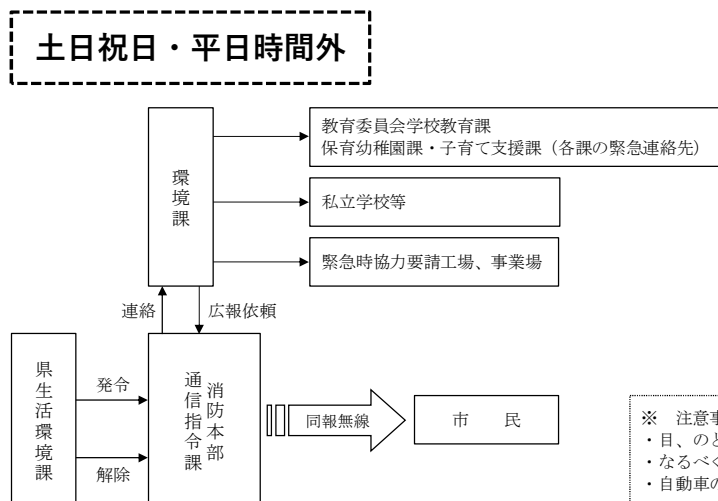
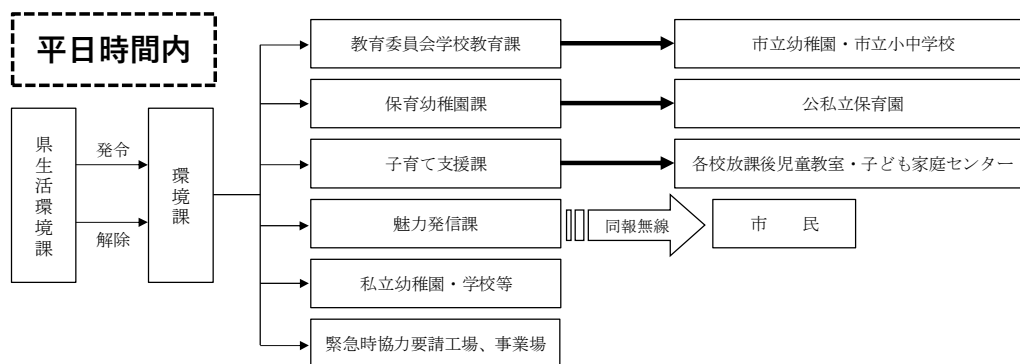
種 類	発令基準
注意報	オキシダント濃度が1時間値 0.12ppm 以上である大気汚染の状態になり、かつ気象条件からみてオキシダントに係る大気汚染の状態が継続すると認められるとき
警 報	オキシダント濃度が1時間値 0.24ppm 以上である大気汚染の状態になり、かつ気象条件からみてオキシダントに係る大気汚染の状態が継続すると認められるとき
重大緊急警報	オキシダント濃度が1時間値 0.40ppm 以上である大気汚染の状態になり、かつ気象条件からみてオキシダントに係る大気汚染の状態が継続すると認められるとき

御殿場地区での発令状況

	H13～18	H19	H20～R3	R4
注意報以上(件)	0	1	0	0

注意報の発令・解除に係る措置連絡系統図

R4.4.1時点

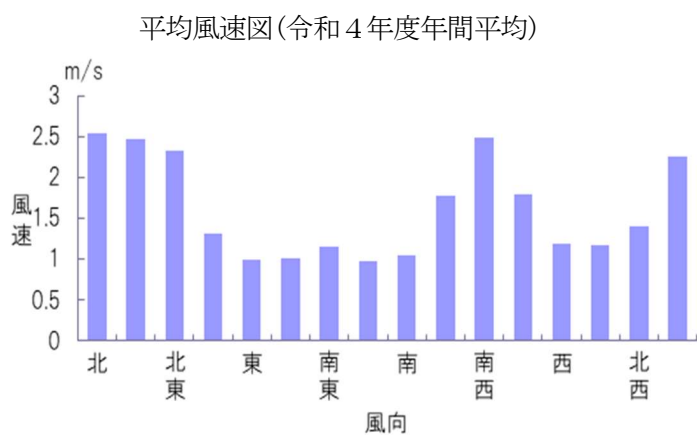
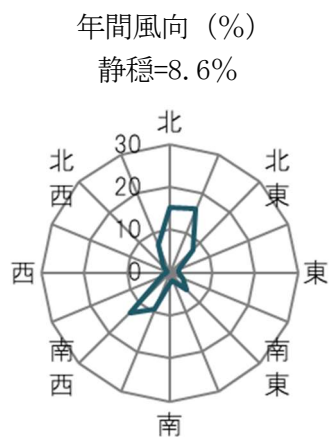


- ※ 注意事項
- ・目、のどに刺激を感じた時は、洗顔・うがい等を行う事
 - ・なるべく屋外に出ない事
 - ・自動車の運行をなるべく自粛し、公共交通機関を利用すること

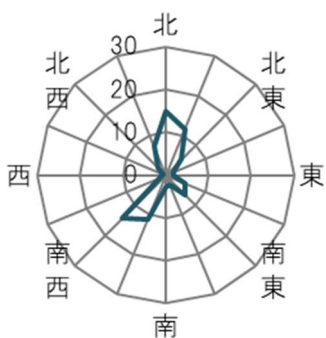
④ 風向・風速

大気汚染は、大気の流れと密接な関係があり、地形の状況にも大きく関わっていることから、広域的に大気汚染を判断するうえで、風向・風速の測定は重要な要素となっています。

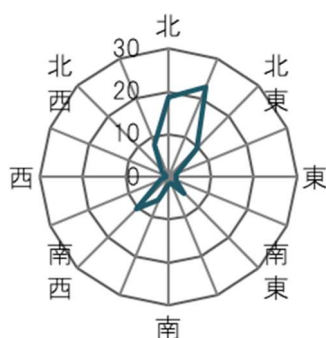
○風向別頻度図(令和4年度) *裾野市のデータを使用



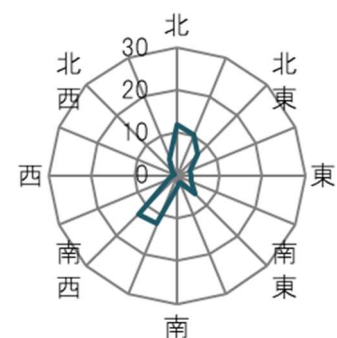
春 (4, 5, 6 月) 風向 (%)
静穏=9.8%



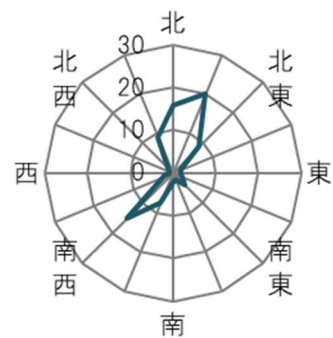
秋 (10, 11, 12 月) 風向 (%)
静穏=5.2%



夏 (7, 8, 9 月) 風向 (%)
静穏=14.7%



冬 (1, 2, 3 月) 風向 (%)
静穏=4.3%



(3) 大気汚染防止対策

大気汚染を防止するために、昭和 43 年に大気汚染防止法が制定され、工場・事業場から排出される硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質である窒素酸化物等については、ばい煙発生施設ごとに排ガス量に応じた排出基準が定められ、また粉じん発生施設については粉じんの飛散を防止するため、その構造、使用方法及び管理基準が定められています。

自動車からの大気汚染物質の排出量は大気汚染防止法に基づく自動車排出ガス規制の強化に伴い大幅に削減されてきましたが、引き続き大気環境の改善に向けて、交通対策による交通混雑の緩和や大気汚染物質の排出量の少ない低公害車の普及等により環境への負荷の軽減を図る必要があります。

規制物質一覧表

規制物質		物質の例示	発生形態	発生施設	排出基準	規制措置	
ばい煙	硫黄酸化物	亜硫酸ガスなど	物の燃焼	ボイラー等のばい煙発生施設(29 項目)	量規制 (地域ごと K 値方式)	改善命令、 直罰など	
	ばいじん	すすなど	同上	同上	濃度規制 (施設の種類、 規模ごと)	同上	
	有害物質	カドミウム、塩素、塩化水素、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化けい素、鉛	物の燃焼、合成、 分解、加圧など	電解炉、電気炉、 反応施設など	同上	同上	
		窒素酸化物	物の燃焼	ばい煙発生施設 など	同上	同上	
揮発性 有機化合物		トルエン、キシレン、 酢酸エチルなど	有機溶剤の揮発等	揮発性有機化合物 排出施設 (9 項目)	同上	改善命令など	
一般粉じん		セメント粉、石灰粉、鉄分 など	物の粉碎、選別 、堆積など	原料置場、粉碎 装置、(5 項目) (粉じん発生施設)	なし (構造使用 管理基準)	基準適合命令	
特定粉じん		石綿	発生施設	混合、切断、研 磨など	混合機、切断機 等(9 項目)	濃度規制	改善命令など
			排出作業	特定建築材料使用 建築物の解体 ・改造作業	特定建築材料が 使用されている 建築物	作業基準	作業基準適 合命令など
自動車排出ガス		一酸化炭素、炭化水素、窒 素酸化物、粒子状物質	自動車及び原動 機付自転車の運 行	ガソリン車等	濃度規制 (自動車単体 ごと)	交通規制、 整備要請など	
特定物質		アンモニアほか (28 物質)	物の合成等の化 学的処理中の事 故など	特定施設指定 せず	なし	事故時の 措置命令	

指定物質抑制基準一覧表

指定物質	発生形態	発生施設	抑制基準	規制措置
ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	蒸発・反応など	乾燥施設、蒸留施設など	濃 度	勸 告

① 排出基準

ア 硫黄酸化物

硫黄酸化物の規制は、K値規制で行われており、各地域の汚染状況あるいは工場・事業場等の密集度によって地域を定め、それぞれに許容できる最大着地濃度を設定し、煙突などの排出口から排出できる硫黄酸化物の量を制限しています。

当市のK値：17.5（拡散による最大着地濃度：0.030ppm）

次式によって、硫黄酸化物の規制排出量が計算されます。

$$q = \frac{17.5}{(K \text{ 値})} \times 10^{-3} \times H e^2$$

q : 硫黄酸化物の排出量(Nm^3/h)
 $H e$: 補正された煙突の高さ(m)
 K : 地域によって定められた値

イ ばいじん

ばいじんの規制は排出濃度で行われており、施設の種別及び排出ガス量の規模別にそれぞれ排出基準が定められています。なお、平成10年の大気汚染防止法施行規則の改正により、廃棄物焼却炉の排出基準が強化されました。

ばいじんの排出基準（抜粋）

施設番号	施設名	排出ガス量 ($\text{万Nm}^3/\text{h}$)	基準値 (g/Nm^3)	残 存 酸素量	備 考
1	ガス専焼ボイラー	4 ～	0.05	5%	
		～ 4	0.10		
2	液体燃料専焼ボイラー 液体・ガス混焼ボイラー	20 ～	0.05	4%	既設※1は当分の間 0.07
		4 ～ 20	0.15	4%	既設※1は当分の間 0.18
		1 ～ 4	0.25	4%	
		～ 1	0.30	4%	
17	金属精製の用に供する 溶解炉	4 ～	0.10	O s	
		～ 4	0.20		
18	金属圧延の用に供する 加熱炉	4 ～	0.10	11%	既設※1は当分の間 0.15
		～ 4	0.20		既設※1は当分の間 0.25
32	乾燥炉	4 ～	0.15	16%	排ガス量1～4万 Nm^3/h の既設※1は 当分の間 0.30
		～ 4	0.20		排ガス量1万 Nm^3/h 未満の既設※1 は当分の間 0.35
36	廃棄物焼却炉※2	焼却能力(t/h) 4 ～	0.04	12%	
		2 ～ 4	0.08		
		～ 2	0.15		
50	鉛の第2次精練の用に 供する溶解炉	4 ～	0.10	O s	
		～ 4	0.20		
56	ガスタービン		0.05	16%	
57	ディーゼル機関		0.10	13%	

(O s とは、標準酸素濃度補正を行わないことを示します。)

※1 既設とは、昭和57年6月1日に現に設置または設置工事に着手していたものをいう。

※2 既設の廃棄物焼却炉の基準（平成10年7月1日に現に設置または設置工事に着手していた焼却炉）

- ・ 焼却能力4 t/h以上 〓 0.08 g/ Nm^3
- ・ " 4 t/h未満2 t/h以上 〓 0.15 g/ Nm^3
- ・ " 2 t/h未満 〓 0.25 g/ Nm^3

ウ 有害物質

有害物質とは、窒素酸化物、鉛及びその化合物、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素のことをいい、規制はいずれも排出濃度で行われています。当市内には、これら有害物質のうち窒素酸化物、鉛及びその化合物、及び塩化水素について規制を受ける施設があります。

窒素酸化物の排出基準（抜粋）

施設 番号	施設の種類及び 排出ガス量 (万 Nm ³ /h)		排 出 基 準 値 (ppm)						
			設置 年月日 残存 酸素量	～ S48. 8. 9	S48. 8. 10 ～ S50. 12. 9	S50. 12. 10 ～ S52. 6. 17	S52. 6. 18 ～ S54. 8. 9		S54. 8. 10 ～
							52. 6. 18 ～ 52. 9. 9		
1	ガス ボイラー	50～	5%	130	130	100	60		60
		10～50		130	130	100	100		100
		4～10		130	130	130	100		100
		1～ 4		150	150	130	130		130
		0.5～ 1		150	150	150	150		150
		～ 0.5		150	150	150	150		150
	液体 ボイラー	50～	4%	180	180	150	130		130
		10～50		190	180	150	150		150
		4～10		190	180	150	150		150
		1～ 4		230	230	150	150		150
		0.5～ 1		250	250	250	250	180	180
		～ 0.5		250	250	250	250	180	180
5	金属溶解炉		12%	200	200	200	200		180
6	金属 加熱炉	10～	11%	160	160	100	100		100
		4～10		170	170	150	130		130
		1～ 4		170	170	150	130		130
		0.5～ 1		170	170	170	150		150
		～ 0.5		200	200	200	180		180
11	乾燥炉(連続炉)		16%	250	250	250	250		230
13	廃棄物焼却炉 (連続炉)	4～	12%	300	300	300	250		250
		～ 4		300	300	300	300		250
24	鉛の第2次精錬の用に 供する溶解炉		12%	200	200	200	200		180

施設の種類	排 出 基 準 値 (ppm)					
	設置 年月日 残存 酸素量	～ S63. 1. 30	S63. 1. 31 ～	～ H3. 1. 30	H3. 1. 31 ～ H6. 1. 30	H6. 1. 31 ～
ガスタービン	16%	—	70			
ディーゼル機関	13%	—	950(1, 200)*			
ガ ス 機 関	0%			2, 000	1, 000	600
ガソリン機関	0%			2, 000	1, 000	600

※ ()内はシリンダー内径 400mm 以上のもの

鉛及びその化合物及び塩化水素の排出基準（抜粋）

有害物質名	施 設 名	排出基準値
塩化水素	廃棄物焼却炉	700mg／N m ³
鉛及びその化合物	鉛の第2次精練の用に供する溶解炉、鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	10mg／N m ³

県条例のばい煙発生施設に係る有害物質の排出基準（抜粋）

有害物質の種類	施 設 名	排出基準値
塩素	県条例で規定するばい煙発生施設のアルミニウム又はアルミニウム合金の用に供する溶解炉	30mg／N m ³
塩化水素		80mg／N m ³
ふっ素及びふっ化水素		3mg／N m ³

② ばい煙発生施設の届出状況

大気汚染防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく、令和4年度末現在の、ばい煙発生施設等の届出状況は下記のとおりです。

ばい煙発生施設の届出状況

施設番号	ばい煙発生施設名	施設数
1	ボイラー	160
5	金属精練・鑄造の用に供する溶解炉	1
11	乾燥炉	4
13	廃棄物焼却炉	4
24	鉛の第2次精練の用に供する溶解炉	2
30	ディーゼル機関	7
条例2	アルミニウムの溶解炉	3
施設の合計数		181
工場・事業場数		62

(4) 環境放射線量の測定

平成 23 年 3 月の福島第 1 原子力発電所事故以降、全国的に環境放射線の影響が心配されており、当市においても平成 23 年度に小中学校等 19 箇所の放射線測定を 2 度実施したところ、健康への影響を心配する必要のないレベルであるという結果が出ました。

平成 24 年度以降も継続して放射線測定を実施したところ、健康への影響を心配する必要のないレベルでした。

測定方法	空間放射線として地表面から高さ 1 m、付着物等の計測として高さ 5 c m をそれぞれ 30 秒ごと 5 回、測定機器を使用して測定し、その平均を出します。
------	---

平成 24 年度放射線量測定結果

調査施設	実施時期	測定結果 (μ Sv/h)
44 施設 (教育施設)	4 月 12 日 ~ 6 月 5 日	0.016 ~ 0.069
29 区 59 施設 (地区施設)	7 月 9 日 ~ 7 月 11 日	
44 施設 (教育施設)	8 月 29 日 ~ 10 月 9 日	
富士山御殿場口新五合目駐車場 ほか周辺 2 箇所	11 月 2 日	

放射線量測定結果

調査施設	実施時期	測定結果 (μ Sv/h)				
		30	R1	2	3	4
御殿場市庁舎敷地内	毎月 1 回※	0.014 ~ 0.055	0.022 ~ 0.043	0.023 ~ 0.037	0.014 ~ 0.050	0.018 ~ 0.043
7 施設 (教育施設)	5 月		—	—		
7 施設 (教育施設)	11 月	—	—	—		
富士山御殿場口新五合目駐車場 ほか周辺 2 箇所	10 月 (H29 まで)	—	—	—	—	—

参考値：文部科学省全国の環境放射能水準調査結果（平成 19～21 年度）

・静岡市 0.0281 ~ 0.0765 μ Sv/h

・全 国 0.013 (沖縄県) ~ 0.153 (新潟県) μ Sv/h

※御殿場市庁舎敷地内は、H30 は年 5 回（4 月から 7 月および 1 月）、R1 は年 9 回（7 月から 3 月）実施

4 水 質

(1) 環境基準

環境基準は環境基本法に基づき、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められ、これを目標として諸施策が進められています。

水質汚濁に係る環境基準は、生活環境の保全に関する環境基準と、人の健康の保護に関する環境基準の2つに分類されて定められています。

① 生活環境の保全に関する環境基準

当市は、黄瀬川と鮎沢川の最上流部に位置しており、黄瀬川水系は黄瀬川と久保川に、鮎沢川水系は鮎沢川と馬伏川に大きく分けられます。

市内河川に適用される環境基準は、鮎沢川本流には昭和 50 年に A 類型が、また黄瀬川本流には平成元年に B 類型がそれぞれ指定されました。

生活環境の保全に関する環境基準（日間平均値）

類 型		A A	A	B	C	D	E
利用目的 の適応性		水道 1 級、 自然環境保 全及び A 以 下の欄に掲 げるもの	水道 2 級、 水産 1 級、 水浴及び B 以下の欄に掲 げるもの	水道 3 級、 水産 2 級及 び C 以下の 欄に掲げる もの	水産 3 級、 工業用水 1 級及び D 以 下の欄に掲 げるもの	工業用水 2 級、農業用 水及び E の 欄に掲げる もの	工業用水 3 級、環境保全
基 準 値	p H	6.5～8.5	6.5～8.5	6.5～8.5	6.5～8.5	6.0～8.5	6.0～8.5
	BOD (mg/ℓ)	1 以下	2 以下	3 以下	5 以下	8 以下	10 以下
	S S (mg/ℓ)	25 以下	25 以下	25 以下	50 以下	100 以下	ごみ等の浮遊が 認められない
	DO (mg/ℓ)	7.5 以上	7.5 以上	5 以上	5 以上	2 以上	2 以上
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	50 以下	1,000 以下	5,000 以下			
設定流域			鮎沢川本流	黄瀬川本流			
設 定 日			昭和 50.1.1	平成 1.4.1			
達成期間			直ちに達成	直ちに達成			

② 人の健康の保護に関する環境基準

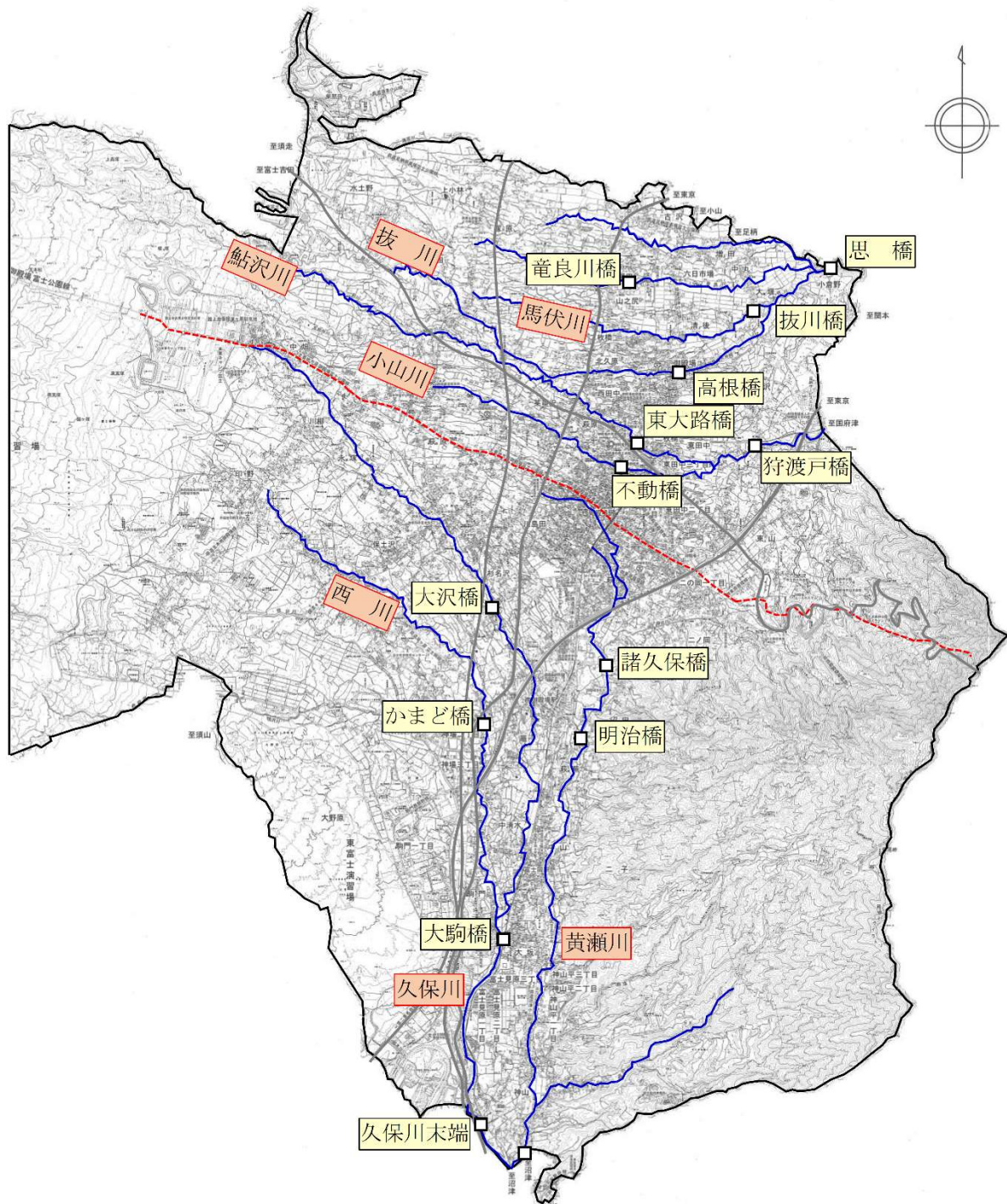
有害物質として、河川、湖沼、海域等の公共水域に一律適用されています。

人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/ℓ以下)

項 目	基準値	項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003	四塩化炭素	0.002	チウラム	0.006
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004	シマジン	0.003
鉛	0.01	1,1-ジクロロエチレン	0.1	チオベンカルブ	0.02
六価クロム	0.05	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	ベンゼン	0.01
砒素	0.01	1,1,1-トリクロロエタン	1	セレン	0.01
総水銀	0.0005	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01	ふっ素	0.8
P C B	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01	ほう素	1
ジクロロメタン	0.02	1,3-ジクロロプロペン	0.002	1,4-ジオキサン	0.05

○公共用水域の概要と水質調査地点○



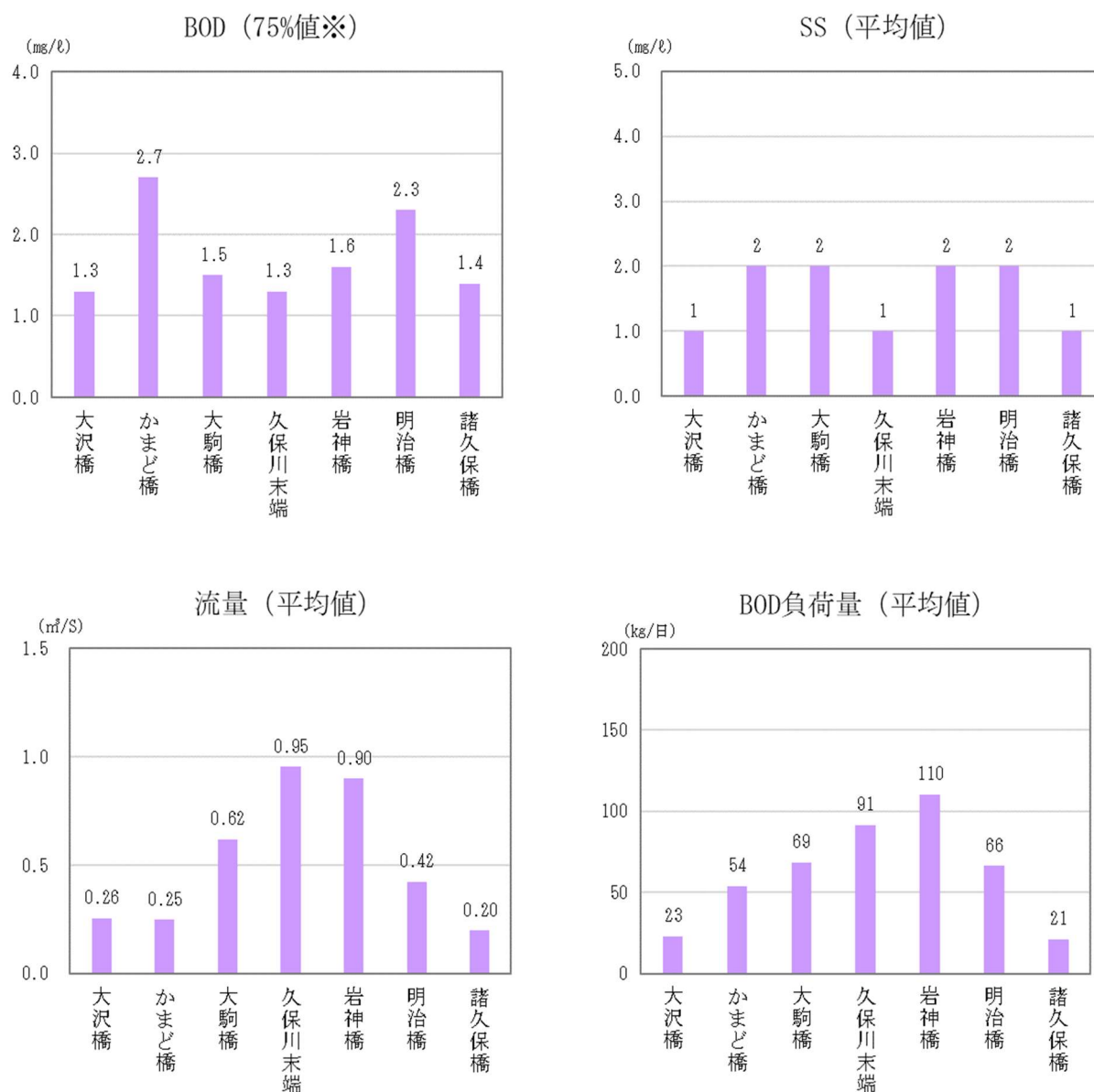
(2) 水質汚濁の状況

市では、昭和 48 年度から黄瀬川及び鮎沢川のそれぞれの水系ごとに 7 箇所の調査地点を設け、毎月水質調査を実施しています。

① 黄瀬川水系

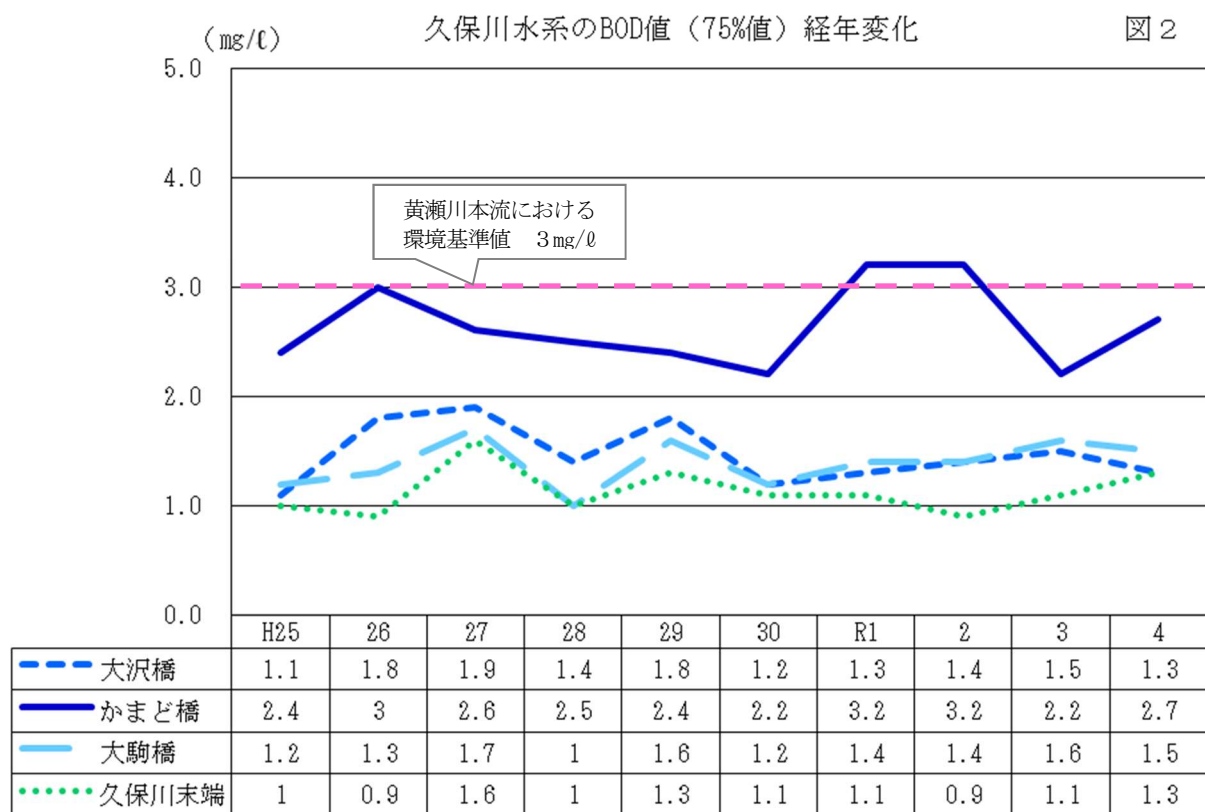
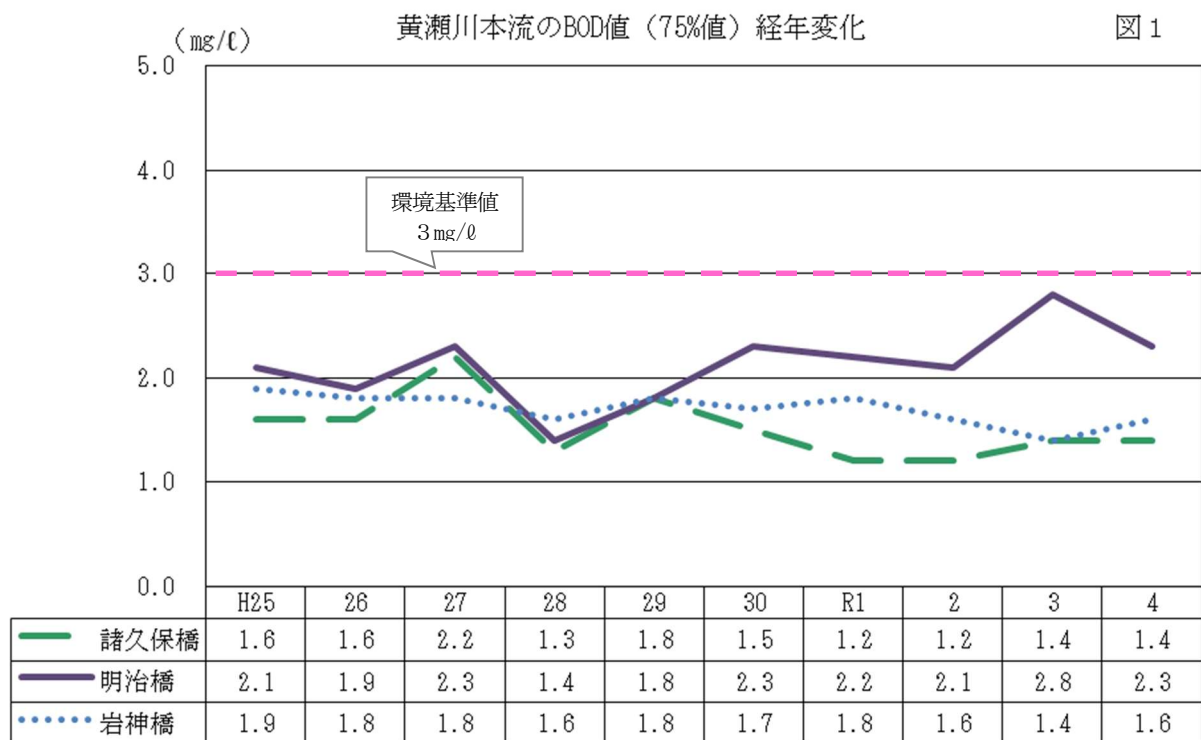
令和 4 年度では、環境基準値を満足する結果となっています。(図 1・2 参照) 過去の年度では、BOD の環境基準(75%値が 3 mg/ℓ以下)を僅かに超過している地点が見られるため、引き続き注意が必要です。

令和 4 年度黄瀬川水系河川環境調査結果



※75%値…BODの年間測定結果がどうであったかを判定するための値です。測定値を低い方から高い方に順(昇順)に並べ、低い方から75%目に該当する値のことを言います。

市の調査では毎月1回測定しているため、低い方から数えて9番目の値となります。

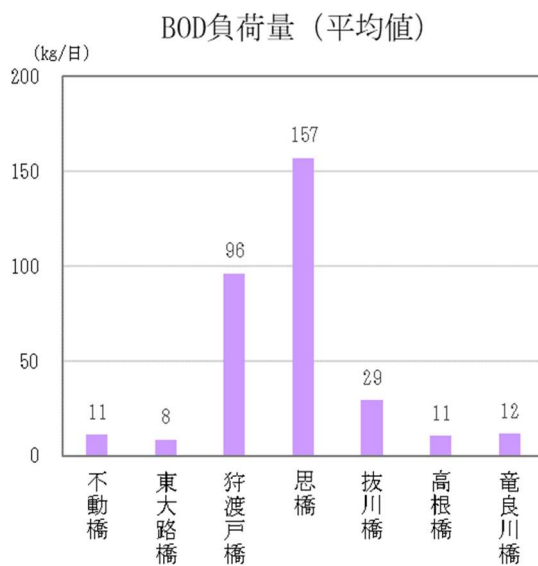
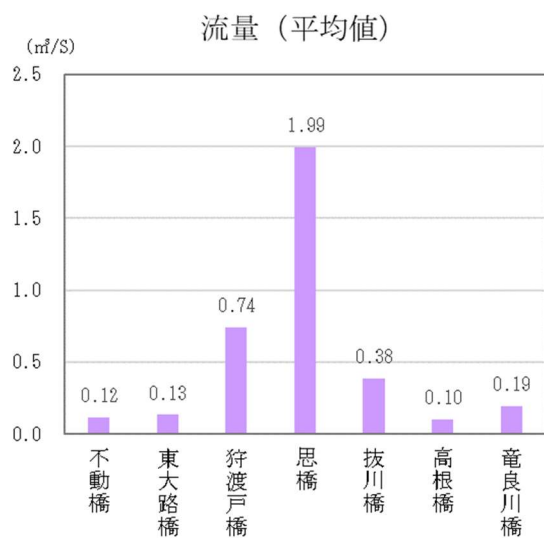
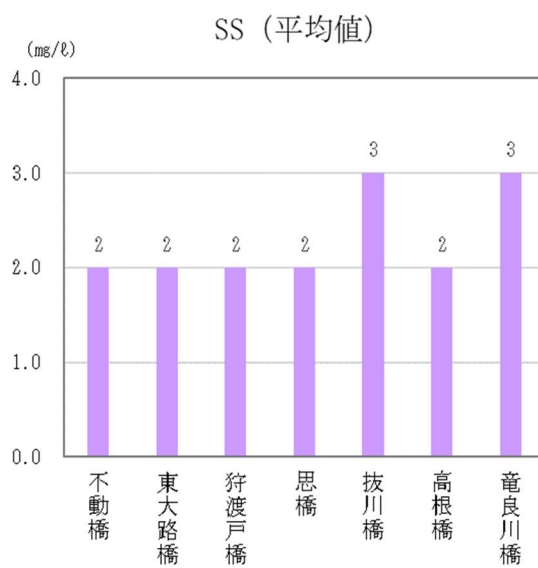
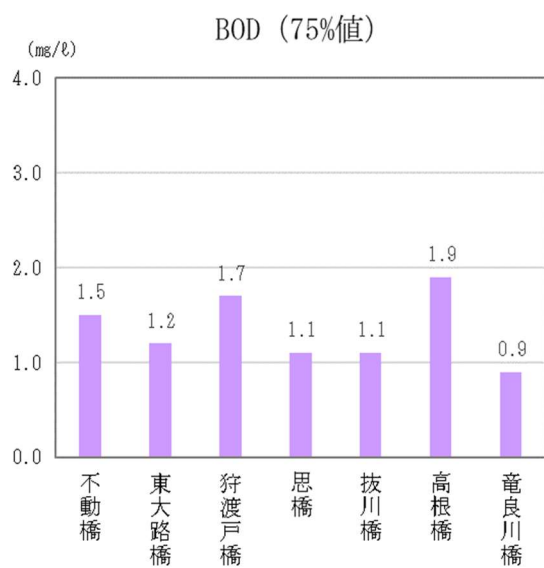


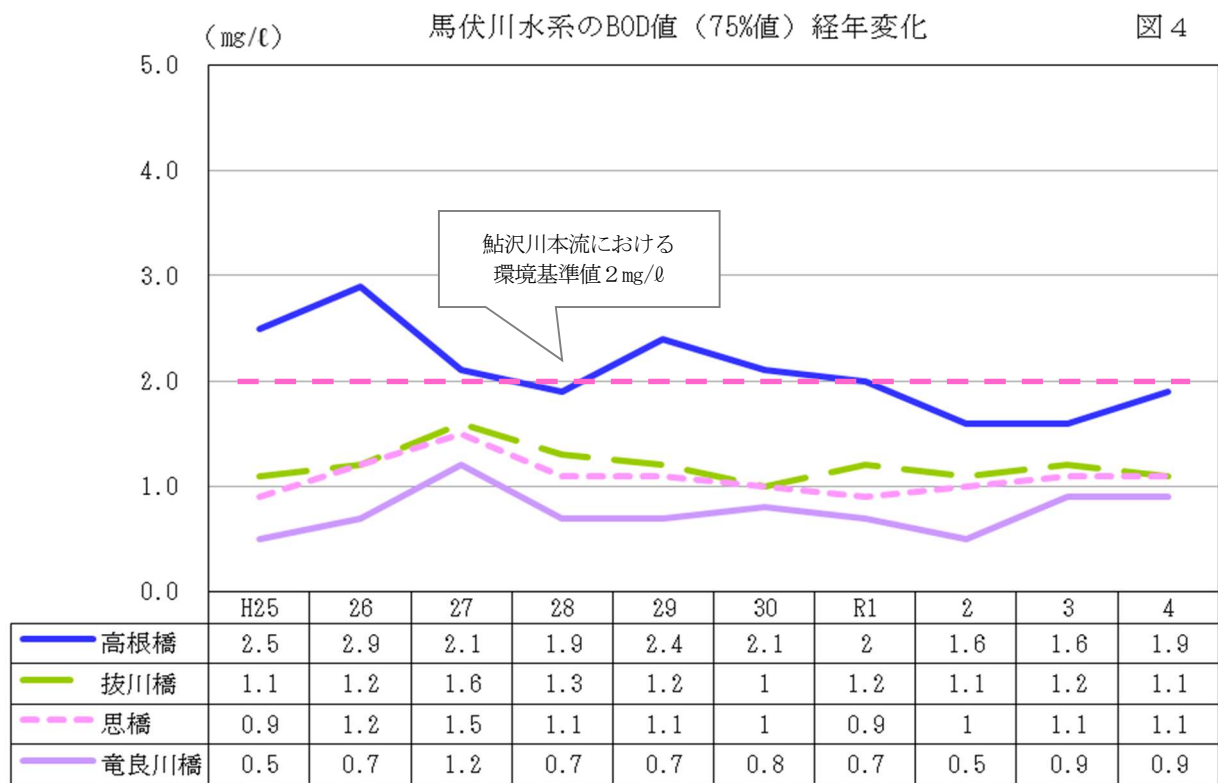
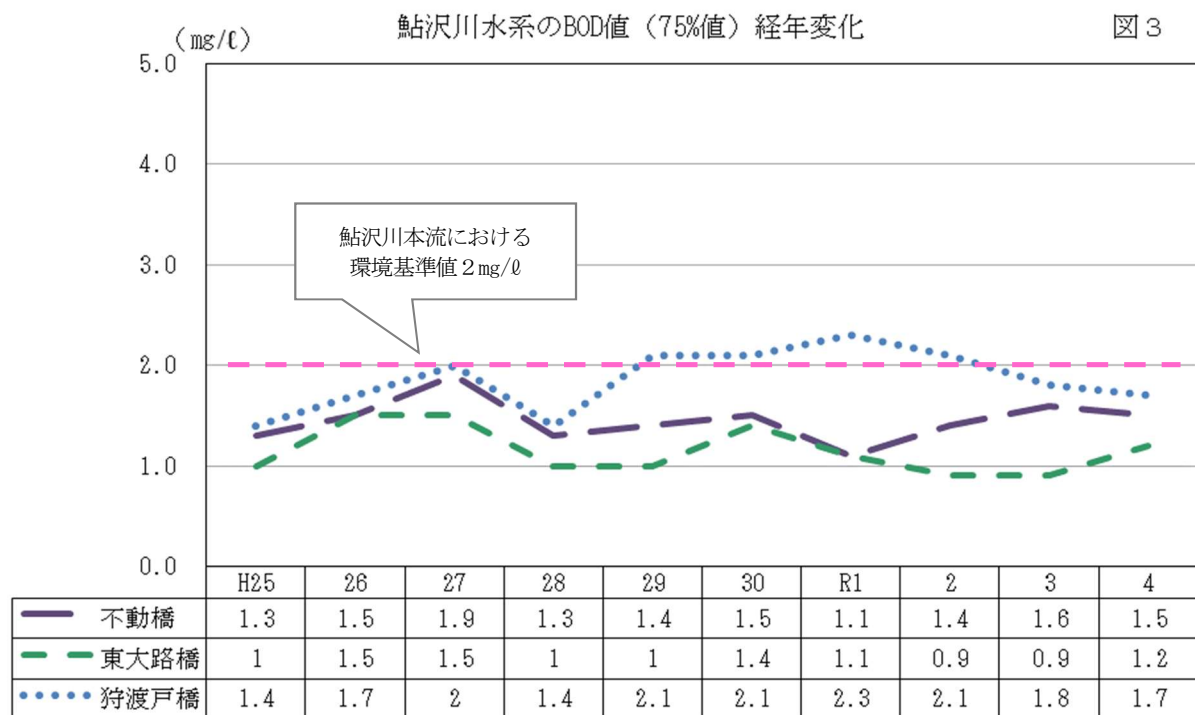
② 鮎沢川水系

令和4年度では、環境基準値を満足する結果となっています。(図3・4参照)

現在、異常値が出た場合や河川に明らかな異常が認められた場合は、速やかに現地確認を実施するとともに、再調査等を行う体制を整えております。

令和4年度鮎沢川水系河川環境調査結果





令和2年度～令和4年度の黄瀬川水系河川水質調査結果

場所	項目	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		平均値	75%値	最小～最大	平均値	75%値	最小～最大	平均値	75%値	最小～最大
大沢橋 (久保川)	pH	7.9	—	7.5 ～ 8.2	8.1	—	7.9 ～ 8.4	8.1	—	7.9 ～ 8.2
	BOD (mg/L)	1.1	1.4	0.6 ～ 2.0	1.2	1.5	0.6 ～ 2.2	1.1	1.3	0.6 ～ 1.7
	SS (mg/L)	1	—	<1 ～ 2	1	—	<1 ～ 2	1	—	<1 ～ 2
	流量 (m³/秒)	0.22	—	0.13 ～ 0.46	0.33	—	0.17 ～ 0.78	0.26	—	0.11 ～ 0.57
	BOD負荷量 (kg/日)	20	—	8 ～ 40	31	—	15 ～ 54	23	—	9 ～ 41
竜橋 (西川)	pH	8.0	—	7.8 ～ 8.2	8.0	—	7.8 ～ 8.1	8.0	—	7.8 ～ 8.1
	BOD (mg/L)	2.5	3.2	1.4 ～ 4.2	2.3	2.2	0.8 ～ 5.8	2.6	2.7	1.4 ～ 4.8
	SS (mg/L)	5	—	3 ～ 10	3	—	1 ～ 12	2	—	2 ～ 3
	流量 (m³/秒)	0.26	—	0.17 ～ 0.43	0.27	—	0.11 ～ 0.69	0.25	—	0.12 ～ 0.48
	BOD負荷量 (kg/日)	54	—	30 ～ 88	41	—	21 ～ 83	54	—	25 ～ 104
大駒橋 (久保川)	pH	8.1	—	7.9 ～ 8.2	8.2	—	8.0 ～ 8.8	8.2	—	8.0 ～ 8.5
	BOD (mg/L)	1.1	1.4	0.6 ～ 1.9	1.3	1.6	<0.5 ～ 2.3	1.3	1.5	0.9 ～ 1.7
	SS (mg/L)	3	—	1 ～ 10	2	—	<1 ～ 4	2	—	1 ～ 4
	流量 (m³/秒)	0.59	—	0.31 ～ 1.40	0.84	—	0.44 ～ 2.30	0.62	—	0.32 ～ 1.00
	BOD負荷量 (kg/日)	55	—	22 ～ 169	85	—	49 ～ 151	69	—	33 ～ 130
久保川末端 (久保川)	pH	7.7	—	7.1 ～ 7.9	7.7	—	7.4 ～ 8.0	7.9	—	7.7 ～ 8.0
	BOD (mg/L)	0.8	0.9	<0.5 ～ 1.2	0.9	1.1	<0.5 ～ 1.9	1.1	1.3	0.6 ～ 2.2
	SS (mg/L)	2	—	<1 ～ 2	2	—	<1 ～ 4	1	—	<1 ～ 2
	流量 (m³/秒)	1.01	—	0.42 ～ 2.80	1.51	—	0.49 ～ 4.10	0.95	—	0.70 ～ 1.50
	BOD負荷量 (kg/日)	44	—	0 ～ 140	90	—	0 ～ 213	91	—	37 ～ 209
岩神橋 (黄瀬川)	pH	8.0	—	7.9 ～ 8.2	8.1	—	7.9 ～ 8.4	8.1	—	8.0 ～ 8.3
	BOD (mg/L)	1.4	1.6	0.9 ～ 1.6	1.2	1.4	<0.5 ～ 1.8	1.4	1.6	0.8 ～ 1.9
	SS (mg/L)	3	—	<1 ～ 8	3	—	<1 ～ 6	2	—	<1 ～ 4
	流量 (m³/秒)	0.80	—	0.43 ～ 1.30	1.02	—	0.51 ～ 2.50	0.90	—	0.47 ～ 2.00
	BOD負荷量 (kg/日)	98	—	39 ～ 168	87	—	0 ～ 187	110	—	61 ～ 259
明治橋 (黄瀬川)	pH	7.8	—	7.7 ～ 8.0	7.9	—	7.7 ～ 8.1	7.9	—	7.6 ～ 8.2
	BOD (mg/L)	2.0	2.1	1.4 ～ 3.2	2.2	2.8	<0.5 ～ 4.5	1.9	2.3	1.1 ～ 3.4
	SS (mg/L)	2	—	1 ～ 2	2	—	1 ～ 3	2	—	1 ～ 5
	流量 (m³/秒)	0.46	—	0.29 ～ 0.60	0.48	—	0.23 ～ 0.86	0.42	—	0.26 ～ 0.68
	BOD負荷量 (kg/日)	78	—	58 ～ 160	78	—	48 ～ 159	66	—	37 ～ 121
諸久保橋 (黄瀬川)	pH	8.2	—	8.0 ～ 8.5	8.2	—	7.9 ～ 8.5	8.3	—	8.0 ～ 8.6
	BOD (mg/L)	1.0	1.2	0.6 ～ 1.6	1.2	1.4	0.8 ～ 1.7	1.2	1.4	0.8 ～ 1.7
	SS (mg/L)	1	—	<1 ～ 2	1	—	<1 ～ 3	1	—	<1 ～ 3
	流量 (m³/秒)	0.21	—	0.13 ～ 0.30	0.23	—	0.09 ～ 0.44	0.20	—	0.11 ～ 0.43
	BOD負荷量 (kg/日)	19	—	8 ～ 36	22	—	11 ～ 42	21	—	8 ～ 46

令和2年度～令和4年度の鮎沢川水系河川水質調査結果

場所	項目	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		平均値	75%値	最小～最大	平均値	75%値	最小～最大	平均値	75%値	最小～最大
不動橋 (小山川)	pH	8.4	—	8.1 ～ 9.2	8.4	—	8.0 ～ 9.0	8.5	—	8.1 ～ 9.0
	BOD (mg/L)	1.2	1.4	0.7 ～ 2.0	1.4	1.6	0.7 ～ 2.0	1.3	1.5	0.6 ～ 2.1
	SS (mg/L)	2	—	<1 ～ 3	2	—	<1 ～ 3	2	—	<1 ～ 10
	流量 (m³/秒)	0.09	—	0.01 ～ 0.25	0.19	—	0.03 ～ 0.63	0.12	—	0.02 ～ 0.28
	BOD負荷量 (kg/日)	9	—	1 ～ 22	20	—	2 ～ 51	11	—	3 ～ 24
東大路橋 (鮎沢川)	pH	8.1	—	8.0 ～ 8.4	8.2	—	8.0 ～ 8.9	8.2	—	8.0 ～ 8.7
	BOD (mg/L)	0.9	0.9	<0.5 ～ 1.6	0.9	0.9	<0.5 ～ 2.2	1.0	1.2	<0.5 ～ 1.8
	SS (mg/L)	3	—	<1 ～ 16	2	—	<1 ～ 5	2	—	<1 ～ 5
	流量 (m³/秒)	0.12	—	0.04 ～ 0.23	0.25	—	0.07 ～ 0.92	0.13	—	0.02 ～ 0.33
	BOD負荷量 (kg/日)	7	—	0 ～ 12	18	—	0 ～ 53	8	—	0 ～ 22
狩渡戸橋 (鮎沢川)	pH	8.2	—	8.0 ～ 8.3	8.3	—	8.0 ～ 9.2	8.4	—	8.1 ～ 8.8
	BOD (mg/L)	1.9	2.1	1.2 ～ 4.3	1.3	1.8	<0.5 ～ 2.3	1.5	1.7	0.9 ～ 2.0
	SS (mg/L)	2	—	1 ～ 3	2	—	<1 ～ 4	2	—	<1 ～ 2
	流量 (m³/秒)	0.63	—	0.32 ～ 1.40	0.89	—	0.29 ～ 2.60	0.74	—	0.27 ～ 1.50
	BOD負荷量 (kg/日)	99	—	44 ～ 204	82	—	0 ～ 276	96	—	33 ～ 180
思橋 (馬伏川)	pH	8.2	—	7.9 ～ 8.5	8.2	—	8.0 ～ 8.5	8.2	—	8.1 ～ 8.4
	BOD (mg/L)	0.9	1.0	<0.5 ～ 1.7	1.0	1.1	0.5 ～ 1.6	0.9	1.1	0.5 ～ 1.3
	SS (mg/L)	3	—	1 ～ 6	2	—	1 ～ 5	2	—	<1 ～ 4
	流量 (m³/秒)	1.72	—	1.30 ～ 2.70	2.17	—	1.20 ～ 3.20	1.99	—	1.40 ～ 3.20
	BOD負荷量 (kg/日)	125	—	0 ～ 206	185	—	83 ～ 276	157	—	69 ～ 247
抜川橋 (馬伏川)	pH	8.1	—	8.0 ～ 8.4	8.2	—	8.0 ～ 8.4	8.2	—	8.0 ～ 8.5
	BOD (mg/L)	0.9	1.1	0.6 ～ 1.6	1.2	1.2	0.8 ～ 2.2	0.9	1.1	<0.5 ～ 1.2
	SS (mg/L)	3	—	1 ～ 9	3	—	1 ～ 6	3	—	<1 ～ 5
	流量 (m³/秒)	0.43	—	0.29 ～ 0.54	0.52	—	0.35 ～ 0.87	0.38	—	0.23 ～ 0.57
	BOD負荷量 (kg/日)	35	—	16 ～ 72	51	—	31 ～ 105	29	—	0 ～ 59
高根橋 (抜川)	pH	8.3	—	8.1 ～ 8.8	8.3	—	7.9 ～ 9.2	8.4	—	8.1 ～ 8.9
	BOD (mg/L)	1.4	1.6	0.5 ～ 3.0	1.4	1.6	0.5 ～ 2.8	1.7	1.9	0.6 ～ 3.1
	SS (mg/L)	2	—	<1 ～ 5	2	—	<1 ～ 3	2	—	<1 ～ 4
	流量 (m³/秒)	0.10	—	0.01 ～ 0.30	0.22	—	0.03 ～ 0.80	0.10	—	0.01 ～ 0.50
	BOD負荷量 (kg/日)	10	—	3 ～ 26	17	—	6 ～ 38	11	—	2 ～ 30
竜良川橋 (竜良川)	pH	8.2	—	8.0 ～ 8.6	8.1	—	7.9 ～ 8.2	8.1	—	8.0 ～ 8.2
	BOD (mg/L)	0.6	0.5	<0.5 ～ 1.3	0.8	0.9	<0.5 ～ 1.6	0.8	0.9	<0.5 ～ 1.6
	SS (mg/L)	6	—	1 ～ 17	2	—	1 ～ 4	3	—	<1 ～ 8
	流量 (m³/秒)	0.18	—	0.04 ～ 0.45	0.25	—	0.06 ～ 0.51	0.19	—	0.08 ～ 0.31
	BOD負荷量 (kg/日)	4	—	0 ～ 23	15	—	0 ～ 40	12	—	0 ～ 30

(3) 水質汚濁防止対策

① 工場・事業場の監視及び指導

当市には、水質汚濁防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に定められた特定施設を設置している特定事業場は 329 あり、このうち 67 の特定事業場が、法令による排水規制の適用を受けています。

なお、県の立入検査による排水基準違反事業場に対しては、法に基づく改善勧告等の行政措置が行われるほか、市の排水調査で違反のあった事業場に対しては、その原因と処置内容などの改善対策を明示した報告書の提出を求めるなどの行政指導を行い、違反の再発防止に努めています。

令和 4 年度立入検査実施状況（排水規制対象事業場）

特定施設番号	特定施設の種類	左記保有 事業場数	立入検査回数 ※県と合同実施分
1-2	畜産農業の用に供する施設	1	0
2	畜産食料品製造業の原料処理施設等	1	0
5	みそ、醤油等の製造業の用に供する施設	1	0
8	菓子等の製造業又は製あん業の沈澱槽	1	0
10	飲料製造業の原料処理施設等	3	0
17	豆腐、煮豆の製造業の湯煮施設等	2	0
23-2	新聞、出版、印刷業又は製版業の用に供する施設	2	0
46	有機化学工業製品製造業の水洗施設等	1	0
62	非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設等	1	1
63	金属製品及び機械器具製造業の用に供する施設	6	3 (1)
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	12	4 (1)
66	電気メッキ施設	3	2 (1)
66-3	旅館業のちゅう房施設等	6	0
66-4～6	飲食店及び弁当製造業・共同調理場等のちゅう房施設	5	0
67	洗濯業の洗浄施設	3	1
71-2	科学技術の研究・試験等の洗浄施設	3	0
71-5	トリクロエチレン、テトラクロエチレン等による洗浄施設	1	0
72, 73	し尿処理施設、下水道終末処理施設	34	5
県条例の 2	銅又は銅合金の用に供する圧延施設	1	0
県条例の 3	ゴム製品製造業の用に供する混練施設	1	0
合 計		88	16 (3)

※ () 内の数字は違反のあった事業所件数を示しています。

②排水基準（静岡県条例の排水基準）

ア 狩野川水域に適用する上乗せ排水基準（抜粋）

排水水の区分		項目及び許容限度										適用の日	
		BOD		SS		動植物油	鉱物油	銅	亜鉛	全クロム	大腸菌群数		
		(mg/ℓ)		(mg/ℓ)		(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(個/cm ³)		
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	最大	最大	最大	最大	最大	日間平均		
昭和48年4月1日以後に設置される特定事業場（同年3月31日において工事着手しているものを除く）に係る排水	し尿処理施設を設置する特定事業場（他の特定施設を併設するものを除く）	30	40	70	90							昭和48年 4月1日から	
		20	25	40	50								
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場 その他 1日平均的排水 10,000m ³ 以上の特定事業場 1日平均的排水が50m ³ 以上 10,000m ³ 未満の特定事業場	10	15	20	30	5	2	1	1				
		20	25	40	50	10		1	2	2			
		20	25	40	50			3	3	2			
昭和50年12月1日以後に設置される特定事業場（同年11月30日において工事着手しているものを除く）に係る排水	下水道処理区域内の水域に排出されるもの		20	25	40	50						昭和50年 12月1日から	
	その他の 水域に排出されるもの 科学技術に 関する研究 等を行う 事業場	旅 館 業	30	40	70	90							
			20	25	40	50							

イ 鮎沢川水域に適用する上乗せ排水基準（抜粋）

排水水の区分		項目及び許容限度										適用の日	
		BOD		SS		動植物油	鉱植物油	銅	亜鉛	全クロム	大腸菌群数		
		(mg/ℓ)		(mg/ℓ)		(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	(個/cm ³)		
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	最大	最大	最大	最大	最大	日間平均		
昭和50年1月1日以後に設置される特定事業場（昭和49年12月31日において工事着手しているものを除く）に係る排水	蒸留酒、混成酒製造業	5	10	10	15								
	し尿処理施設を設置する特定事業場（他の特定施設を併設するものを除く）	30	40	70	90								
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場	20	25	40	50								
	その他	1日平均的排水量が5,000m ³ 以上の特定事業場	10	15	20	30	3	1	1	1		昭和50年 1月1日から	
			15	20	30	40	3	1	1				
			20	25	40	50		1	3				
								3	5	2			
昭和50年12月1日以後に設置される特定事業場（同年11月30日において工事着手しているものを除く）に係る排水	旅館業	30	40	70	90							昭和50年 12月1日から	
		20	25	40	50			1					
	科学技術に関する研究等を行う事業場							3	5	2			

ウ 水質汚濁防止法の排水基準

生活環境項目に係る排水基準

項 目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/ℓ)	160(日間平均 120)
化学的酸素要求量 (COD) (")	160(日間平均 120)
浮遊物質 (SS) (")	200(日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類) (")	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類) (")	30
フェノール類含有量 (")	5
銅含有量 (")	3
亜鉛含有量 (")	2
溶解性鉄含有量 (")	10
溶解性マンガン含有量 (")	10
クロム含有量 (")	2
大腸菌群数 (個/cm ³)	日間平均 3,000
窒素含有量 (mg/ℓ)	120(日間平均 60)
リン含有量 (mg/ℓ)	16(日間平均 8)

(備考) 1. この表に掲げる排出基準は、1日あたりの平均的な排出水量が 50 m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚濁状態について定めたものである。

有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度(mg/ℓ)	有害物質の種類	許容限度(mg/ℓ)
カドミウム及びその化合物	0.03	1,1,1-トリクロロエタン	3
シアン化合物	1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルシメト ン及び EPN に限る)	1	トリクロロエチレン	0.1
鉛及びその化合物	0.1	テトラクロロエチレン	0.1
六価クロム化合物	0.5	1,3-ジクロロプロペン	0.02
ヒ素及びその化合物	0.1	チウラム	0.06
水銀及びアルキル水銀、その 他の水銀化合物	0.005	シマジン	0.03
アルキル水銀化合物	検出されないこと※ ¹	チオベンカルブ	0.2
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003	ベンゼン	0.1
ジクロロメタン	0.2	セレン及びその化合物	0.1
四塩化炭素	0.02	ほう素及びその化合物※ ³	10
1,2-ジクロロエタン	0.04	ふっ素及びその化合物※ ³	8
1,1-ジクロロエチレン	1	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸 化合物及び硝酸化合物※ ³	100※ ²
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	1,4-ジオキサン※ ³	0.5

※¹ 「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた検定方法の定量限界を下回ることをいう。

※² アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸窒素及び硝酸窒素の合計量。

※³ 「ほう素及びその化合物」「ふっ素及びその化合物」「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」「1,4-ジオキサン」については、業種により暫定排水基準が適用される。

③ 届出状況

水質汚濁防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく令和4年度末現在の特定施設届出状況は下記のとおりとなっています。

水質汚濁防止法・静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

番号	特定施設の種類	左記保有 事業場数	左記の内、排水規制を受ける 工場・事業場数		
			放流先		合計
			黄瀬川水系	鮎川水系	
1-2	畜産農業の用に供する施設	15	1	0	1
2	畜産食料品製造業の原料処理施設等	6	1	0	1
5	みそ、醤油等の製造業の用に供する施設	3	1	0	1
8	菓子等の製造業又は製あん業の沈殿槽	2	1	0	1
10	飲料製造業の原料処理施設等	7	2	1	3
11	有機質肥料の製造業の用に供する施設	1	0	0	0
16	めん類製造業の用に供する施設	3	0	0	0
17	豆腐、煮豆の製造業の湯煮施設等	12	2	0	2
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	1	0	0	0
19	繊維製品の製造業、加工業等の用に供する施設	1	0	0	0
23-2	新聞、出版、印刷業又は製版業の用に供する施設	2	2	0	2
41	香料製造業の用に供する施設	1	0	0	0
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	1	0	1
54	セメント製品製造業の用に供する施設	1	0	0	0
55	生コン製造業の用に供するパツチャープラント	3	0	0	0
62	非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	1	1	0	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	7	6	0	6
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	14	10	2	12
66	電気メッキ施設	3	3	0	3
66-3	旅館業のちゅう房施設等	97	1	5	6
66-4	共同調理場のちゅう房施設	1	1	0	1
66-5	弁当製造業等のちゅう房施設	2	0	0	0
66-6	飲食店のちゅう房施設	18	3	1	4
67	洗濯業の洗浄施設	38	2	1	3
70-2	自動車分解整備事業の洗車施設	2	0	0	0
71	自動式車輛洗浄施設	60	0	0	0
71-2	科学技術の研究・試験等の洗浄施設	6	3	0	3
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0	0	0
71-5	トリクロエチレン、テトラクロエチレン等による洗浄施設	1	1	0	1
72	し尿処理施設	37	18	15	33
73	下水道終末処理施設	1	1	0	1
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0	0	0
県条例2	銅又は銅合金の用に供する圧延施設	1	1	0	1
県条例3	ゴム製品製造業の用に供する混練施設	1	1	0	1
合 計		351	63	25	88

④ 生活系排水対策

当市の河川汚濁の割合は、工場・事業場などの産業系排水については水質規制によって改善が進んだことにより、生活系排水が約70%を占めるほどになっています。

私たちは、日常生活に伴って炊事、洗濯、入浴などの生活雑排水や、し尿など浄化槽で処理した排水を河川に流しています。この汚濁のうち、し尿が約30%、それ以外の生活雑排水が約70%を占めるといわれています。

し尿は法律で環境中に直接排出することは許されておらず、浄化槽等の衛生的な処理が義務付けられていますが、生活系の汚濁の約70%を占める生活雑排水については、対策が十分とはいえない状況にあります。

市では、こうした生活系排水による水質汚濁防止対策として、市街地を中心に下水道整備を、また農業地域を対象に農業集落排水事業を実施しています。

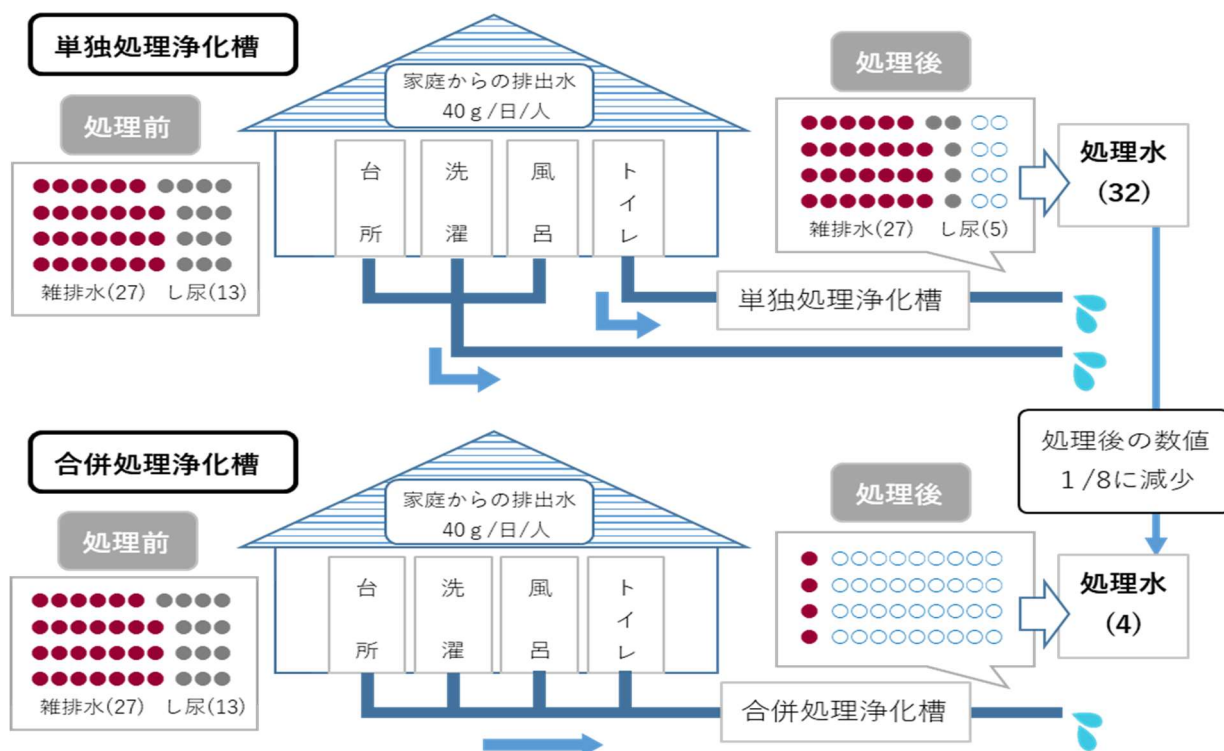
また、下水道整備認可区域以外及び農業集落排水事業区域内の受益者以外の人を対象とした浄化槽設置補助事業や公設浄化槽整備事業を実施し、生活排水対策を進めています。

下水道整備状況（御殿場処理区）

	事業計画 目標年次:令和4年	令和4年度末	割合
市行政人口(人)	90,500	84,525	—
供用面積(ha)	648.0	627.9	96.9%
処理区域内人口(人)	33,540	33,170	98.9%
普及率	37.6%	39.2%	—

農業集落排水整備状況

	実施計画	令和4年度末
市行政人口(人)	—	84,525
供用面積(ha)	29.6	29.6
処理区域内人口(人)	1,257	1,123



ア 浄化槽設置事業補助金制度

生活排水による水辺環境・生活環境の悪化を防ぐため、公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業区域（受益者となる者）、富士見原住宅団地污水处理区域及び、公設浄化槽整備事業特定地域（受益者となる者）以外において専用住宅に10人槽以下の浄化槽を設置する者に対し設置費の一部を補助しています。

補助金の額は、次のとおりです。

補助制度による補助金額

（令和5年4月1日現在）

人槽区分	補助金限度額(円)	
	転 換	転換以外
5 人 槽	330,000	90,000
6 ～ 7 人 槽	414,000	108,000
8 ～ 10 人 槽	546,000	132,000

補助制度による浄化槽設置数

	H1～29	30	R1	2	3	4	合 計
5人槽(基)	1,295	56	62	42	73	45	1,573
6～7人槽(基)	1,600	31	36	13	21	10	1,711
8～10人槽(基)	638	11	6	7	8	4	674
合 計(基)	3,533	98	104	62	102	59	3,958

イ 公設浄化槽整備事業

生活排水による水辺環境・生活環境の悪化を防ぐため、特定地域に居住する浄化槽設置希望者に対して市が浄化槽を整備し、使用料の徴収を行い、維持管理を行います。

公設浄化槽整備事業による浄化槽設置数

（令和5年4月1日現在）

	H25～29	30	R1	2	3	4	合 計
5人槽(基)	51	16	10	8	14	18	117
6～7人槽(基)	80	14	10	6	12	14	136
8～10人槽(基)	20	3	0	2	0	2	27
合 計(基)	151	33	20	16	26	34	280

5 騒音・振動

(1) 騒音・振動の概要と環境基準

騒音及び振動は、個人差や慣れが大きく作用し、同じ音や振動であってもその種類や性質によって感じ方が異なるという特徴があります。

騒音及び振動の防止対策としては、騒音規制法及び振動規制法に基づき市長（平成23年度までは県知事）が生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内の工場、事業場の事業活動や建設作業に伴う騒音、振動を規制しています。また、自動車による交通騒音及び振動については限度基準が設けられており、これを上回る場合は公安委員会、道路管理者に対して防止対策を要請できることになっています。

■ 環境基準 ■

騒音の環境基準は、人の健康の保護や生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境の基準として設定されています。

現在の環境基準は平成11年4月1日から施行されており、騒音の評価手法としては等価騒音レベルが採用されています。

環境基準を当てはめる地域の指定は、住居地域や商業地域などの地域特性を考慮して市長（平成23年度までは県知事）が行うこととなっており、当市では都市計画法の用途地域別に環境基準が適用されています。

騒音に係る環境基準（道路に面する地域を除く）

地域の 類型	適用地域	時間の区分		該当地域
		昼 間 6時～22時	夜 間 22時～6時	
AA		50 デシベル以下	40 デシベル以下	療養、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	第1・2種住居地域 準住居地域、市街化調整区域	55 デシベル以下	45 デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

道路に面する地域の環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼 間(6時～22時)	夜 間(22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間については、上欄にかかわらず特例として右欄の基準値とする	70デシベル以下	65デシベル以下

※幹線交通を担う道路に近接する空間とは、2車線以下の場合は道路端から15メートル。2車線を超える場合は道路端から20メートル以内の空間のことを指します。

(2) 騒音・振動の防止対策

① 工場、事業場の規制基準

工場、事業場の騒音及び振動は、騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例によって規制されており、市長（平成23年度までは県知事）が生活環境を保全する必要があるとして指定した地域内にあって、騒音や振動の発生が著しい施設として定められた施設を有する工場、事業場に対して規制基準が適用されています。

当市では昭和46年に騒音に係る地域指定を、昭和52年に振動に係る地域指定をそれぞれ受け（平成24年度より市長が指定）、以下の基準が適用されています。

騒音に係る工場・事業場の規制基準

地域の区分	適用地域	時間の区分		
		昼 間 8時～18時	朝・夕 6時～8時 18時～22時	夜 間 22時～6時
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域、市街化調整区域 都市計画区域外	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	工業地域、工業専用地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

振動に係る工場・事業場の規制基準

地域の区分		適用地域	時間の区分	
			昼 間 8時～20時	夜 間 20時～8時
第1種区域	1	第1・2種低層住居専用地域	60デシベル	55デシベル
	2	第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域、市街化調整区域 都市計画区域外	65デシベル	55デシベル
第2種区域	1	近隣商業地域、商業地域 準工業地域	70デシベル	60デシベル
	2	工業地域、工業専用地域	70デシベル	65デシベル

※1 騒音、振動に関する規制基準は、工場、事業場の敷地境界において測定される値が適用されます。

※2 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院診療所、図書館、特別養護老人ホーム、認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値となります。

※3 第1種区域と第3種区域若しくは第4種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該第3種区域及び第4種区域の当該境界線から30mの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値となります。

※4 工業専用地域及び都市計画区域外は静岡県生活環境の保全等に関する条例によって規制されています。

② 建設作業の規制基準

建設作業に伴う騒音や振動は、工場、事業場と異なり、その作業場所に代替性がないことから防止対策は極めて困難な場合が多い。また、騒音や振動の発生は一時的であるものの、そのレベルが高いため、届出時には、低騒音、低振動型重機の使用や付近住民に対する工事期間の周知等、作業実施時の配慮を指導しています。

なお、地域指定区域内において騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業を行う場合は、届出と規制基準の遵守が義務づけられています。

騒音・振動に係る特定建設作業の規制基準

地域の 区分	規制種別	騒音に係る特定建設作業					振動に係る特定建設作業			
		くい打機 くい抜機 等を使用 する作業	びょう打機 を使用する 作業	さく岩機を 使用する 作業	空気圧縮機 を使用する 作業	コンクリート又は アスファルト を設けて行 う作業	くい打機 くい抜機 等を使用 する作業	鋼球を使用 して建築物 等を破壊す る作業	舗装版破碎 機を使用す る作業	ブレーカー (手持ち式 を除く)を 使用する 作業
第一号区域	基準値	85デシベル					75デシベル			
	作業時刻	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと								
	1 日当たりの 作業時間	10時間／日を超えないこと								
	作業期間	連続 6 日を超えないこと								
	作業日	日曜日その他の休日でないこと								
第二号区域	基準値	85デシベル					75デシベル			
	作業時刻	午後10時～午前 6 時の時間内でないこと								
	1 日当たりの 作業時間	14時間／日を超えないこと								
	作業期間	連続 6 日を超えないこと								
	作業日	日曜日その他の休日でないこと								

※1 規制基準は、特定建設作業を行う場所の敷地境界において測定される値が適用されます。

※2 第一号区域：地域指定区域のうち、第2号区域を除いた区域。

第二号区域：地域指定区域の第4種区域（振動の場合、第2種区域の2）のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、認定こども園等の周囲おおむね80m以内の区域を除いた区域。

③ 道路交通騒音

自動車の引き起こす交通騒音、振動や交通渋滞は、生活環境の悪化をもたらしています。

このような状況の中で、道路に面する地域の環境基準が定められ、これを目標として車両構造の改善や遮音施設の設置などを中心とした自動車騒音の軽減対策が実施されています。

また、道路に面する区域の自動車騒音、振動に係る限度基準（要請限度）が設けられており、この限度基準を超えて生活環境が著しく損なわれている場合には、道路管理者等に対して意見や改善要請ができることとなっています。

なお、平成12年4月1日施行の法改正により、限度基準は環境基準と同じ評価手法である等価騒音レベルによることとなりました。

自動車騒音の要請限度値

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
1	第1種区域及び第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	第1種区域及び第2種区域の第1・2種中高層住居専用地域のうち2車線以上の道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	第2種区域の第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域のうち2車線以上の道路に面する区域、及び第3種区域、第4種区域の工業地域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
	幹線交通を担う道路に近接する空間については、上欄にかかわらず特例として右欄の基準値とする	75デシベル	70デシベル

※ 第1種区域、第2種区域、第3種区域、及び第4種区域は、騒音に係る工場、事業場の規制基準の地域区分をいう。

道路交通振動に対する防止措置を要請する基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間（8時～20時）	夜間（20時～8時）
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

④ 自動車騒音の常時監視結果

自動車騒音の状況については、騒音規制法に基づく常時監視を静岡県が実施していましたが、法改正により平成24年度からは市が実施するようになりました。常時監視は、道路に面した地域の住居等を対象にした自動車騒音の測定と、測定地点を含む評価区間について騒音の環境基準を超える住居等の割合を把握する「面的評価」の方法で行います。

令和4年度は、市内の国道2路線と県道2路線を対象にして、道路に面する地域（道路端から50メートルの範囲）において自動車騒音の面的評価を行いました。面的評価の結果については、昼間・夜間ともに環境基準を満足した住居等の割合は77.6～100％でした。

令和4年度自動車騒音面的評価結果

調査単位 区間番号	道路名	評価 区間 延長 (km)	住居等 戸数 (戸)	環境基準達成状況				[上段:戸数] [下段:割合]
				昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過	
10930	一般国道138号	2.8	461	461 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
11710	一般国道469号	2.2	67	52 (77.6%)	15 (22.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
41720	御殿場大井線	1.1	244	244 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
62680	沼津小山線	2.3	248	248 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
全 体		8.4	1,020	1,005 (98.5%)	15 (1.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	

⑤ 届出状況

騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく令和3年度末現在の、特定施設届出状況は次のとおりです。

騒音規制法・静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

施設番号	特定施設名	R4年度末の特定施設数		
		法 律	県条例	合 計
1	金属加工機械	226	697	923
2	空気圧縮機及び送風機	506	872	1,378
3	土石用又は鉱物用の破碎機等	13	6	19
4	繊維機械	21	5	26
5	建設用資材製造機械	8	2	10
6	穀物用製粉機（ロール式のもの）	1	1	2
7	木材加工機械	94	131	225
8	製紙機械及び紙加工機械	0	0	0
9	印刷機械（原動機を用いるもの）	31	27	58
10	合成樹脂用射出成形機	428	269	697
11	鋳型造型機	0	0	0
12	クーリングタワー	—	194	194
13	集じん施設	—	150	150
14	冷凍機（圧縮機を用いるもの）	—	1,342	1,342
施設合計		1,328	3,696	5,024
工場・事業場数		189	334	523

振動規制法・静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

施設番号	特定施設名	R4年度末の特定施設数		
		法 律	県条例	合 計
1	金属加工機械	292	353	645
2	圧縮機	312	607	919
3	土石用又は鉱物用の破碎機等	21	8	29
4	織機（原動機を用いるもの）	11	0	11
5	コンクリート機械	5	0	5
6	木材加工機械	7	2	9
7	印刷機械	10	26	36
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	2	5	7
9	合成樹脂用射出成形機	260	373	633
10	鋳型造型機（ジョルト式のもの）	1	0	1
施設合計		921	1,374	2,295
工場・事業場数		100	91	191

6 悪 臭

(1) 悪臭防止対策

① 悪臭の概要

人の嗅覚で捕えられるにの理由物質は、数万とも数十万種類ともいわれています。発生源も多種多様で、動物のし尿臭や野菜くずの腐敗臭などのように人に不快感・嫌悪感を与えるにおい、一般的には芳香といわれるようなにおいであっても、人に不快感を与え生活環境を損なう恐れがあれば悪臭ということになります。

悪臭は、各種の極めて微量の臭気物質が複合して発生することが多く、その発生状況は気温、湿度、風向などの気象条件によって左右され、同じにおいであっても人によって感じ方が違うなど嗅覚はかなり個人差があります。

このため、悪臭苦情の処理に際しては、悪臭状況の調査や抜本的な防止・除去対策の実施について難しい面が多く、解決まで相当な期間を要する状況となっています。

② 悪臭の規制

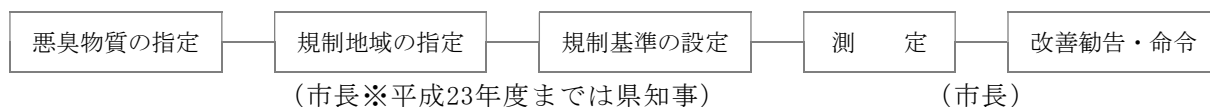
悪臭防止法では、大規模な悪臭を発生させる可能性の高い業種（畜産業、化学工業、塗装業など）で発生する悪臭物質の濃度を規制しており、それぞれの地域の実情に応じて（地域指定）規制基準が設定されています。

当市は当初、地域指定と規制基準は、御殿場駅と富士岡駅を中心とした市街地には最も厳しいA基準、東富士演習場及び箱根外輪山を除いたその他の地域に最も緩やかなF基準を適用してきました。

しかし、平成8年4月1日の法改正により、これまでの悪臭物質ごとの規制では対応できなかった複合臭を測定する嗅覚測定法が導入され、こうした嗅覚測定法による臭気指数規制を導入する自治体が増えてきており、当市も平成15年10月1日よりこの制度を導入しました。

なお、臭気指数規制に係る地域指定は、都市計画法で指定された市街化区域を15に、その他の地域を18と定め、地域の実情に合わせた基準を適用しています。なお、静岡県生活環境の保全等に関する条例では、悪臭発生施設を指定（特定施設）して届出させるとともに、悪臭を防止するための設備基準等を定めて規制しています。

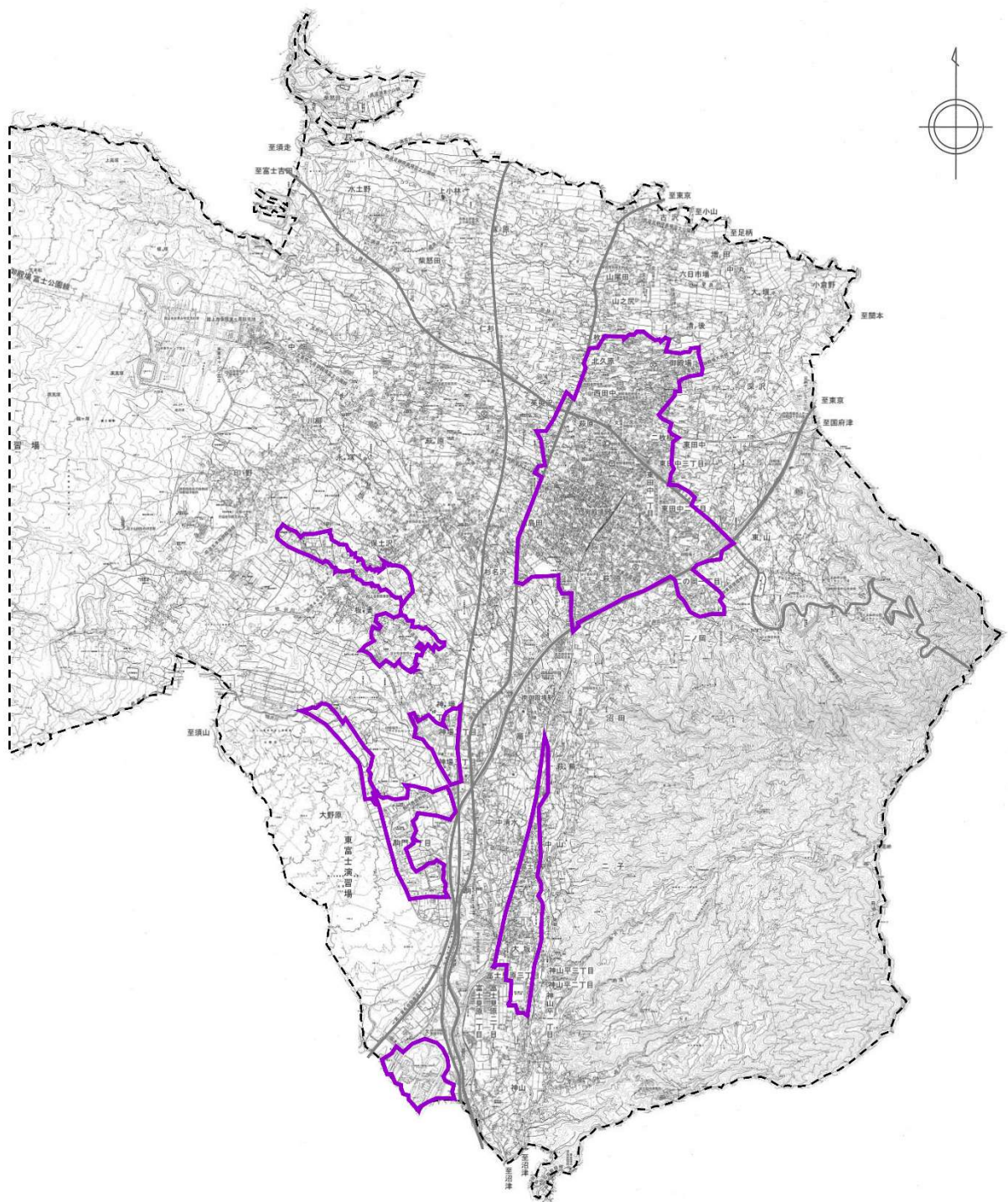
悪臭防止法による悪臭物質排出規制の体系



規制の経過

昭和47年5月31日	悪臭防止法施行	悪臭8物質指定
昭和49年4月1日	地域指定・規制基準設定	
平成2年4月1日	悪臭防止法施行令一部改正	悪臭4物質追加（同日から規制適用）
平成6年4月1日	〃	悪臭10物質追加（H9.4.1から規制適用）
平成7年4月1日	悪臭防止法施行規則一部改正	気体排出口及び排水中の規制基準設定
平成8年4月1日	悪臭防止法一部改正	嗅覚測定法による規制方式導入
平成15年10月1日	地域指定・規制基準設定	嗅覚測定法による規制方式適用

悪臭の地域指定図



 臭気指数 15（都市計画法で定められた市街化区域）

 臭気指数 18（その他の地域）

区域の区分	臭気指数
第1種区域（都市計画法で定められた市街化区域）	15
第2種区域（その他の地域）	18

③ 届出状況

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく令和元年度末現在の、特定施設届出状況は下記のとおりとなっています。

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

施設番号	特定施設名	事業場数	施設数
1	セロファン製膜施設	0	0
2	アスファルト含滲紙又はコールタール含滲紙の製造の用に供する連続式含滲施設	0	0
3	パルプ又は紙の製造の用に供する乾燥施設	0	0
4	調味料の製造又は穀物の加工の用に供する乾燥施設	0	0
5	合成樹脂又はホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設	0	0
6	有機顔料の製造の用に供する反応施設	0	0
7	木材チップ堆積場であって、面積が 1,000㎡以上のもの	0	0
8	動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設	(1) 蒸煮施設	1
		(2) 湯煮施設	0
		(3) 真空濃縮施設	0
		(4) 乾燥施設	3
9	鶏舎であって面積が400㎡以上のもの及び豚舎であって面積が150㎡以上のもの	鶏舎	21
		豚舎	25
10	サイズの製造の用に供する反応施設	0	0
合 計		46	50

7 地下水

(1) 地下水の利用状況

① 水循環と地下水

当市は、富士山を源とする地下水のかん養源に位置し、その量、質とも恵まれた地下水を利用しています。また、市内には美しい湧水地が点在し、昔から人々の暮らしと密接に関係してきました。

地下水は「降水～地下水及び地表水～海洋～蒸発～降水」という水循環系の中でも重要な役割を果たしており、過剰な揚水による湧水の減少枯渇、井戸涸れ等の地下水障害の発生は、この水循環系が壊されたことを示すものと言えます。

私たちは、地下水のかん養源に位置する者として地下水の採取に伴う地下水障害の防止及びその水質の保全に努めなければなりません。

② 揚水状況と地下水障害

工業用水と生活用水の揚水量の経年変化をみると、増大してきた揚水量が、平成の初めごろをピークとして、その後は減少傾向にあります。

また、当市で過去に生じた地下水障害は、湧水の枯渇及び有機塩素系化合物による地下水汚染がありますが、広域的な地下水質の悪化や地盤沈下は発生していません。

なお、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて静岡県が実施した地下水賦存量調査の結果によると、東富土地域（御殿場市、裾野市、小山町）では揚水量が利用可能量を下回っており、地下水障害が直ちに発生し得る状況にはない。とされています。

地下水の揚水状況

用 途	項 目	28	29	30	R1	R2
工業用水 (m ³ /日)	事業所数	(54)	(50)	(49)	(47)	(56)
	地下水等	11,444	10,944	10,495	9,587	11,742
	工業水道	2,410	2,560	2,551	2,630	890
生活用水 (m ³ /日)	上水道	32,786	32,784	32,496	31,989	32,748
	簡易水道	832	831	816	828	838
合 計		47,472	47,119	46,358	45,034	46,218

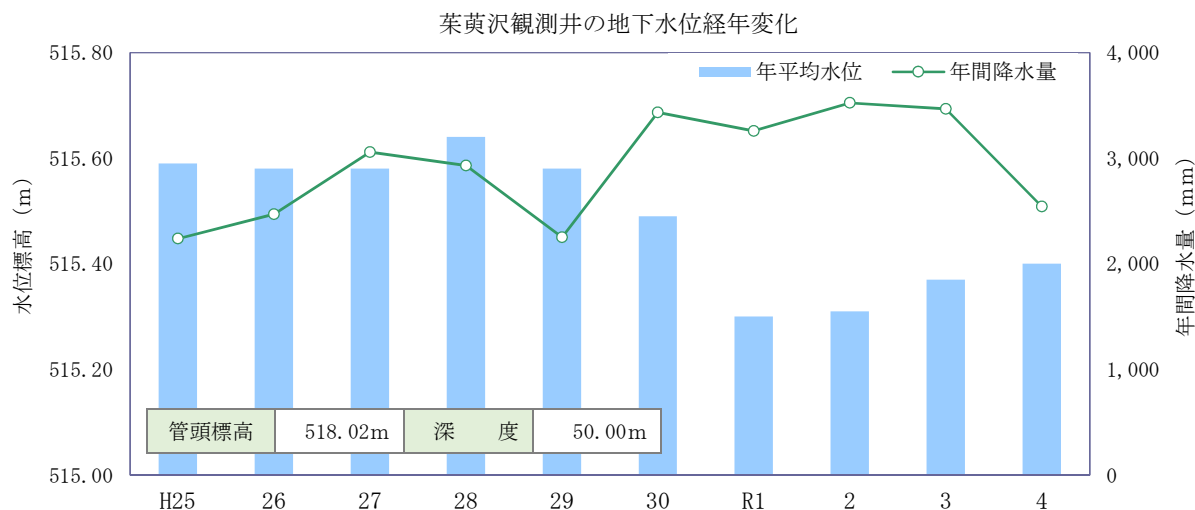
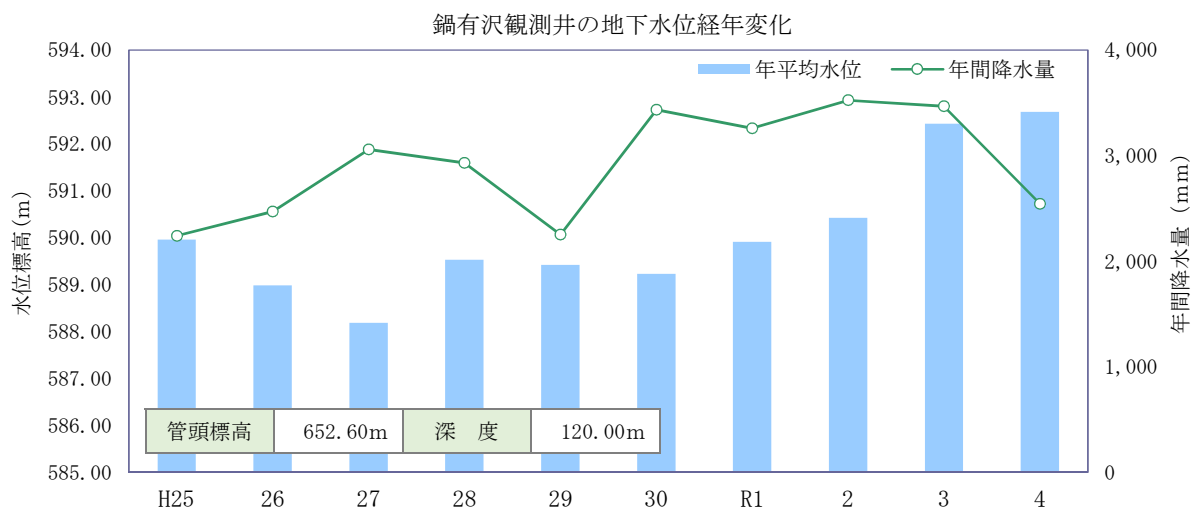
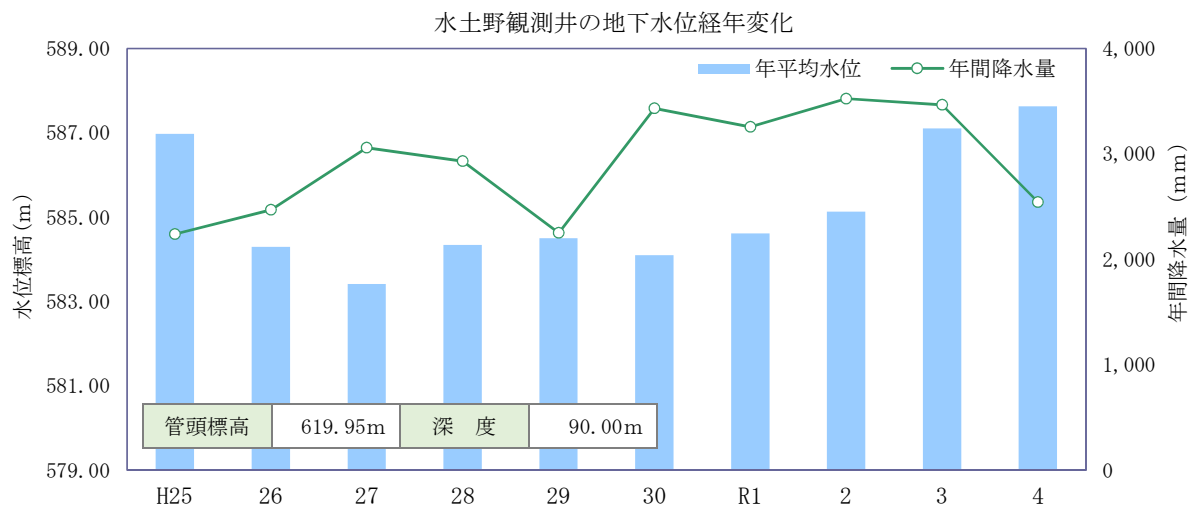
静岡県くらし・環境部環境局水利用課 令和3年度版「地下水調査報告書」より

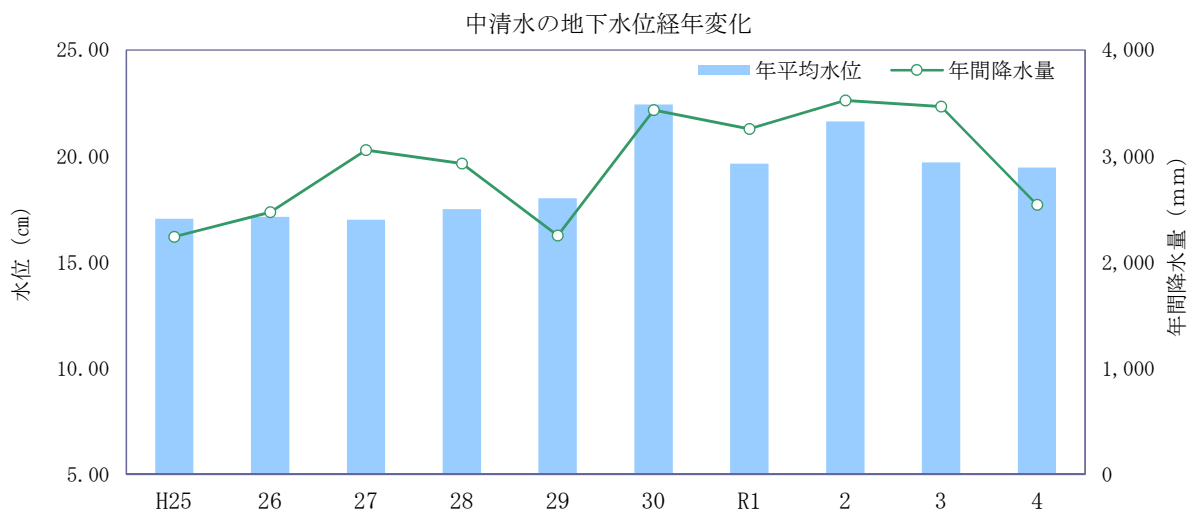
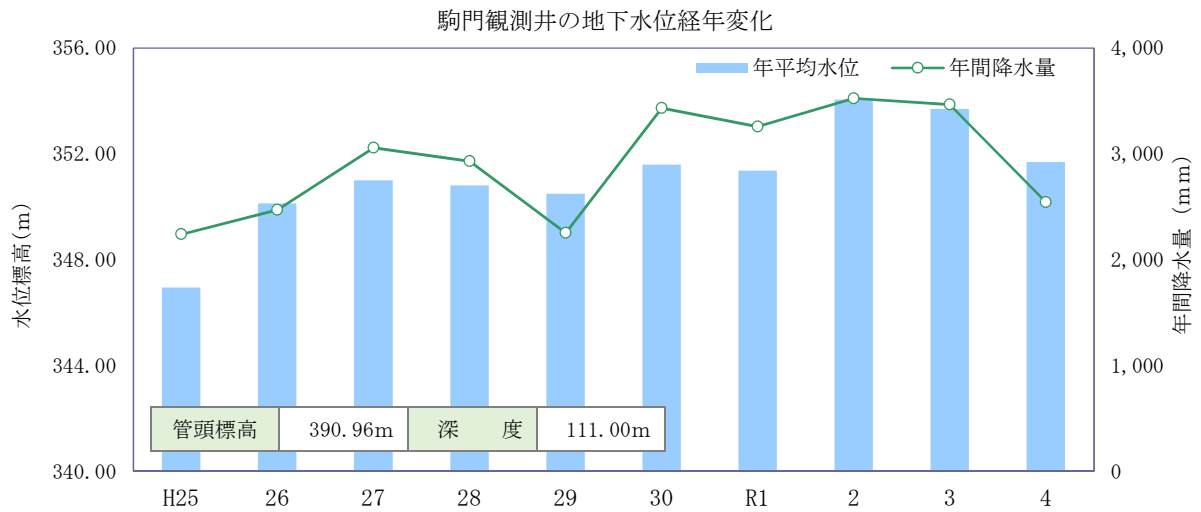
※R2 工業用水は経済センサスから抜粋。それ以外の年度は「工業統計調査報告書」の市町村別の水源別用水量（従業員30人以上の事業所）から抜粋。

③ 地下水位の経年変化

当市は4箇所の観測井及び1箇所の地下水観測地点を定め、毎月水位を測り変化を見ています。

年度ごとには若干の変動がみられるものの、調査開始以来大幅な減少もなく推移しています。





※水位は越流堰底面から水面までの深さ

(2) 地下水の保全対策

当市では、地下水の採取に伴う障害の防止及び地下水の水源保全を目的として、「御殿場市土地利用事業指導要綱」及び「御殿場市地下水の採水に関する要領」により指導を行っています。

また、年2回（夏・冬）県及び近隣2市町と合同で、各市町の湧水量調査等を実施しています。

(3) 環境基準

地下水の水質汚濁に関する環境基準は、地下水の水質保全のために講じられる諸施策の共通の行政目標として平成9年3月に設定され、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定されています。

また、この環境基準は、水質汚濁に係る健康項目（人の健康の保護に関する環境基準）と同じ項目及び基準値が設定されています。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値 (mg/ℓ以下)	項 目	基準値 (mg/ℓ以下)
カドミウム	0.003	1, 1, 1-トリクロロエタン	1
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006
鉛	0.01	トリクロロエチレン	0.01
六価クロム	0.05	テトラクロロエチレン	0.01
ヒ素	0.01	1, 3-ジクロロプロペン	0.002
総水銀	0.0005	チウラム	0.006
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02
ジクロロメタン	0.02	ベンゼン	0.01
四塩化炭素	0.002	セレン	0.01
クロロエチレン	0.002	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
1, 2-ジクロロエタン	0.004	フッ素	0.8
1, 1-ジクロロエチレン	0.1	ほう素	1
1, 2-ジクロロエチレン	0.04	1, 4-ジオキサン	0.05

※基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

(4) 地下水汚染防止対策

有機塩素系化合物による汚染対策

① 対策の概要

機械部品などの金属脱脂洗浄剤やドライクリーニングの洗浄剤として安易に使用されていたトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染が全国的に大きな社会問題となったことから、昭和 59 年の排出に関する管理目標値及び水道水の要件等の設定をはじめとした規制強化が図られてきました。

当市においては、昭和 62 年に水道水源である永塚 1 号井戸のテトラクロロエチレンによる汚染判明をはじめとして、平成元年にはトリクロロエチレンによる汚染井戸が杉名沢地区で 3 本、深沢地区で 1 本、テトラクロロエチレンによる汚染井戸が竈地区で 1 本確認されたことから、有機塩素系化合物使用事業場に対する指導を強化し、地下水汚染の防止及び汚染地区での汚染物質除去対策に努めています。

この他、平成 30 年 2 月には沼田不動池において 1,2-ジクロロエチレンが環境基準をわずかに超過しました。

現在杉名沢地区では浄化対策を継続しており、他の 3 地区では汚染が改善されています。

また、地下水汚染防止対策には広域的な監視が必要となるため、平成元年に東部地域の 5 市 4 町で『静岡県東部五市四町地下水汚染防止対策協議会』を設立し、地下水汚染の未然防止活動を実施しています。

有機塩素系化合物使用事業場数及び使用量

		工場・事業場		クリーニング店	
調査年度		R3	R4	R3	R4
事業場数		2	3	1	1
使用量合計(kg)		15,239	22,111	20	20
トリクロロエチレン (TCE)	事業場数	1	1	0	0
	使用量(kg)	14,210	20,590	0	0
テトラクロロエチレン (PCE)	事業場数	0	0	1	1
	使用量(kg)	0	0	20	20
1,1,1-トリクロロエタン (MC)	事業場数	0	0	0	0
	使用量(kg)	0	0	0	0
ジクロロメタン (DCM)	事業場数	1	2	0	0
	使用量(kg)	1,029	1,521	0	0

※使用量は調査年度の前年度使用量となります。

② 汚染井戸の状況

ア 杉名沢地区

平成元年9月の事業場周辺調査によって、3本の井戸からトリクロロエチレンによる汚染が判明しました。昭和62年に判明した永塚地区とともにフィンガープリント法による周辺調査を実施した結果、ほぼ汚染範囲が特定されたため、平成4年度以降、調査井戸からの揚水ばっ気処理による汚染物質除去対策を継続しています。

(3本の井戸のうち、2本は平成7年と平成14年に廃止されています。)

トリクロロエチレンの検出量

年 度	30	R1	2	3	4
平均値(mg/ℓ)	0.410	0.250	0.140	0.081	0.071
最小値(mg/ℓ)	0.046	0.025	0.013	0.017	0.0092
最大値(mg/ℓ)	1.600	0.600	0.430	0.17	0.30

※測定回数：年6回

※環境基準値(トリクロロエチレン：0.01mg/ℓ以下)を超過している状況が続いています。

イ 深沢、竈地区

平成元年10月の市内井戸詳細調査によって、深沢地区でトリクロロエチレン汚染井戸1本と竈地区でテトラクロロエチレン汚染井戸1本が判明しました。深沢地区では、近隣事業場及び周辺調査を実施しましたが、汚染範囲は解明できませんでした。竈地区では、周辺に当該物質を使用していた事業場がなく、過去の状況も不明です。

両地区とも汚染井戸及び周辺井戸の監視を継続しており、平成11年度以降は地下水環境基準値を下回る状況が続いています。

トリクロロエチレンの検出量

年 度		H30	R1	2	3	4
深 沢	平均値(mg/ℓ)	0.0007	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	最小値(mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	最大値(mg/ℓ)	0.0007	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

※測定回数：年2回

※環境基準値：トリクロロエチレン 0.01mg/ℓ以下

テトラクロロエチレンの検出量

年 度		H30	R1	2	3	4
竈	平均値(mg/ℓ)	0.0015	0.0010	<0.0005	0.0004	0.0004
	最小値(mg/ℓ)	0.0008	0.0008	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	最大値(mg/ℓ)	0.0021	0.0012	<0.0005	0.0008	0.0008

※測定回数：年2回

※環境基準値：テトラクロロエチレン 0.01mg/ℓ以下

ウ 沼田不動池

地下水汚染対策の一環として、平成 28 年 2 月から継続調査を行っていた沼田不動池において、平成 30 年 2 月の水質調査で 0.042mg/ℓの 1,2-ジクロロエチレン（環境基準値 0.04mg/ℓ以下）が検出されました。平成 30 年 4 月以降は地下水環境基準値を下回る状況が続いています。

1,2-ジクロロエチレンの検出量

年 度	30	R1	2	3	4
平均値 (mg/ℓ)	0.030	0.030	0.025	0.016	0.021
最小値 (mg/ℓ)	0.018	0.024	0.016	0.014	0.018
最大値 (mg/ℓ)	0.037	0.034	0.036	0.019	0.022

※測定回数：年 6 回

③ 県のモニタリング調査について

令和 3 年度、杉名沢地区周辺に県が行ったモニタリング調査などにより、基準値を超過する 1,2-ジクロロエチレン等が検出されました。令和 4 年度以降は当該地区の井戸を調査対象として追加し、引き続き水質調査を実施していきます。

8 ダイオキシン類

(1) 概要と環境基準

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナ-ポリ塩化ビフェニル(コプラナ-PCB)を総称したもので、主に廃棄物焼却炉などで物を燃やすことによって発生し、動物実験から非常に強い毒性と発ガン性があることが分かっています。

ダイオキシン類は、常温では無色無臭の固体でほとんど水に溶けませんが、脂肪などには溶けやすい性質を持っており、環境中に排出されたダイオキシン類は食物連鎖を通して次第に濃縮されながら人間の体内に取り込まれることから、平成12年1月15日にはダイオキシン類対策特別措置法が施行され、影響の未然防止が図られています。

法では、人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日当たりの摂取量(耐容一日摂取量)を体重1kgあたり4pg-TEQ以下と定めています。

この耐容一日摂取量を基に、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が下表のとおり定められています。

環境基準	大気(年平均値)	0.6 pg-TEQ/m ³
	水 質	1 pg-TEQ/l
	地下水	1 pg-TEQ/l
	土 壌	1,000 pg-TEQ/g

※pg-TEQ…pgはピコグラムと読み、1pgは1兆分の1gです。TEQはティーイーキューと読み毒性等量と呼ばれます。測定されたダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンと呼ばれる物質での量に換算することにより、どの程度の毒性があるのかを表しています。そして、ダイオキシン対策特別措置法の規定に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として設定されたものが環境基準です。

規制の経過

平成2年12月	ダイオキシン類発生防止等ガイドライン(旧ガイドライン)公表 ・焼却炉のダイオキシン類低減対策、排出濃度の提示
平成9年1月23日	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(新ガイドライン)公表 ・焼却炉の緊急対策、恒久対策の濃度基準の設定
平成9年12月1日	大気汚染防止法施行令一部改正の施行 ・廃棄物焼却炉他1施設の排出規制
平成12年1月15日	ダイオキシン類対策特別措置法施行 ・大気関係5施設、水質関係7施設の排出規制 ・大気、水質、土壌の環境基準の設定
平成13年3月26日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正 ・廃棄物焼却炉の構造基準の強化(平成14年12月1日施行)
平成20年4月1日	ダイオキシン類対策特別措置法施行令改正の施行 ・毒性等価係数の見直し

(2) 汚染の状況

① 大気環境の調査結果

静岡県が、平成 9 年 12 月に市立西保育園で実施した大気中のダイオキシン類調査で比較的高い値が検出されたため、市では、平成 10 年度から県と協力して調査を進めるとともに、ダイオキシン類低減対策として、主な排出源であるごみ焼却や野焼きの自粛などの広報に努めてきました。

なお、調査開始から継続して調査結果（年平均値）が環境基準値を下回っているため、当市での調査は、平成 30 年度で終了となりました。

大気環境中のダイオキシン類調査結果

調査年度	調査場所	調査主体	春、夏、秋、冬 各1回 計 4 回の年平均 ダイオキシン類濃度	基準値
			単位：pg-TEQ/m ³	
H14	市役所農業研修センター	県	0.054	年平均値で 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (環境基準値)
	市役所玉穂支所	市	0.047	
	富士岡小学校	市	0.058	
15	市役所農業研修センター	県	0.055	
	原里第一保育園	市	0.045	
16	市役所農業研修センター	県	0.084	
	沼津公共県職業安定所御殿場出張所	市	0.160	
17	市役所農業研修センター	県	0.085	
	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.078	
18	市役所保健センター	市	0.025	
	市役所農業研修センター	県	0.036	
19	市役所農業研修センター	県	0.029	
20	市役所農業研修センター	県	0.017	
21	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.017	
22	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.018	
23	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.024	
24	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.022	
25	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.015	
26	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.017	
27	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.019	
28	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.017	
29※	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.013	
30※	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.0098	

※平成 29・30 年度は、2 回（夏、冬 各 1 回）の年平均

② 土壌の調査結果

ダイオキシン類は、主にごみの焼却施設から発生します。市内では、湯沢平清掃センターがごみ焼却施設として昭和 43 年から平成 10 年までの 30 年間稼動していたため、平成 13 年度は、その周辺の土壌調査を実施しました。

その結果、湯沢平公園の旧清掃センター寄りの土壌で 67pg-TEQ/g のダイオキシン類が検出されましたが、土壌環境基準値の 1,000pg-TEQ/g 以下(コプラ-PCB を含む)に対しては基準値を下回る状況でした。

土壌中のダイオキシン類調査結果

調査年度	調査場所	調査主体	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)	基準値
H11	森之腰区公民館グラウンド	県	0.84	1,000 pg-TEQ/g 以下
12	御殿場中学校グラウンド	県	1.0	
	西保育園南側グラウンド	市	0.51	
	富士岡小学校グラウンド	市	4.0	
13	御殿場市児童館グラウンド	県	0.12	
	原里中学校グラウンド	市	1.6	
	湯沢平公園北東側グラウンド	市	67	
14	玉穂小学校グラウンド	市	2.4	
15	玉穂第1保育園グラウンド	県	0.99	
	北畑地区児童厚生体育施設	市	1.4	
16	杉名沢コミュニティーセンター	県	2.8	
17	原里小学校グラウンド	県	0.8	
18	玉穂地区東広場	市	0.033	
19	原里西幼稚園	県	0.058	
23	清掃センター跡地（客土部分）	市	2.3	
	清掃センター跡地（地山部分）	市	77	
	老人福祉センター跡地北側	市	54	
	老人福祉センター跡地南側	市	1.9	
27	原里中学校グラウンド	県	2.7	
R1	富士岡公園グラウンド	県	0.12	

(3) ダイオキシン類汚染防止対策

平成12年1月15日に施行されたダイオキシン類対策特別措置法の規定による特定施設の届出状況及び規制基準は次のとおりです。

① 特定施設の届出状況

令和5年3月31日現在

施設番号	特 定 施 設	事業場数	施設数
法施行令 別表第1第5号	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が一時間当たり50キログラム以上のもの	9	11

② 規制基準（抜粋）

（単位：ng-TEQ/m³N）

	焼却能力	設置の工事着手日		
		H12.1.15以降	H9.12.1～ H12.1.14	H9.12.1以前
		新設基準	一部既設基準	既設基準
別表第1第5号 廃棄物焼却炉	4 t/h 以上※	0.1	0.1	1
	4 t/h 未満～2 t/h ※	1	1	5
	2 t/h 未満～200kg/h ※	5	5	10
	200kg/h 未満～50kg/h	5	10	10

※廃棄物焼却炉であって、火格子面積が2 m²以上又は焼却能力が200kg/h以上のもの（廃掃法、大防法で既に廃棄物焼却炉に該当していたもの）

第5章 廃棄物等

1 廃棄物処理基本方針

ごみゼロ社会を目指したリサイクルシステムを構築するためには、行政の施策によるごみの排出抑制・資源化・再利用促進のみならず、一人ひとりのライフスタイル、消費活動の形態、経済活動における生産・流通システム等、多面的な見直しを図るとともに、ごみは処理・処分するものという考え方を、資源化・再利用を前提とする方向に改めなければならない。

当市は、ごみの資源化・再利用に係る施策を率先して実施し、住民・事業者に対し指導・啓発・周知を図り、ごみの排出抑制・資源の有効利用と分別収集の徹底を強化し、排出ごみの資源化・減量化のため処理施設及び処理体制の整備と維持管理、収集運搬事業の効率化を推進していく。

以上の基礎事項を念頭に、循環型社会を形成するため、基本方針を次のように定める。

(1) 循環型ライフスタイルへの変革

大量生産・大量消費を是正するため、意識啓発を促進し、循環型ライフスタイルの定着を図る。

(2) 社会システムの整備

資源が円滑に循環し、有効利用されるような社会システムの整備を推進し、地域社会の永続的な発展を図る。

(3) 自然環境との調和

ごみの資源化・再利用化を推進し、ごみの安定化・無害化を強化することにより資源の温存と環境保全を図る。

(4) 生活環境の向上

安全かつ利便性の高い生活ができるよう、ごみの適正処理に努める。

(5) 地域社会の連携

循環型社会の形成は、住民、事業者、行政がその役割を果たして初めて実現することができる。そのため、地域社会全体で資源循環を推進する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。

当市は、上記基本方針を具体化するため、長期的視点に立った市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、減量化、資源化、再生利用の推進、収集、運搬、処分等の計画（一般廃棄物処理実施計画）を定めています。

このうち一般廃棄物処理基本計画は、5年から15年間の長期計画とし、概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うこととされています。

2 廃棄物行政のあゆみ

昭和 37 年	
	御殿場駅周辺においてごみ収集を開始 ・トラック 1 台、リヤカー 1 台、職員 4 人 ・ごみ処理費 30 円／1 世帯当たり月
昭和 42 年	
	ロータリー車によるごみ収集を開始
昭和 43 年	
	ごみ処理費を無料にする 御殿場駅周辺においてごみ集積所を定める
昭和 45 年	
	市全域で、週に 1 回燃えるごみの回収を開始
昭和 49 年	
	市全域で、週に 2 回燃えるごみの回収、月 2 回燃やせないごみの回収を開始
平成 2 年	
	モデル地区（原里、印野地区）を設定し、ごみの分別収集を実施（平成 2 年から平成 3 年）
9 月	粗大廃棄物処理場に三軸ロール型の破砕機を設置
平成 5 年	
3 月	市のごみ処理に関し、長期的かつ総合的にどうあるべきかを審議するため、市民、知識経験者、市関係者で「ごみ処理基本計画策定委員会」を組織し、ごみ処理基本計画を策定
平成 6 年	
1 月	市内神場地区にリサイクルセンターを建設し、アルミ缶、スチール缶選別機及びびんの選別ラインを稼動
4 月	フロン回収機を設置 御殿場市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下、「旧条例」とする）及び施行規則を廃止し、御殿場市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び施行規則を施行 旧条例との主な相違点 ・ごみ処理について、市民、事業者及び市それぞれの責任を明確化 ・家庭から排出される粗大ごみの有料化、事業所から排出される不燃ごみ（埋立ごみ）の有料化を実施 ・ごみ減量等推進審議会の設置、ごみ減量等推進員の委嘱
6 月	家庭から排出される粗大ごみ、事業系埋立ごみの有料化を実施 市内全域でごみの 5 分別収集を開始 分別内容 ・可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ ごみ袋で集積所に排出 ・缶・びん 集積所でコンテナ回収 ・古紙（新聞、雑誌、ダンボール） 種類ごとに梱包し、集積所に排出 ・粗大ごみ リサイクルセンターに自己搬入 ・有害ごみ（乾電池） 集積所に透明袋で排出 ごみ減量等推進審議会を設置し、ごみ袋の指定及びごみ処理有料化等の諮問事項を審議
10 月	ごみ減量等推進審議会からごみ袋の指定、ごみ処理有料化及び基金について答申を受ける
12 月	ごみ袋の指定及びごみ処理有料化に係る条例及び施行規則の一部改正
平成 7 年	
7 月	ごみ袋の指定及びごみ処理有料化の施行、ペットボトル及びトレイの店頭回収を実施
12 月	ごみ減量等推進審議会から粗大ごみの出張収集について答申を受ける

平成 8 年	
3 月	粗大ごみの出張収集に係る条例及び施行規則の一部改正及び一般廃棄物の減量等推進基金条例を制定 ごみ減量等推進審議会から適正処理困難物の指定、有害ごみの処理及びごみ発生抑制について答申を受ける
6 月	粗大ごみの出張収集を開始
平成 9 年	
4 月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）施行に伴い ペットボトルの処理方法を変更
平成 10 年	
4 月	御殿場・小山 R D F センター（御殿場市・小山町広域行政組合）運用開始に伴いプラスチック類、 ゴム、皮革製品を不燃ごみから可燃ごみに変更 ごみ収集（燃やせるごみ）の一部民間委託を開始
平成 12 年	
4 月	カセット・ビデオテープ、使い捨てライター、焼却灰の回収方法を変更 一般廃棄物最終処分場を供用開始 資源ごみ収集（缶、びん）の民間委託を開始 前処理施設において不燃ごみの分別を開始 生ごみ堆肥化モニター事業を開始
平成 13 年	
3 月	一般廃棄物処理基本計画を改定（平成 13 年から 27 年）
4 月	家電リサイクル法施行に伴い、テレビ、エアコン、冷蔵庫及び洗濯機の受入を廃止 資源ごみ収集（古紙）の全面民間委託を開始
5 月	ごみ処理有料化を再検討するため、指定ごみ袋無料化懇談会を設置
7 月	生ごみ堆肥化モデル地区事業を開始（湯沢区 90 世帯）
10 月	指定ごみ袋無料化懇談会から指定ごみ袋の無料化の方法とごみ減量化に係る施策について提言書が 提出される ごみ減量等推進審議会に対し、指定ごみ袋による廃棄物処理手数料の無料化及びごみ減量化について諮問
11 月	ごみ減量等推進審議会から、指定ごみ袋による廃棄物処理手数料の無料化及びごみ減量化について 答申を受ける
12 月	指定ごみ袋の一部無料化に伴う条例及び施行規則の一部改正
平成 14 年	
2 月	指定ごみ袋の一部無料化に伴い地域説明会を実施（50 か所）
4 月	機構改革により、環境衛生課及び環境保全課が統合され環境課となり、課内に廃棄物管理事務所を 設置 指定ごみ袋によるごみ処理手数料の一部無料化を実施 ・指定ごみ袋引換券 14 枚（袋の枚数 140 枚）までは無料 ・指定ごみ袋引換券がない場合 30 % 指定ごみ袋 1 枚につき 100 円 45 % 指定ごみ袋 1 枚につき 150 円 ごみ減量対策実行プログラム（平成 14 年度から平成 19 年度まで）を定め、各年度で減量数値を設定し、ごみ減量対策を実施 生ごみ処理機補助金の新設及び増額 ・家庭用生ごみ処理機 限度額を 20,000 円から 35,000 円に増額 ・事業所用生ごみ処理機 購入額の 1 / 3 以内で限度額 1,500,000 円（新設） ボカシ購入者への補助制度を定める（1 / 2 補助）
6 月	6 月をごみ減量月間と定める ごみ減量大作戦実行委員会を組織し、市民、事業所、行政が一体となったごみ減量対策に取り組む

	許可業者及び事業所の立入り、指導を開始するとともに、御殿場・小山RDFセンターに職員を派遣し、ごみ搬入指導及びごみ質調査を実施
	・期 間 6月から11月までの日曜、祭日を除く毎日
	・動員職員数 487人
8月	生ごみ堆肥化モデル地区事業（森之腰区520世帯、湯沢区60世帯）を開始
平成15年	
4月	生ごみ堆肥化モデル地区事業（新橋区・湯沢区）を前年度に引き続き実施
11月	ペットボトル・トレイの拠点回収ボックスを公民館・コミセン18か所に新設 マイバッグを作製し（28,000個）全戸配布しごみ減量を図る
12月	マイバッグキャンペーンを実施（平成16年3月まで） 50ポイントで一回抽選、市内7会場延べ13回抽選会を実施 来場者数：2,460人、レジ袋123,000枚の削減（約1.23tの減量）
平成16年	
3月	平成16年4月1日施行の指定ごみ袋に記名等の記入をお願いする地区説明会を開催 可燃、不燃ごみ等を品目ごとに五十音順に整理し、冊子「ごみ分別マニュアル」にまとめて全戸配布
4月	生ごみ堆肥化モデル地区事業（新橋区・湯沢区）を前年度に続き実施
4月	生ごみ処理機補助金の改正及び増額 ・家庭用生ごみ処理機 限度額を35,000円から50,000円に増額 ・事業所用生ごみ処理機 購入額の1/2以内で限度額5,000,000円に増額 単身世帯への指定ごみ袋引換券を7枚に設定 指定ごみ袋に記名等の記入を義務化
10月	条例の一部改正 ・ごみ減量等推進員の人員を100人から120人に増員 ・廃棄物手数料中のパーソナルコンピューターを削除し、除湿機を追加 ・減量計画を義務付けている大規模事業所の床面積3,000㎡以上を1,000㎡以上に拡大 ・一般廃棄物処理業の許可日1月1日を4月1日に変更
11月	指定ごみ袋の形状をロール式に移行
平成17年	
2月	紙の分別マニュアルを全戸配布し、分別と資源化の徹底を図る
3月	指定ごみ袋引換券を郵送化
10月	10月を3R推進月間と定め、各種キャンペーン事業を実施 ・3R啓発事業（広報10月5日号掲載、懸垂幕・パネル掲示） ・集積所の街頭・巡回指導、RDFセンターごみ搬入調査などを実施
平成18年	
3月	一般廃棄物処理基本計画を改定（平成17年度から32年度） 家庭用のごみ減量ガイドブック及びごみ収集計画表を作製し全戸配布
5月	ごみ減量大作戦実行委員会にて、ごみ減量大作戦実行店・事業所認定制度が承認され実施
8月	粗大廃棄物処理場（神場字大通2341-1）を8月末で閉鎖、併せてリサイクルセンターでの粗大ごみ自己搬入の受付を停止
9月	一般廃棄物最終処分場隣接地（神場2536-22）へ粗大廃棄物処理場が移転、供用開始
平成19年	
1月	新大野原最終処分場に係る一般廃棄物の埋立処分終了届出書を提出
2月	事業系ごみ減量大作戦ガイドブックを作製し事業所に配布
3月	可燃性粗大破碎ごみを富士宮市所在のサーマルリサイクル施設に処分委託開始（御殿場市・小山町広域行政組合）
6月	神場不燃物最終処分場に係る一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書を提出 廃止確認通知書（平成19年6月5日環廃第53号の2）受理
10月	神場不燃物最終処分場跡地の公園整備のため、㈱東富士が土地の形質の変更届出書を県に提出 受理通知（平成19年10月31日環廃第424号）

平成 20 年	
4 月	有機資源循環推進事業生ごみ回収を開始（新橋区、湯沢区）
9 月	レジ袋無料配布中止（有料化）を食料品大型スーパー等で開始
10 月	粗大廃棄物処理場へのアクセス道路の拡張工事が完了、供用開始
平成 21 年	
4 月	新ごみ処理施設懇話会を計 5 回開催
9 月	有機資源循環推進事業生ごみ回収地区を拡大（森之腰区）
平成 22 年	
5 月	ごみ減量等市民懇話会を計 5 回開催
10 月	指定ごみ袋の形状を平袋式に移行
12 月	ごみ減量等推進審議会に対し、一般廃棄物処理基本計画について諮問
平成 23 年	
2 月	ごみ減量等推進審議会から、一般廃棄物処理基本計画について答申を受ける
3 月	一般廃棄物処理基本計画を改定（平成 23 年度から 32 年度）
4 月	有機資源循環推進事業の民間委託を開始 ・家庭系（湯沢区、森之腰区、新橋区及び萩原区の一部）生ごみの収集、運搬、処理及び事業系生ごみの処理を民間施設（ゆめかまど）で実施 生ごみ処理容器等購入事業補助金制度の一部変更 ・事業所用生ごみ処理機の補助を廃止 ・家庭用生ごみ処理機 限度額を 50,000 円から 30,000 円に減額
12 月	再資源化を目的とした使用済蛍光灯の拠点回収を市内 12 か所で開始
平成 24 年	
4 月	ごみ分別出前講座を開始
8 月	使用済蛍光灯の拠点回収ボックスを 4 か所増設（全 16 か所）
10 月	使用済小型家電リサイクル事業の試行を開始（リサイクルセンターでの拠点回収及び不燃ごみからの抜き取り）
平成 25 年	
4 月	機構改革により、環境課内の廃棄物管理事務所はリサイクル推進課に変更
5 月	ごみ減量等市民懇話会を計 6 回開催（第 2 回は小山町と合同）
8 月	発泡スチロールの拠点回収を開始（旧清掃センター跡地） パーソナルコンピューターを小型家電回収の対象品目として追加 また、「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」（環境省）にて小型家電回収用コンテナ 4 台の申請採択がされた（平成 26 年 2 月供与）
12 月	ごみ減量等推進審議会に対し、ごみの分別区分及び指定ごみ袋制度について諮問
平成 26 年	
3 月	ごみ減量等推進審議会から、ごみの分別区分及び指定ごみ袋制度について答申を受ける
11 月	新ごみ焼却センターを試験稼働 家庭ごみの出し方地区説明会を開始
12 月	家庭ごみの出し方個別説明会を開始 事業系ごみ減量ガイドブックの改訂版を市内の全事業所 3,421 か所に送付
平成 27 年	
2 月	家庭用ごみ減量ガイドブックの改訂版を全世帯に配布
2 月	廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定を市内 4 団体（御殿場郵便局・建設業協会・猟友会・一般廃棄物処理事業協同組合）と締結
4 月	新ごみ焼却センター（御殿場市・小山町広域行政組合）運用開始に伴い、御殿場市・小山町共通の指定ごみ袋制度開始 分別区分に「危険ごみ」を増やし、6 分別に変更

	金属類・小型家電・スプレー缶（危険ごみ）・ペットボトルの集積所回収を開始 小型家電の拠点回収を開始（公共施設等 10 か所）
平成 29 年	
3 月	静岡県産業廃棄物不法投棄監視員制度を廃止 御殿場市災害廃棄物処理計画を策定
6 月	TOKYO2020「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加（公共施設等 10 か所）
9 月	リサイクルセンター・粗大廃棄物処理場・一般廃棄物最終処分場前処理施設の受入業務を終了
10 月	再資源化センター（御殿場市・小山町広域行政組合）運用開始
平成 30 年	
4 月	紙おむつの搬出方法を変更
平成 31 年	
3 月	生ごみ処理容器等購入事業補助金交付制度の廃止
令和 3 年	
3 月	一般廃棄物処理基本計画を改定（令和 3 年度から 7 年度）
4 月	不燃ごみ収集（乾電池、ライターを含む）の民間委託を開始
7 月	使用済み小型充電式電池を（一社）J B R C に登録
8 月	家庭用ごみ減量ガイドブックを改訂
10 月	発泡スチロールの拠点回収を 3 か所増設（玉穂支所・印野支所・富士岡支所）
令和 4 年	
5 月	使用済みインクカートリッジ回収を環境課にて開始（試験的）
12 月	家庭用ごみ減量ガイドブック簡易版を全世帯に配布 収集スタッフ事務所及びエコハウス御殿場移転

3 ごみ処理の状況

(1) ごみ発生量

分別区分				H30	R1	2	3	4
可燃ごみ (t)	家庭系	市収集(委託)		13,203	13,327	13,528	13,196	12,978
		直接搬入		216	246	304	284	299
	事業系	直接搬入		600	631	673	601	648
		許可業者		10,218	10,051	8,943	9,294	9,372
		自衛隊3駐屯地		134	166	165	168	155
	小計		24,371	24,421	23,613	23,543	23,452	
不燃ごみ (t)	家庭系	市収集(直営)		347	333	382	343	298
		直接搬入		63	58	87	83	74
	事業系	直接搬入		0	0	0	0	0
		許可業者		1	0	0	0	0
	小計		411	391	469	426	372	
粗大ごみ (t)	家庭系	市収集(直営)		58	54	60	42	43
		直接搬入		828	844	1,037	905	872
	小計		886	898	1,097	947	915	
資源物 (t)	家庭系	市収集	直営	214	222	268	240	219
			委託	1,314	1,189	1,151	1,089	1,036
		直接搬入		165	176	206	181	176
		拠点回収		161	165	169	173	176
		生ごみ		162	158	146	143	137
	事業系	直接搬入		10	9	5	6	6
		許可業者生ごみ		240	334	240	183	224
		自衛隊3駐屯地		15	15	14	16	11
	小計		2,281	2,268	2,199	2,031	1,985	
有害ごみ (t)	家庭系	市収集(直営)・直接搬入		23	22	26	23	24
		拠点回収		5	6	7	6	5
	小計		28	28	33	29	29	
危険ごみ (t)	家庭系	市収集(直営)・直接搬入		24	24	27	26	25
	小計		24	24	27	26	25	
合計 (t)	家庭系	市収集	直営	660	650	757	303	283
			委託	14,680	14,675	14,826	14,792	14,471
		直接搬入		1,278	1,328	1,640	1,460	1,428
		拠点回収		165	171	175	179	180
	小計		16,783	16,824	17,398	16,734	16,362	
	事業系	直接搬入		610	640	678	607	654
		許可業者		10,459	10,385	9,183	9,477	9,596
		自衛隊3駐屯地		149	181	179	184	166
	小計		11,218	11,206	10,040	10,268	10,416	
	合計		28,001	28,030	27,438	27,002	26,778	
区清掃・市民減免等		112	113	69	65	77		

1人1日当たり排出量

	H30	R1	2	3	4
人 口(人)	88,781	88,194	87,779	86,797	85,570
1人1日当たり排出量(g)	891	897	879	873	875

※御殿場市の人口から須釜の人口を除いた人数（人口は10月1日現在）

※排出量は、ごみ発生量（P81）に資源回収団体による資源回収量（P84）を加えたもの。

4 ごみ減量に関する取組

(1) マイバッグ持参率

平成20年度ごみ減量大作戦実行委員会において、「レジ袋削減に向けた取組」が協議、承認され、平成20年9月からレジ袋無料配布中止（有料化）を実施しています。

市内レジ袋無料配布中止協力店（15店舗）マイバッグ持参率

30	R1	2	3	4
81.7%	81.2%	83.0%	81.5%	80.3%

※平成20年9月実施時の持参率82.8%

(2) 生ごみ処理容器等購入事業補助金交付制度

ごみの減量化及び資源化を図るため、生ごみ処理容器等の購入者に対し補助金を交付していましたが、市民に広く浸透したことから、平成30年度をもって終了しました。

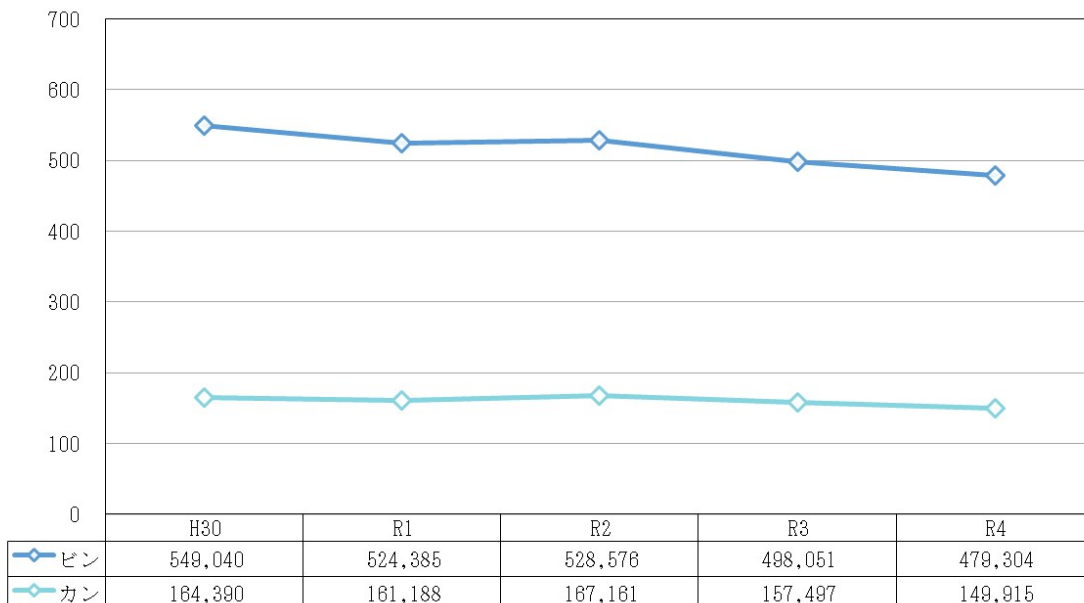
5 ごみ資源化の状況

(1) 資源物の再資源化実績

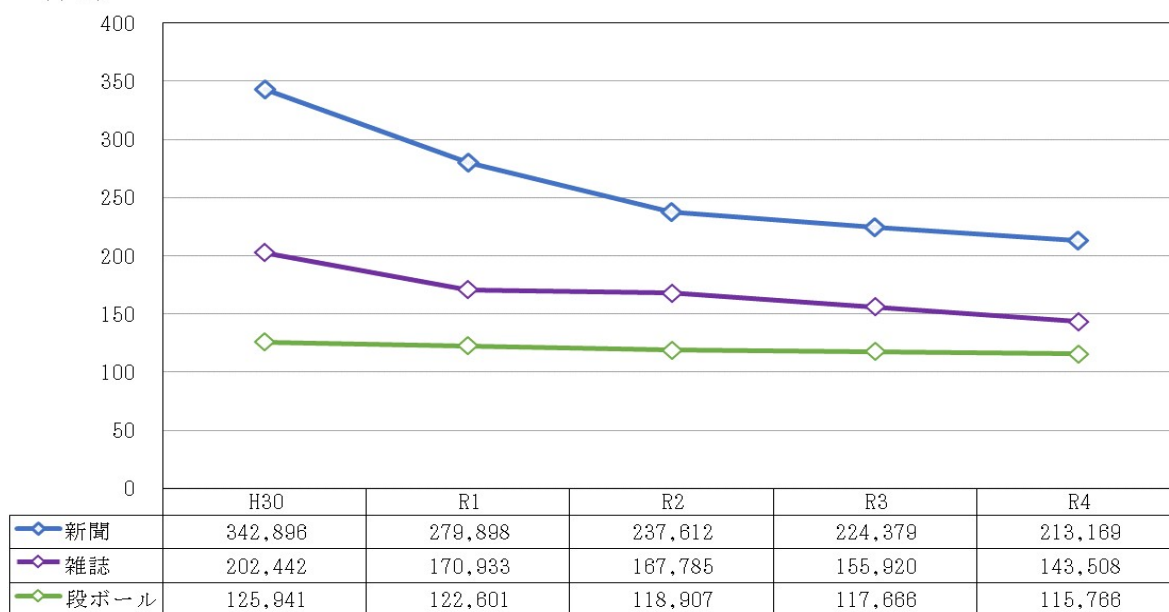
市では次のものを資源として回収し、再資源化をしています。

① びん・缶

(千kg)



② 古紙
(千kg)



③ ペットボトル・トレイ・発泡スチロール

	H30	R1	2	3	4
ペットボトル(kg)	207,020	210,520	216,240	223,260	224,900
トレイ(kg)	4,720	5,530	5,620	5,500	5,420
発泡スチロール(kg)	3,070	3,000	3,850	3,990	4,430
合 計	214,810	219,050	225,710	232,750	234,750

④ 使用済小型家電

	H30	R1	2	3	4
資源化量(kg)	180,960	190,810	243,970	200,370	183,240

⑤ 金属類

	H30	R1	2	3	4
資源化量(kg)	99,180	106,810	132,480	118,920	104,390

⑥ 生ごみ

	H30	R1	2	3	4
資源化量(kg)	401,968	492,094	385,878	325,782	360,702

(2) 資源物以外の再資源化実績

市では有害ごみや危険ごみとして収集したごみのうち、資源化が可能なものについては次のとおり再資源化しています。

① 有害ごみ（乾電池）

	H30	R1	2	3	4
処分量(kg)	21,900	21,780	24,930	22,760	23,100

② 有害ごみ（蛍光管）

	H30	R1	2	3	4
処分量(kg)	5,870	6,700	7,530	6,240	5,590

③ 危険ごみ（スプレー缶）

	H30	R1	2	3	4
処分量(kg)	21,340	21,550	24,490	23,670	23,460

④ 危険ごみ（ライター）

	H30	R1	2	3	4
処分量(kg)	2,220	2,110	2,370	1,980	1,850

6 資源回収団体による資源物回収

ごみの再資源化、環境美化及び資源の有効利用に対する市民の意識高揚を図るため、御殿場市内の地域住民で組織する団体が実施する資源回収に対し奨励金を交付しています。

	H30	R1	2	3	4
団体数	88	92	87	81	82
缶(kg)	26,138	26,823	25,956	22,161	18,526
びん(kg)	0	0	0	0	0
古紙(kg)	838,421	798,036	678,402	608,156	514,661
古布(kg)	11,293	14,028	12,832	11,874	11,921
牛乳パック(kg)	3,715	3,524	5,196	1,553	1,120
合 計	879,567	842,411	722,386	643,744	546,228

※資源回収奨励金は、10 円／k g

7 ごみ収集

(1) ごみの収集体系

家庭からごみ集積所及び指定場所へ排出されるごみ（一般廃棄物）は、市が回収し、事業所から排出されるごみ（事業系一般廃棄物）は、事業所の責任において処理をします。

平成 27 年 4 月から新たに、ペットボトル・金属類・小型家電・体温計（水銀）・スプレー缶の集積所回収、小型家電（個人情報を含むもの）・古着・古布の拠点回収を開始しました。

ごみの種類		排出先	収集回数等	収集	処理料有無
可燃ごみ	可燃	集積所	週 2 回	委託	一部無料（指定袋制）
不燃ごみ	不燃	集積所	月 2 回	委託	無料（指定袋制）
資 源 物	びん・缶	集積所	月 2 回	委託	無 料
	古紙				
	ペットボトル	協力店等	随時	委託	
		集積所	月 2 回	直営	
	トレイ	協力店等	随時	委託	
	発泡スチロール	公共施設等	月～金	委託	
	金属類	集積所	月 2 回	直営	
	小型家電	公共施設等	随時	直営	
		集積所	月 2 回	直営	
	生ごみ（一部地域）	集積所	週 2 回	委託	
	古着・古布	協力店等	随時	—	
粗大ごみ	自己搬入分	再資源化センター	月～金 土午前	—	有 料
	出張収集	軒先	電話予約制	直営	
有害ごみ	乾電池（ボタン電池除く）	集積所	月 2 回	委託	無 料
	蛍光管	協力店等	随時	委託	
	体温計（水銀）	集積所	月 2 回	委託	
危険ごみ	スプレー缶	集積所	月 2 回	直営	無 料
	ライター	集積所	月 2 回	委託	

(2) ごみ集積所設置数

ごみの排出場所は指定されたごみ集積所となっています。ごみ集積所は利用者及び区長からの要望により調査、確認の後、設置、移動及び廃止をしており、その管理はごみ集積所を利用している皆様に自主管理をお願いしています。

ごみ集積所は、年々増加傾向にあります。アパート・マンション及び分譲地等の増加によるものが主なものとなっています。

	H30	R1	2	3	4
年度当初(箇所)	1, 152	1, 172	1, 187	1, 206	1, 224
増	22	18	20	18	20
減	2	3	1	0	5
移動	2	5	1	4	6
年度末(箇所)	1, 172	1, 187	1, 206	1, 224	1, 239

(3) 粗大ごみ出張収集

粗大ごみの運搬手段がない家庭を対象に、電話による事前予約により粗大ごみの出張収集（軒先回収）を行っています。

	H30	R1	2	3	4
出張日数(日)	229	232	233	220	219
件数(件)	787	787	904	628	603
収集重量(kg)	53,700	50,040	56,320	40,940	42,870
処理手数料(円)	2,826,500	2,650,500	2,971,500	2,147,000	2,253,500

※平成29年10月から、午前の受付を開始

8 不法投棄

ごみは、市内の様々な場所に不法に投棄されることがありますが、これらの処理については、不法投棄者、土地の管理者又は市が実施しています。

	H30	R1	2	3	4
不法投棄発見数(件)	86	69	89	94	68
市処理数(件)	72	60	87	92	67
不法投棄者等処理数(件)	14	9	2	2	1

9 環境美化活動

環境美化活動の一環として、住宅周辺の川や道路の清掃を市内各区の年間事業活動の一つに組み込んでいただき実施しています。

環境美化活動を実施した区に対して、回収ごみを施設に搬入した年間出動車両数に応じて、予算の範囲内で報奨金を交付しています。

	H30	R1	2	3	4
※年間出役延べ人数(人)	34,881	33,097	24,903	26,205	29,713
年間出動車両数(台)	288	275	212	257	258

※自治会の参加人数のみ計上

10 道路上における動物の死体処理

道路上における動物の死体はごみとしての取扱いとなり、市が収集をしています。処理については、一時保管をした後、専門業者へ処分を委託しています。

	H30	R1	2	3	4
処理数(件)	353	345	289	327	283

1 1 墓地、埋葬等に関する許可

市及び法人に対して、墓地等の経営の許可・変更の許可・廃止の許可をしており、個人に対しては、廃止の許可をしています。

	H30	R1	2	3	4
経営許可(件)	1	2	1	0	0
変更許可(件)	7	3	2	6	2
廃止許可(件)	8	2	5	4	8

1 2 犬の登録

犬の飼い主には、法律により飼い犬の登録が義務付けられています。これは、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止及び撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的としています。

犬の登録頭数は次のとおりです。

	H30	R1	2	3	4
新規登録数(頭)	393	361	418	400	354
抹消数(頭)	476	413	390	397	405
総登録数(頭)	4, 255	4, 203	4, 231	4, 234	4, 166

1 3 地域猫活動事業

飼い主のいない猫の増加の防止を図り、市民の快適な生活環境の保持及び動物愛護精神の普及を図るため、地域猫活動事業補助金交付要綱を制定し、平成28年度から申請があった区へ補助金を交付しています。同事業は、飼い主のいない猫を捕獲して不妊去勢手術を施し、地域に戻る活動、いわゆるTNR(Trap Neuter Return)が主な活動となります。

	H30	R1	2	3	4
補助実績数(区)	4	14	13	14	13
TNR実績数(匹)	45	139	92	91	82

1 4 一般廃棄物最終処分施設

(1) 御殿場市一般廃棄物最終処分場

施設概要

所在地	御殿場市板妻 834-16
敷地面積	34,880 m ²
使用開始	平成 12 年 4 月
処分期間	約 27 年間（令和 8 年度まで延長）
付帯施設	浸出水処理施設 地下水観測用井戸 2 か所（内 1 本は施設用井戸水と兼用）
重機車両等	バックホー 1 台
埋立処分地	ア 埋立方式 セル&サンドイッチ
	イ 構造 遮水シート全面二重張構造
	ウ 埋立面積 8,400 m ²
	エ 埋立容量 32,471 m ³

処理実績

① 埋立処分容量

	H30	R1	2	3	4
埋立量(m ³)	353.6	360.9	503.5	177.2	126.5
埋立残容量(m ³)	17,728.5	17,367.6	16,864.1	16,848.1	16,721.6

平成 18 年度より実測量を開始

② 埋立処分量

	H30	R1	2	3	4
埋立量(t)	268.76	270.27	310.48	270.67	24,178

(2) 御殿場市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設

施設概要			
処理方法	接触ばっき方式＋高度処理		
処理能力	40 m ³ /日		
調整槽	1,000 m ³		
建物面積	714.29 m ²	延面積	811.25 m ²

処理水質（基準値及び測定結果）

項 目	基準値(省令) (mg/ℓ)	市が定める基準 (mg/ℓ)	処理水(mg/ℓ)	
			最大	最小
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6	5.8～8.6	8.0	7.5
生物化学的酸素要求量(BOD)	60mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	1.2	0.5 未満
化学的酸素要求量(COD)	90mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	1.4	0.5
浮遊物質(S S)	60mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	1.0 未満	1.0 未満
全窒素	120mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	3.8	2.2

(3) 新大野原不燃物最終処分場

施設概要	
所在地	御殿場市神場 2536-22 他
供用期間	平成 2 年 10 月～平成 19 年 1 月 31 日
埋立面積	14,056 m ²

現在の状況

平成 19 年 1 月 31 日付け埋立処分終了届出書提出済み

今後の対応

排出ガス等のデータ蓄積及び推移状況を観て安定化または減衰傾向を確認した後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物最終処分場廃止確認審査に付す。

御 殿 場 市 の 環 境

令 和 4 年 度 版
第 4 5 号

発行 令和5年10月
御殿場市萩原483
御殿場市環境課
(TEL) 0550-83-1603
(FAX) 0550-83-1685

この冊子は、再生紙を利用しています。